

# 統合型リゾート(IR)立地による影響調査

調査報告書 本編

大阪府

# 目次

はじめに P.3

---

(1)集客見込数 P.5

---

(2)立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) P.9

---

(3)課題と対策 P.25

---

(4)MICE施設の需要調査・整備検討 P.79

---

(5)夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性 P.139

---

# はじめに(1/2)

## I 調査の目的

統合型リゾート(以下、「IR」という。)は、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待できるとして、政府が発表した「日本再興戦略」(2016年6月)の一つに位置付けられている。その一方で、IR立地によるギャンブル依存症の増加や治安・犯罪面の影響等も懸念されている。

このことから大阪府では、大阪市・夢洲地区にIRを立地した場合の経済効果や懸念される課題と対策等について、具体的な情報やデータを整理・分析することを目的として本調査・検討業務を実施する。

## はじめに(2/2)

本調査は、夢洲まちづくり構想(案)～中間とりまとめ～(2015年2月)※1のゾーニング・面積を参考にしながら、以下の既存施設が夢洲地区に立地すると想定し、2パターンの調査を実施した。

### II 調査の前提条件

夢洲まちづくり構想(案) ～中間とりまとめ～(2015年2月)		本調査の前提条件			
ゾーニング	面積	【パターン①】 2024年の開業を想定する施設規模		【パターン②】 パターン①の開業済施設に加え、 2030年の新たな開業を想定する施設規模	
		施設名	面積	施設名	面積
観光	約30ha (早期利用可能エリア)	Marina Bay Sands (シンガポール) ●早期利用可能エリア内への立地を想定	約16ha	Marina Bay Sands (シンガポール) (開業済施設)	約16ha
	約50ha			MGM Grand (米・ネバダ州) (新規開業)	約50ha
リザーブ①	約50ha	—	—	Wynn・Encore (米・ネバダ州) (新規開業)	約87ha
リザーブ②	約60ha			●全体利用可能エリア内への立地を想定	
合計	約190ha	—	約16ha	—	約153ha

※1大阪市ホームページ「<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000286607.html>」

# (1)集客見込数

Summary	P.6
<hr/>	
IR施設への集客見込数(内国人・外国人別)	P.7
<hr/>	

# (1)集客見込数

## Summary

- 本章では、夢洲地区にIRを立地した場合の経済効果試算を目的として、夢洲地区への集客見込数を推定した。
- 本調査においては、政府の『観光先進国』への新たな国づくりに向けた「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年3月)、大阪府・大阪市の「大阪都市魅力創造戦略2020」(2016年11月)などを前提として、夢洲地区への集客見込数を推定している。
  - 集客見込数を推定した結果、2024年の集客見込数は1,300万人程度、2030年の集客見込数は2,200万人程度となった。

### 調査内容

本章では以下の観点より、IR施設導入によって想定される集客見込数を整理した。

#### (1)集客見込数

- IR施設への集客見込数(内国人・外国人別)

# (1) 集客見込数

## IR施設への集客見込数(内国人・外国人別)

夢洲(IR施設)への2024年の集客見込数推定値は、内国人旅行者数が約900万人、外国人旅行者数が約400万人、合計約1,300万人となった。

### 2024年 集客見込数の推計結果

	国内 延べ旅行者数		来阪 延べ旅行者数		夢洲(IR施設) 集客見込数	
内国人	2014年実績	2015年実績	2024年推計値	考え方 起点年次の来阪延べ旅行者数(万人)×伸び率(%) ^(推計年次-起点年次) =推計年次の来阪延べ旅行者数(万人)	2024年推計値	考え方 来阪延べ旅行者数(万人)×IR関連の旅行目的(%) =夢洲(IR施設)への集客見込数(万人)
	59,522万人程度	60,472万人程度	3,495万人程度	2,983万人×(101.2%)^10=3,495万人	938万人程度	3,495万人×38.0%×70.6%=938万人
	【参考】日本人国内延べ旅行者数 2014~2015年実績の年平均成長率:101.2%  出所:観光庁「旅行・観光消費動向調査」平成27年 年間値(確報)」(2016/6)		【参考】目的地(大阪)別 延べ旅行者数-国内旅行 2014年実績:2,983万人  出所:観光庁「旅行・観光消費動向調査」旅行・観光産業の経済効果に関 する調査研究(2014年度版)」(2016/3)		【参考】日本人旅行者のIRに関連する旅行目的 シンガポール観光客のIR(MBS・RWS)への訪問率:38.0% 出所:シンガポール観光庁「ANNUAL REPORT ON TOURISM STATISTICS 2015」(2016/10)  MBS・RWSの来場人数合計に対する、MBSの来場人数比:70.6% 出所:Las Vegas Sands Corp. "Fact Sheet", Genting Singapore PLC "Annual Report"より作成	
外国人	2020年目標	2030年目標	2024年推計値	考え方 起点となる来阪延べ旅行者数(万人)×伸び率(%) ^(推計年次-起点年次) =推計年次の来阪延べ旅行者数(万人)	2024年推計値	考え方 来阪延べ旅行者数(万人)×IR関連の旅行目的(%) =夢洲(IR施設)への集客見込数(万人)
	4,000万人程度	6,000万人程度	1,529万人程度	1,300万人×(104.1%)^4=1,529万人	410万人程度	1,529万人×38.0%×70.6%=410万人
	【参考】訪日外国人旅行者数 2020~2030年目標の年平均成長率:104.1%  出所:首相官邸・観光庁「明日の日本を支える観光ビ ジョン」(2016/6)		【参考】来阪外国人旅行者数 2020年目標:1,300万人  出所:大阪府市「大阪都市魅力創造戦略2020」(2016/11)		【参考】外国人旅行者のIRに関連する旅行目的 シンガポール観光客のIR(MBS・RWS)への訪問率:38.0% 出所:シンガポール観光庁「ANNUAL REPORT ON TOURISM STATISTICS 2015」(2016/10)  MBS・RWSの来場人数合計に対する、MBSの来場人数比:70.6% 出所:Las Vegas Sands Corp. "Fact Sheet", Genting Singapore PLC "Annual Report"より作成	
					<b>合計1,300万人程度</b>	

# (1) 集客見込数

## IR施設への集客見込数(内国人・外国人別)

夢洲(IR施設)への2030年の集客見込数推定値は、内国人旅行者数が約1,500万人、外国人旅行者数が約700万人、合計約2,200万人となった。

### 2030年 集客見込数の推計結果

	国内 延べ旅行者数		来阪 延べ旅行者数		夢洲(IR施設) 集客見込数	
内 国 人	2014年実績	2015年実績	2030年推計値	考え方 起点年次の来阪延べ旅行者数(万人) × 伸び率(%) ^(推計年次 - 起点年次) =推計年次の来阪延べ旅行者数(万人)	2030年推計値	考え方 来阪延べ旅行者数(万人) × IR関連の旅行目的(%) =夢洲(IR施設)への集客見込数(万人)
	59,522万人程度	60,472万人程度	3,843万人程度	2,983万人 × (101.2%) <sup>16</sup> = 3,843万人	1,461万人程度	3,843万人 × 38.0% = 1,461万人
	【参考】日本人国内延べ旅行者数 2014~2015年実績の年平均成長率: 101.2%  出所: 観光庁「旅行・観光消費動向調査」平成27年 年間値(確報)」(2016/6)		【参考】目的地(大阪)別 延べ旅行者数 - 国内旅行 2014年実績: 2,983万人  出所: 観光庁「旅行・観光消費動向調査」旅行・観光産業の経済効果に関 する調査研究(2014年度版)」(2016/3)		【参考】日本人旅行者のIRに関連する旅行目的 シンガポール観光客のIR訪問率: 38.0%  出所: シンガポール観光庁「ANNUAL REPORT ON TOURISM STATISTICS 2015」(2016/10)	
外 国 人	2020年目標	2030年目標	2030年推計値	考え方 起点となる来阪延べ旅行者数(万人) × 伸び率(%) ^(推計年次 - 起点年次) =推計年次の来阪延べ旅行者数(万人)	2030年推計値	考え方 来阪延べ旅行者数(万人) × IR関連の旅行目的(%) =夢洲(IR施設)への集客見込数(万人)
	4,000万人程度	6,000万人程度	1,950万人程度	1,300万人 × (104.1%) <sup>10</sup> = 1,950万人	741万人程度	1,950万人 × 38.0% = 741万人
	【参考】訪日外国人旅行者数 2020~2030年目標の年平均成長率: 104.1%  出所: 首相官邸・観光庁「明日の日本を支える観光ビ ジョン」(2016/6)		【参考】来阪外国人旅行者数 2020年目標: 1,300万人  出所: 大阪府市「大阪都市魅力創造戦略2020」(2016/11)		【参考】外国人旅行者のIRに関連する旅行目的 シンガポール観光客のIR訪問率: 38.0%  出所: シンガポール観光庁「ANNUAL REPORT ON TOURISM STATISTICS 2015」(2016/10)	
						<b>合計2,200万人程度</b>



## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

Summary	P.10
<hr/>	
試算の基本的な考え方	P.11
<hr/>	
ア 直接効果の試算結果	P.17
<hr/>	
イ 経済効果の試算結果	P.21
<hr/>	
ウ 税収効果の試算結果	P.23
<hr/>	

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

### Summary

- 本章では、夢洲地区にIRを立地した場合の経済効果を試算する。
- 本調査においては、各種前提条件をベースに、夢洲地区へのIR立地が起点となり創出される2024年及び2030年における新たな生産増加額や雇用創出を”経済効果”と捉えて試算した。

直接効果	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 直接効果(IR立地が契機となり、関連地域の既存産業が活性化されることによる直接的な生産増)を試算した結果、<u>開発による直接効果(開業前までの累計)</u>は、2024年が約3,500億円、2030年が約8,200億円となった。</li><li>➢ また、<u>事業運営による直接効果(開業後 毎年)</u>は、2024年が約2,000億円、2030年が約4,100億円となった。</li></ul>
経済効果	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 大阪府の経済効果を試算した結果、<u>開発による経済効果(開業前までの累計)</u>は、2024年が約5,600億円の生産増加額と約4.1万人の雇用創出、2030年が約1兆3,300億円の生産増加額と約9.7万人の雇用創出となった。</li><li>➢ また、<u>事業運営による経済効果(開業後 毎年)</u>は、2024年が約3,000億円の生産増加額と約3.2万人の雇用創出、2030年が約6,300億円の生産増加額と約7.0万人の雇用創出となった。</li></ul>
税収効果	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 税収効果は、カジノ事業運営による直接効果から試算されるカジノ納付金・カジノ入場料と、IR全事業の大阪府の経済効果から試算される国税・府税・市税を加算している。この税収効果を試算した結果、<u>2024年の税収効果は1,200億円程度、2030年の税収効果は2,500億円程度</u>となった。</li></ul>

### 調査内容

本章では以下の観点により、IR立地によって影響が及ぶ関連地域の立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)を整理した。

#### (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)に係る観点

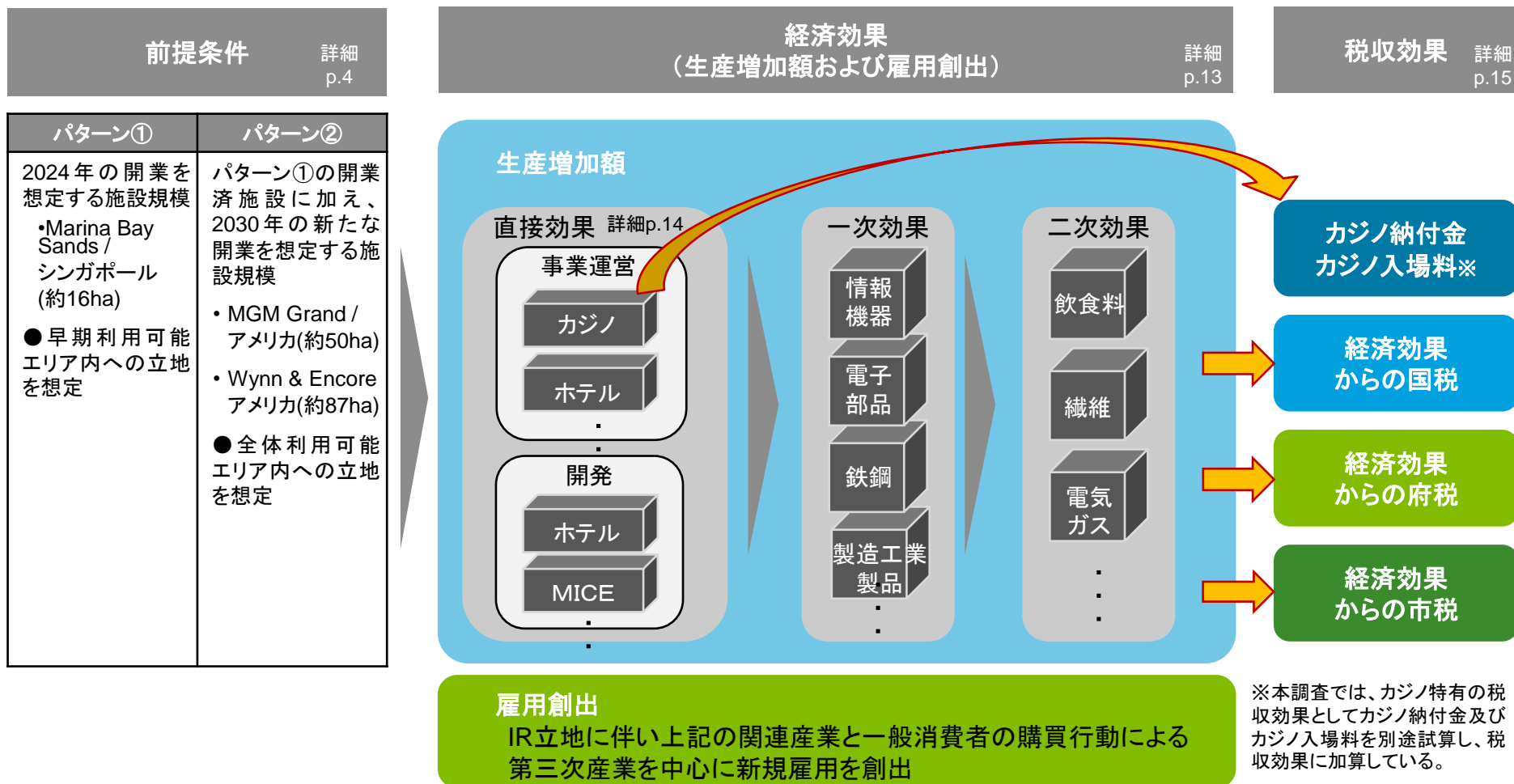
- ア 直接効果の試算結果
- イ 経済効果の試算結果
- ウ 税収効果の試算結果

## **(2)立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) 試算の基本的な考え方**

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) 試算の基本的な考え方

経済効果は、夢洲地区へのIR立地が起点となり創出される2024年及び2030年における新たな生産や雇用を”経済効果”と捉えて試算した。  
 税収効果は、カジノ事業売上(直接効果)から試算されるカジノ納付金・カジノ入場料と、経済効果から試算される国税・府税・市税を加算した。

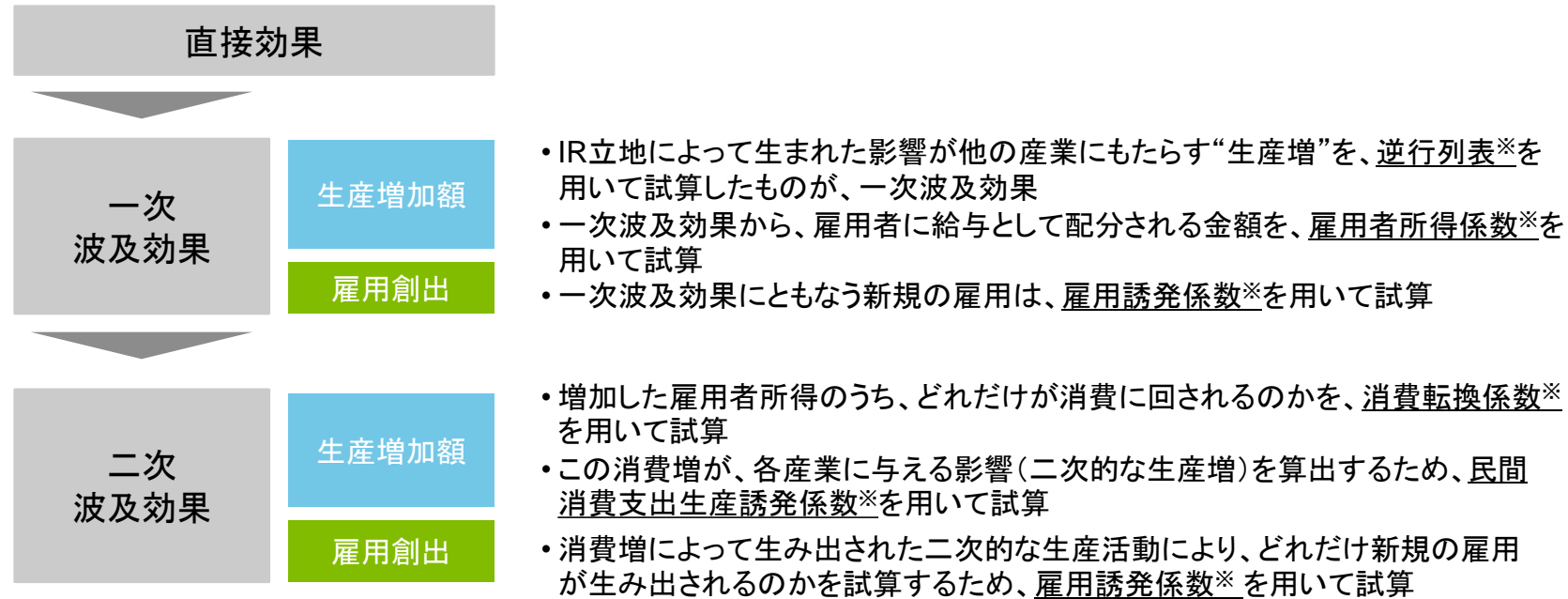
### IR立地を起点に発生する経済効果、税収効果の試算イメージ図



## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) 試算の基本的な考え方

### 経済効果の試算にあたっての基本的な考え方

経済効果は直接効果から発生する、一次波及効果、二次波及効果の生産増加額合算値で試算した。また、雇用創出も試算した。



※:総務省、地方自治体の統計数値を利用等

■ 本試算において、経済効果試算に当たり、以下項目については試算条件に加味していない。

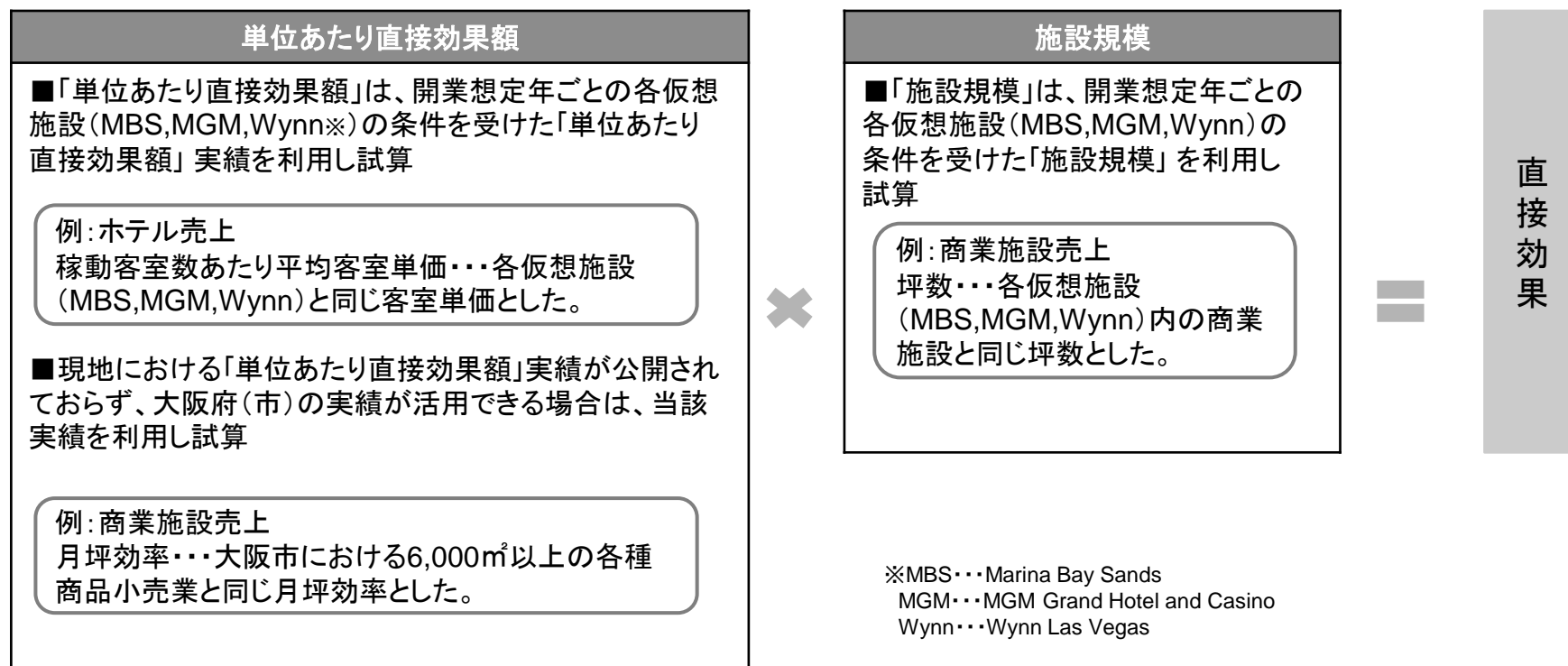
- IR開発時点からの人口動態の変化
  - IR開発時点からの投入・算出の技術的構造の変化
  - IR開発時点からの名目・実質インフレ率の変動
  - 土地売買・賃貸借による取引の発生
  - 法律や制度の新たな制定や改定
  - 近畿外の地域の経済効果の発生
  - IR開発以前の経済効果の発生
- 等

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) 試算の基本的な考え方

### 直接効果の試算にあたっての基本的な考え方

#### 1. 直接効果の試算方法

- 直接効果は、「単位あたり直接効果額」に「施設規模」(カジノについては「来訪者数」)を乗じて試算



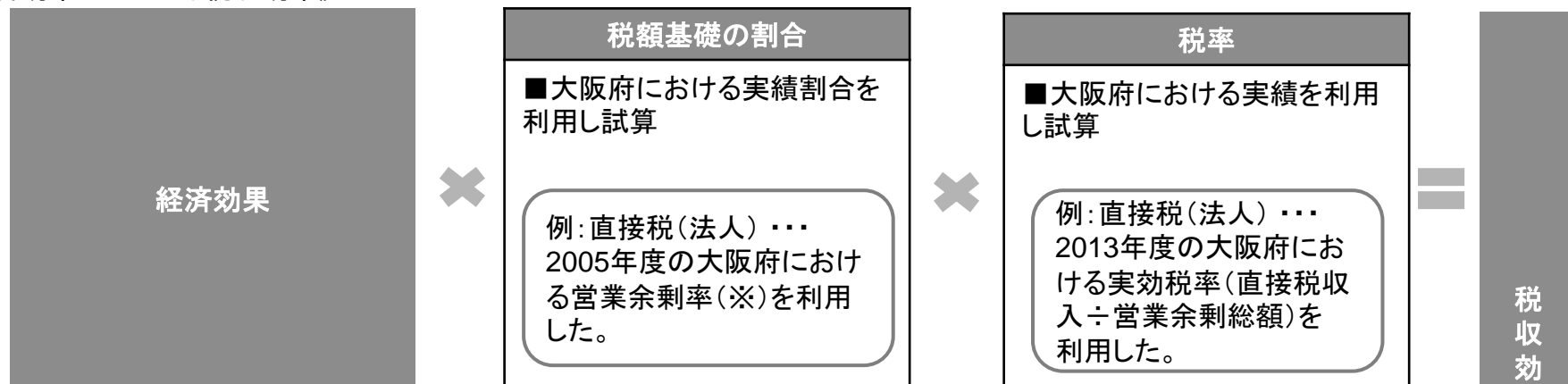
## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) 試算の基本的な考え方

### 税収効果の試算にあたっての基本的な考え方(1/2)

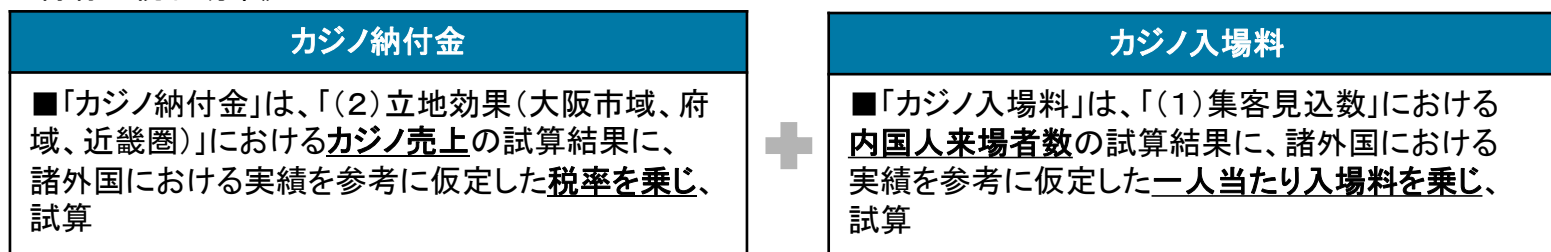
#### 1. 税収効果の試算方法

- 経済効果から生じる税収効果は、「経済効果」の試算結果をもとに、「直接税(法人)」、「直接税(個人)」、「間接税」ごとに、「税額基礎の割合」及び「税率」を乗じ試算
- カジノ特有の税収効果として、「カジノ納付金」及び「カジノ入場料」を税収効果に加算

#### 《経済効果から生じる税収効果》



#### 《カジノ特有の税収効果》



※営業余剰率: 営業余剰(企業の利潤にあたるもの)をその産業の府内生産額で除した割合

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) 試算の基本的な考え方

### 税収効果の試算にあたっての基本的な考え方(2/2)

#### 2. 税収効果の区分

- 経済効果から生じる税収効果は、2013年度における実績割合をもとに、国税・地方税(道府県税)・地方税(市町村税)に按分している。
- カジノ特有の税収効果は、その全額を国税(間接税)に含めている。

#### 3. 各種課税項目の区分方法

- 本推計においては各種課税項目を以下の表の通り区分した。(※印は特定不可のため均等配分)

課税対象		国税	都道府県税	市町村税
直接税	個人	所得税、復興特別所得税、相続税	道府県民税(個人)、道府県民税(利子割)※ 事業税(個人)、自動車税※、狩猟税 自動車取得税※、不動産取得税※	市町村民税(個人)、固定資産税※ 軽自動車税※、特別土地保有税※ 法定外普通税※、都市計画税※
	法人	法人税、復興特別法人税	道府県民税(法人)、道府県民税(利子割)※ 事業税(法人)、自動車税※、鉱区税 固定資産税(特例分)、法定外普通税 自動車取得税※、不動産取得税※	市町村民税(法人)、固定資産税※ 軽自動車税※、特別土地保有税※ 法定外普通税※、事務所税 都市計画税※、法定外目的税※
間接税		消費税、酒税、たばこ税 たばこ特別税(特) 揮発油税 その他	地方消費税、 道府県たばこ税、ゴルフ場利用税 軽油取引税	市町村たばこ税 入湯税 法定外目的税※



## **(2)立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)**

### **ア 直接効果の試算結果**

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

### ア 直接効果の試算結果

- 直接効果(IR立地が契機となり、地場の既存産業が活性化されることによる直接的な生産増)は、前提条件の既存施設を参考に、施設に属する産業(カジノ、商業施設、ホテル、MICE、エンターテインメント施設、レストラン等)から構成されると想定し、直接効果(売上高)を試算した。
  - パターン①の直接効果を試算した結果、開発による開業までの直接効果(詳細:P.19)は累計3,500億円程度となった。また、事業運営(詳細:P.20)による開業後の直接効果は毎年2,000億円程度となった。
  - パターン②の直接効果を試算した結果、開発による開業までの直接効果(詳細:P.19)は累計8,200億円程度となった。また、事業運営(詳細:P.20)による開業後の直接効果は毎年4,100億円程度となった。

#### 直接効果の試算結果

直接効果	パターン①	パターン②
開発 (開業前までの累計)	3,500億円程度	8,200億円程度
事業運営 (開業後 毎年)	2,000億円程度	4,100億円程度

なお、鉄道敷設等の夢洲の基盤整備コストについては別途詳細な技術的検討が必要であり、本試算の対象外としている。

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

### ア 直接効果の試算結果

#### 【参考】直接効果の試算結果(開発のみ)

- ▶ パターン①の直接効果を試算した結果、開発による開業までの直接効果は累計3,500億円程度となった。  
また、パターン②の直接効果を試算した結果、開発による開業までの直接効果は累計8,200億円程度となった。
- ▶ 施設(産業)別の直接効果は、以下のとおり。(ソート:パターン① 直接効果 昇順)

施設(産業)	パターン①	パターン②	MBS	MGM & Wynn
MICE	2,070億円程度	3,410億円程度	2,070億円程度	1,330億円程度
ホテル	750億円程度	3,560億円程度	750億円程度	2,810億円程度
商業施設	320億円程度	480億円程度	320億円程度	160億円程度
劇場	160億円程度	340億円程度	160億円程度	180億円程度
カジノ	60億円程度	180億円程度	60億円程度	120億円程度
ナイトクラブ	50億円程度	100億円程度	50億円程度	50億円程度
レストラン	40億円程度	70億円程度	40億円程度	30億円程度
ゴルフ場	—	40億円程度	—	40億円程度
合計	3,500億円程度	8,200億円程度	-	-

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

### ア 直接効果の試算結果

#### 【参考】直接効果の試算結果(事業運営のみ)

- ▶ パターン①の直接効果を試算した結果、事業運営による開業後の直接効果は毎年2,000億円程度となった。また、パターン②の直接効果を試算した結果、事業運営による開業後の直接効果は毎年4,100億円程度となった。
- ▶ 施設(産業)別の直接効果は、以下のとおり。(ソート:P.19 パターン① 直接効果(開発)昇順)

施設(産業)	パターン①	パターン②		
			MBS	MGM & Wynn
MICE	110億円程度	200億円程度	110億円程度	90億円程度
ホテル	340億円程度	1,050億円程度	340億円程度	710億円程度
商業施設	600億円程度	910億円程度	610億円程度	310億円程度
劇場	170億円程度	320億円程度	170億円程度	150億円程度
カジノ	530億円程度	900億円程度	900億円程度	
ナイトクラブ	150億円程度	570億円程度	150億円程度	420億円程度
レストラン	60億円程度	120億円程度	60億円程度	60億円程度
ゴルフ場	-	10億円程度	-	10億円程度
合計	2,000億円程度	4,100億円程度	-	-

## **(2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏) イ 経済効果の試算結果**

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

### イ 経済効果の試算結果

#### 経済効果の試算結果

▶ 大阪市域、大阪府域、近畿圏別の経済効果の試算結果は以下のとおり。

		パターン①		パターン②					
		開発	事業運営	開発	MBS		事業運営	MBS	
					MBS	MGM & Wynn		MBS	MGM & Wynn
大阪 市域	生産 増加額	5,200億円 程度	2,900億円 程度	1兆2,300億 円程度	5,200億円 程度	7,100億円 程度	6,100億円 程度	3,500億円 程度	2,600億円 程度
	雇用 創出	44,100人 程度	28,000人 程度	104,600人 程度	44,100人 程度	60,500人 程度	61,100人 程度	34,700人 程度	27,400人 程度
大阪 府域	生産 増加額	5,600億円 程度	3,000億円 程度	1兆3,300億 円程度	5,600億円 程度	7,700億円 程度	6,300億円 程度	3,600億円 程度	2,700億円 程度
	雇用 創出	41,000人 程度	32,100人 程度	97,200人程 度	41,000人 程度	56,200人 程度	70,300人 程度	39,500人 程度	30,800人 程度
近畿 圏	生産 増加額	6,100億円 程度	3,200億円 程度	1兆4,500億 円程度	6,100億円 程度	8,400億円 程度	6,700億円 程度	3,800億円 程度	2,900億円 程度
	雇用 創出	41,500人 程度	33,700人 程度	98,400人程 度	41,500人 程度	56,900人 程度	72,500人 程度	41,000人 程度	31,500人 程度

## **(2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)**

### **ウ 税収効果の試算結果**

## (2) 立地効果(大阪市域、府域、近畿圏)

### ウ 税収効果の試算結果

#### 税収効果の試算結果

	パターン①		パターン②					
	開発	事業運営	開発	MBS	MGM & Wynn	事業運営	MBS	MGM & Wynn
国税	400億円程度	200億円程度	900億円程度	400億円程度	500億円程度	500億円程度	300億円程度	200億円程度
地方税(府税)	100億円程度	50億円程度	200億円程度	100億円程度	100億円程度	100億円程度	50億円程度	50億円程度
地方税(市税)	100億円程度	100億円程度	200億円程度	100億円程度	100億円程度	200億円程度	100億円程度	100億円程度
カジノ納付金 カジノ入場料	—	250億円程度	—	—		400億円程度	400億円程度	
合計	600億円程度	600億円程度	1,300億円程度	600億円程度	700億円程度	1,200億円程度	650億円程度 (カジノ納付金・ カジノ入場料は等分)	550億円程度 (カジノ納付金・ カジノ入場料は等分)

↓

パターン①  
総合計: 1,200億円程度

↓

パターン②  
総合計: 2,500億円程度



### (3) 課題と対策

ア IR立地による懸念事項・課題	P.26
イ 懸念事項・課題対策の現状・実態	P.28
ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査	P.32
エ 諸外国の事例を大阪で採用した場合の有効性と課題	P.65
オ 今後実施が想定される対策	P.67
キ 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響	P.74

### **(3) 課題と対策**

#### **ア IR立地による懸念事項・課題**

### (3) 課題と対策

#### (ア) IR立地による懸念事項・課題

##### 我が国におけるIR導入によって懸念される事項

IR推進法の次に施行が想定されるIR整備法案に関する基本的な考え方について、IR議連は特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR実施法案～に関する基本的な考え方(以下「基本的な考え方」という。)をIR議連総会にて発表している。

この基本的な考え方において、IR議連は以下の5つの懸念事項・課題を「社会的関心事」として挙げており、IR区域整備に伴う社会的関心事に対する必要な措置義務について整理している。

#### 懸念事項・課題(社会的関心事)

- ・暴力団組織の介入や犯罪の温床になること
- ・マネー・ローンダリング
- ・地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れ
- ・青少年への悪影響
- ・賭博依存症患者の増大

#### 対策(社会的関心事への対応)

- ・反社会的組織の関与対策
- ・マネー・ローンダリング対策
- ・地域風俗環境の悪化対策
- ・青少年への悪影響対策
- ・ギャンブル依存症対策

出所:国際観光産業振興議員連盟「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR実施法案～に関する基本的な考え方」をもとに作成

### **(3) 課題と対策**

#### **イ 懸念事項・課題対策の現状・実態**

## (3) 課題と対策

### (イ) 懸念事項・課題対策の現状・実態

#### 調査方針

我が国では、原則として、刑法第185条(賭博)及び第186条(常習賭博及び賭博場開張等凶利)にてギャンブル行為に興じること及びその運営が禁止されている一方で、個別の法律により規定されている競馬や競輪等の公営競技については、特例的に認められている。

そこで、本章では公営競技に係る対策を中心に、前章にて整理した5つの懸念事項・課題対策別に我が国における現状・実態を調査することとする。

- 対象とする公営競技: モータボート、競輪
- 事例の対象
  - 箕面市及び大阪府都市競艇組合
  - 岸和田市

### (3) 課題と対策

#### (イ) 懸念事項・課題対策の現状・実態

	反社会的組織の関与対策	マネー・ローンダリング対策	地域風俗環境の悪化対策
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の制定により、事業活動に対する反社会的組織の関与を排除するため、一定の法整備が行われている。</li> </ul>	<p>-</p> <p>※事業者が犯罪収益移転防止法に定められている「特定事業者」に該当しないため取締は行われていない。</p>	<p>-</p>
地方公共団体	<p>大阪府・市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	<p>-</p>	<p>-</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul> <p>※公営競技の場合、運営主体が公的主体に限定されるため、反社会的組織が運営主体に含まれることは想定されない。</p>	<p>-</p> <p>※犯罪収益移転防止法に定められている「特定事業者」に地方公共団体は該当しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>場内の秩序の維持、競走の公正・安全を確保</li> <li>入場者の整理</li> <li>選手出場に関する適正な条件の確保</li> <li>競走・競輪に関する犯罪及び不正の防止</li> <li>競走場内における品位・衛生の保持</li> </ul> <p>※場外販売場等の秩序も含む。</p>

出所：モーターボート競走法、モーターボート競走法施行規則、自転車競技法、自転車競技法施行規則をもとに作成

### (3) 課題と対策

#### (イ) 懸念事項・課題対策の現状・実態

##### 青少年への悪影響対策

##### ギャンブル依存症対策

国	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省によるギャンブル依存症に関する研究</li> <li>厚生労働省の「依存症治療拠点機関設置運営事業」に基づき、全国拠点機関・治療拠点機関の採択実施</li> <li>厚生労働省による「依存症治療拠点機関設置運営事業」の実施</li> <li>全国治療拠点機関は依存所治療・回復プログラム、支援ガイドラインの開発</li> <li>厚生労働省による人材育成・地域体制整備</li> </ul>	
地方公共団体	大阪府・市	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府立精神医療センターを「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症の治療・回復支援事業を実施(国のモデル事業:2014年～2016年度)</li> <li>府立の保健所やこころの健康総合センターにて、精神保健福祉に関する窓口相談を実施</li> <li>大阪市内の24区役所にて精神保健福祉相談を実施</li> <li>依存症支援にかかるネットワークである「大阪アディクションセンター」の設立</li> </ul> <p>※上記対策はギャンブル依存症に特化した対策ではない。</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者による購入禁止</li> <li>船券・車券の譲受禁止</li> </ul>	-	<p>※場内入場時に入場者より入場料(50円～100円)を徴収</p>

### **(3) 課題と対策**

#### **ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査**



### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

#### 調査分析対象国・地域

近年、一定規模のIRを導入しているシンガポール、ネバダ州、韓国を調査分析の対象国・地域とし、主要なカジノ事業者を調査分析の対象とする。

なお、外国人専用カジノについては、本調査分析の対象から除外している。

#### 為替レート

本報告書において、現地通貨を記載した部分については、下記レートで換算した日本円(JPY)の金額を併記している。

調査対象地域通貨	為替レート <sup>*1</sup>
1シンガポールドル(SGD)	76.43円
1アメリカドル(USD)	102.45円
1韓国ウォン(KRW)	0.09円

\*1 基準日は平成28年8月1日

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### 調査方針

懸念事項・課題対策については、各国・地域とも主としてカジノ関連法令に基づき講じられているところである。そこで、各国・地域のカジノ関連法令を中心に、各国・地域で講じられている対策事例を調査するとともに、基本的考え方に記載されている、「社会的関心事への対応」(下図表参照)を参考に、整理・類型化することとする。

懸念事項・課題	懸念事項・課題対策	
	対策項目	対策概要
暴力団組織の介入や犯罪の温床になること	①反社会的組織の関与対策	1.個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求 2.施行に係わる規則等も厳格にその履行と遵守・監視 3.入場者全員に対する本人確認の実施 4.暴力団組織等に関係する者の入場禁止 等
マネー・ローンダリング	②マネー・ローンダリング対策	1.賭け金が一定額以上の個人に対する本人確認の実施 2.疑わしい行動等の規制当局に対する報告 等
地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れ	③地域風俗環境の悪化対策	1.施設内外の監視・警備 2.警察との連携、協力 等
青少年への悪影響	④青少年への悪影響対策	1.入場者全員の本人確認 2.青少年による入場禁止 等
賭博依存症患者の増大	⑤ギャンブル依存症対策	1.公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握 2.依存症問題対応のための専門機関の創設 3.中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定 4.調査研究の推奨 5.治療やカウンセリング体制構築支援 6.内国人への入場制限(入場料、排除プログラム、成人等)の設定 7.ギャンブル依存症対策等社会的セーフティーネット構築のため、カジノ収益の一部を納付等

出所:国際観光産業振興議員連盟「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR実施法案～に関する基本的な考え方」をもとに作成

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### 各国・地域のカジノ関連事業に関する規制制度

		シンガポール	ネバダ州	韓国
反社会的組織の関与対策	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ管理法</li> <li>・カジノ管理(サーベランス)規則2009</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ州法</li> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード及びネバダ・ゲーミング・コントロール・コミッション規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃鉱地域開発支援に関する特別法</li> <li>・廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令</li> <li>・カジノ営業準則</li> </ul>
	規制機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構(CRA)</li> <li>・シンガポール警察(SPF)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コミッション(NGC)</li> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード(NGCB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化体育観光部(MCST)</li> <li>・射幸産業統合監督委員会(NGCC)</li> </ul>
マネー・ローンダリング対策	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ管理法</li> <li>・カジノ管理(マネー・ローンダリング及びテロ資金対策)諸規則2009</li> <li>・汚職・麻薬取引及びその他の重大な犯罪(財産の没収)法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行秘密法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律</li> <li>・特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律施行令</li> <li>・マネー・ローンダリング防止と公共の脅迫資金調達禁止に関する業務規程</li> </ul>
	規制機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構(CRA)</li> <li>・シンガポール警察(SPF)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪収益分析ネットワーク(FinCEN)</li> <li>・歳入庁(IRS)</li> <li>・連邦捜査局(FBI) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融情報分析院(KoFIU)</li> <li>・検察庁(SPO)</li> <li>・国税庁(NTS) 等</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### 各国・地域のカジノ関連事業に関する規制制度

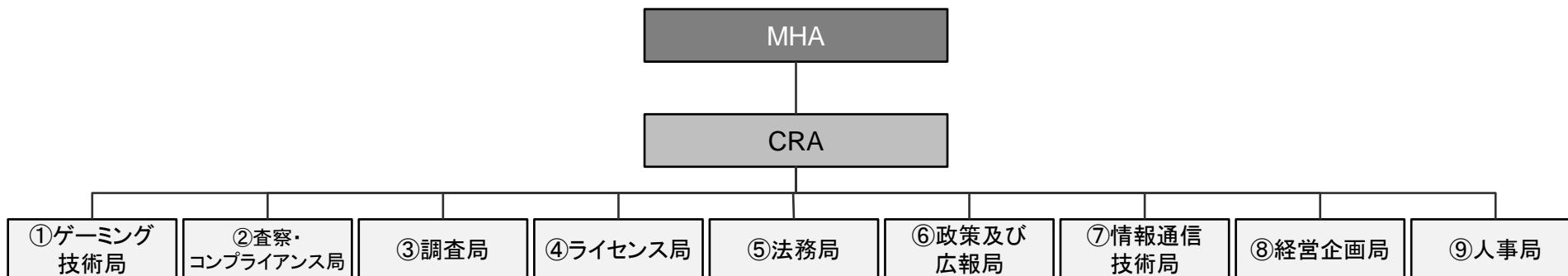
		シンガポール	ネバダ州	韓国
地域風俗 環境悪化 対策	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ管理法</li> <li>・カジノ管理(サーベランス)規則2009</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード及びネバダ・ゲーミング・コントロール・コミッション規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ営業準則</li> </ul>
	規制機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構(CRA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード(NGCB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・射幸産業統合監督委員会(NGCC)</li> <li>・金融情報分析院(KoFIU)等</li> </ul>
青少年への 悪影響対策	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ管理法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ州法</li> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード及びネバダ・ゲーミング・コントロール・コミッション規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令</li> <li>・射幸産業統合監督委員会法</li> <li>・カジノ営業準則</li> </ul>
	規制機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構(CRA)</li> <li>・問題ギャンブル全国協議会(NCPG)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード(NGCB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・射幸産業統合監督委員会(NGCC)</li> <li>・ギャンブル問題管理センター(KCGP)</li> </ul>
ギャンブル 依存症対策	法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ管理法</li> <li>・カジノ管理(入場料)諸規則2010</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ州法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・射幸産業統合監督委員会法</li> <li>・観光振興法</li> </ul>
	規制機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構(CRA)</li> <li>・シンガポール警察(SPF)</li> <li>・問題ギャンブル全国協議会(NCPG)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード(NGCB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・射幸産業統合監督委員会(NGCC)</li> <li>・ギャンブル問題管理センター(KCGP)</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### シンガポールの規制機関の体制図

シンガポールのカジノの規制機関はカジノ規制機構(CRA)である。CRAは内務省(MHA)所管のカジノを監督する政府機関であり、2015年度における支出(expenditure)は30百万SGD(約23億円)である。(参考)収入(income)は39百万SGD(約30億円)である。



組織の名称	組織の主な活動内容	人員
①ゲーミング技術局	新規ゲーミング機器等の評価 等	
②査察・コンプライアンス局	カジノ事業者の内部統制基準の設定 等	
③調査局	カジノ事業者の監督 等	
④ライセンス局	ライセンス申請者の適格性の審査 等	
⑤法務局	カジノ規制機構のカジノ管理法に関する助言 等	
⑥政策及び広報局	カジノ規制機構の広報 等	
⑦情報通信技術局	ITシステムの企画開発 等	
⑧経営企画局	カジノ規制機構の高度化の企画 等	
⑨人事局	職員の採用・育成 等	
	合計	160名

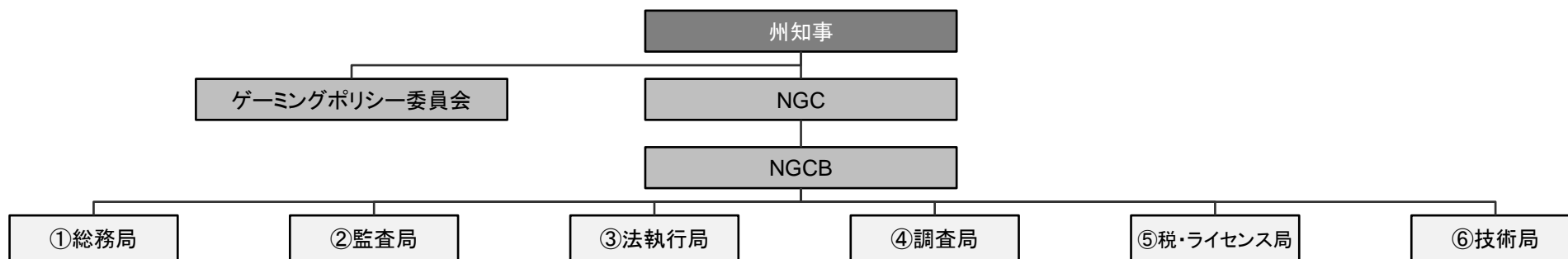
出所: カジノ規制機構ホームページ等、東京都「平成26年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書」をもとに作成

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ネバダ州の規制機関の体制図

ネバダ州のカジノの規制機関はネバダ・ゲーミング・コミッション(NGC)及びネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード(NGCB)である。NGCはカジノ事業者のライセンスの付与の最終権限を持ち、NGCBはカジノ事業者の申請に基づきNGCにライセンス承認等の推奨を行う。NGCBの下には事務を担当する事務局が6つ設置されている。また、ゲーミングポリシー委員会はゲーミング政策についてNGC及びNGCBに助言を行う組織である。NGC及びNGCBの2015年度における予算額は43百万USD(約44億円)である。



組織の名称	組織の主な活動内容	人員
NGC	カジノ事業者へライセンスの付与	5名
NGCB	カジノ事業者の申請に基づきNGCにライセンス承認等の推奨	3名
ゲーミングポリシー委員会	ゲーミング政策についてNGC及びNGCBに助言	12名
①総務局	人事・職員育成等 等	52名
②監査局	カジノ事業者に対する監査 等	91名
③法執行局	カジノを含むギャンブルに関わる犯罪捜査 等	118名
④調査局	ライセンス申請書に関する調査 等	95名
⑤税・ライセンス局	カジノ関連税・手数料等の徴収 等	28名
⑥技術局	ITシステムの企画開発 等	24名
	合計	428名

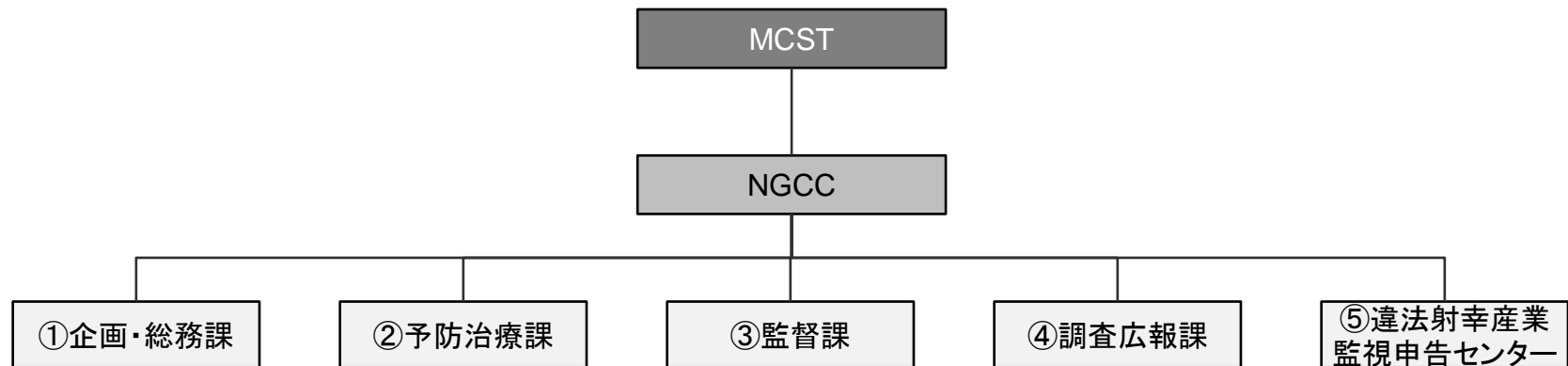
出所: ネバダ・ゲーミング・コミッション及びネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードホームページ等をもとに作成

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### 韓国の規制機関の体制図

韓国のカジノの規制機関は文化体育観光部(MCST)所管の射幸産業統合監督委員会(NGCC)である。NGCCは5つの課で構成されている。NGCCの2015年度における予算額は2,683百万KRW(約2.4億円)である。



組織の名称	組織の主な活動内容	人員
NGCCの委員	射幸産業の管理監督ための計画業務 等	11名
①企画・総務課	庶務・経理・人事業務 等	12名
②予防治療課	ギャンブル依存症予防・治療・教育関連業務 等	5名
③監督課	射幸産業(カジノ等)の監督・指導 等	5名 <sup>*1</sup>
④調査広報課	射幸産業関連調査・研究課題の発掘・実行 等	4名
⑤違法射幸産業監視申告センター	違法射幸産業監視関連政策の策定と調整 等	5名 <sup>*1</sup>
	合計	42名

\*1 現場調査員の人数は含まれない。

出所:射幸産業統合監督委員会ホームページ等をもとに作成

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### カジノ税・ライセンス料の納付先・用途(シンガポール)

種類		金額	納付先	用途	
カジノ税(年次)*1	プレミアムプレーヤー	GGR × 5%	国	一般財源	
	一般プレーヤー	GGR × 15%			
ライセンス料*2	申請料	1,100SGD(約8.4万円)			
	ライセンス料(年次)	1施設のみ			22.8百万SGD(約17億円)
		2施設(1施設あたり)			19百万SGD(約15億円)
	更新料(3年ごと)	850SGD(約6.5万円)			
	カジノ区画境界線変更料	270SGD(約2.1万円)			
入場料(市民、永住権保有者)*3	24時間パス(1回当たり)	100SGD(約7,600円)	(国)トータル ゼーター庁	芸術・コミュニ ティーデベロッ プメント・教育・ 医療・福祉・ スポーツ 等	
	年間パス(1年当たり)	2,000SGD(約15万円)			

※1 ここでの「GGR」は総ゲーミング収益のことであり、カジノ事業者がカジノ行為で獲得した勝ち金の純額(顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額)から、ゲーミングに関して課税される物品及びサービス税を除いた金額を意味する。

※2 カジノ事業者は顧客から徴収した「入場料」を全額、国に納付する。

\*1 カジノ管理法 146

\*2 カジノ管理(カジノライセンス及び費用)規則2009 スケジュール

\*3 カジノ管理法116



### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### カジノ税・ライセンス料の納付先・用途(ネバダ州)

種類	金額		納付先	用途
カジノ税(年次)*1	250USD(約2.6万円) × スロットマシン台数		州	一般財源
ライセンス料	スロットマシン台数ベース(4半期)*2	20USD(約2,000円) × スロットマシン台数		
	テーブルゲーム台数ベース(年次・4半期)*3	テーブルゲーム台数に応じた金額		
	GGRベース(月次)*4	GGR50,000USD (約510万円)以下		
GGR50,000USD(約510万円) 超、134,000USD (約1.4千万円)以下		GGR × 4.5%		
GGR134,000USD (約1.4千万円)超		GGR × 6.75 %		

※ ここでいう「GGR」は総ゲーミング収益のことであり、カジノ事業者がカジノ施設で行為した勝ち金の純額(顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額)を意味する。

\*1 ネバダ州法463.385

\*2 ネバダ州法463.375

\*3 ネバダ州法463.380

\*4 ネバダ州法463.370

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### カジノ税・ライセンス料の納付先・使途(韓国)

種類		金額	納付先	使途	
納付金(年次)	観光振興開発基金納付金*1	GGRが10億KRW(9千万円)以下	GGR × 1%	観光振興開発基金	ホテル等の観光施設の建設・改修等
		GGRが10億KRW超(9千万円)、100億KRW(9億円)以下	1,000万KRW(90万円)+(純売上～10億KRW(9千万円)) × 5%		
		GGRが100億KRW(9億円)超	4億6,000万KRW(約41百万円)+(純売上～100億KRW(9億円)) × 10%		
	廃鉱地域開発基金納付金*2	税引前利益 × 25%	廃鉱地域開発基金	鉱業に変わる産業育成支援等	
ライセンス料*3		10万KRW(9000円)	国	一般財源	
入場料(1回あたり)内国人のみ*4		9,000KRW(810円)			

※1 ここでいう「GGR」は総売上高のことであり、カジノ事業者がカジノ施設で行った勝ち金の純額(顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額)を意味する。

※2 観光振興開発基金は観光開発基金法によって設立された基金である。基金は文化体育観光部長官が管理し、次の使用用途が法令で例示として挙げられている。

- |                           |
|---------------------------|
| 1.ホテルをはじめとする各種観光施設の建設や改修  |
| 2.観光のための交通手段整備            |
| 3.観光事業の発展のための基盤施設の建設や改修   |
| 4.観光地や観光特区等における観光施設の建設や改修 |

※3 廃鉱地域開発基金は廃鉱地域開発支援に関する特別法及び廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令に基づく基金である。基金は道知事が管理する。道知事は、毎年、産業通商資源部長官と協議して基金の使用計画を策定し、基金を次の6つの事業に使用する。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1.代替産業育成のための支援事業 | 4.環境の改善、保健衛生及び厚生福祉事業 |
| 2.道路などの基盤施設事業    | 5.観光振興事業             |
| 3.教育、文化、芸術振興事業   | 6.その他振興地区に関連する事業     |

\*1 観光振興法施行令第30条

\*2 廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令第16条、株式会社カンウォンランド第18期事業報告書

\*3 観光振興法第79条、観光振興法施行規則第69条 別表23

\*4 ハイ1リゾートホームページ

### **(3) 課題と対策**

#### **ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査**

##### **① 反社会的組織の関与対策**

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ①反社会的組織の関与対策(国・州における対策)

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1.個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構によるカジノ事業者・従業員の調査(背面調査等)</li> <li>・ライセンス取得後、カジノ規制機構による定期的な審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コミッション、ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによる事業者の調査(背面調査等)・審問・評価・交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領令で定める要件に適した者を廃鉱地域の経済事情が特に劣悪な地域においてカジノ事業を実施することを許可</li> </ul>
2.施行に係わる規則等の履行と遵守・監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視システムの承認</li> <li>・査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備基準の承認</li> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによるカジノ事業者の法令遵守状況の監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・射幸産業統合監督委員会によるカジノ事業者の法令遵守状況の監督</li> </ul>
3.入場者全員の本人確認の実施	-	-	
4.暴力団組織等に関係する者の入場禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構、シンガポール警察によるカジノ施設に入場を禁止する者をカジノ事業者に命令</li> <li>・査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード及びネバダ・ゲーミング・コントロール・コミッションによる入場禁止者リストに取りまとめ・カジノ事業者へ提供</li> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによる法令遵守状況の監督</li> </ul>	

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ① 反社会的組織の関与対策(カジノ事業者における対策)

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1.個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンスの申請・取得</li> <li>・ライセンス保有の適正性につき、定期審査の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンスの申請・取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化体育観光部によるカジノ事業を実施することを許可の取得</li> </ul>
2.施行に係わる規則等の履行と遵守・監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構が求める要件を全て満たす監視システムの導入及び維持・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GGR規模別(カテゴリーA～Dの4分類)に定められた監視システムの導入及び維持・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施設の入場区画、テーブルゲーム等に監視カメラの設置・録画、動画保管</li> </ul>
3.入場者全員の本人確認の実施	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ事業者による顧客の身分証の確認</li> </ul>
4.暴力団組織等に関係する者の入場禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施設内での売春行為やその他モラルに欠けた行為を目的とした勧誘、無免許での資金供与、泥酔、風紀を乱す行為、違法なギャンブル行為、無免許でのジャンケット業務等が行われないよう、適切な対策を講じる義務</li> <li>・カジノ規制機構、警察からの排除命令を受けた者を入場排除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボード及びネバダ・ゲーミング・コントロール・コミッションが作成した入場禁止者リストに基づく、犯罪組織及び前科者等のカジノ施設への入場排除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力行為等処罰に関する法律に規定されている団体・集団・構成員、その団体・集団に資金を提供した者、国内外のカジノで違法行為を行った者をカジノ施設から排除</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

#### ① 反社会的組織の関与対策に係る効果・実態

- 各国・地域ともにカジノ事業は許認可制(ライセンス制)であり、運営事業者が廃鉱地域開発支援に関する特別法で定められるカンウォンランドを除き、規制当局による事業者の適格性審査及び従業員の背面調査を経てライセンスの付与が行われる。
- 事業者の適格性審査及び従業員の背面調査に係る内容・対象範囲は国・地域ごとに異なるが、いずれの国・地域においても、事業者に対し、誠実性・高潔性が要求され、規制当局によりカジノ事業運営の適切性、とりわけ反社会的組織との関係性について調査が行われる。
- また、背面調査の対象範囲について、当事者だけでなく、その家族も法規制の対象とされており、当事者に加え家族も含め、背面調査が実施されている。
- 加えて、シンガポールではカジノライセンス取得後も、3年ごとに内務省大臣が組成するカジノライセンス評価委員会による定期的な審査がなされており、継続的に事業者の適格性について確認がなされている。カジノ規制機構はカジノライセンス評価委員会の審査結果をもとにカジノライセンスの更新を審議する。  
※2016年、カジノ規制機構により、シンガポールの2つのカジノ事業者のライセンス更新が許可された。
- 上記のとおり、各国・地域ともに、事業者の誠実性・高潔性に関する厳格な審査を経てライセンスが付与されることから、事業者が反社会的組織であるリスクが相当程度低減されているものと考えられる。

### **(3) 課題と対策**

#### **ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査**

##### **② マネー・ローンダリング対策**

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ② マネー・ローンダリング対策(国・州における対策)

凡例:

基本的な考え方等に記載のない事項

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1.賭け金が一定額以上の個人に対する本人確認の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRS等による調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融情報分析院はカジノ事業者の監督・検査</li> <li>SPO等による捜査</li> </ul>
2.疑わしい行動等の規制当局に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール警察疑わしい取引管理当局による疑わしい取引報告書の分析</li> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FinCENによる疑わしい取引報告書の調査・分析</li> <li>IRS等による調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融情報分析院による疑わしい取引報告書の分析及び法執行機関への情報提供</li> <li>金融情報分析院はカジノ事業者の監督・検査</li> <li>SPO等による捜査</li> </ul>
3.現金取引の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> <li>シンガポール警察疑わしい取引管理当局による現金取引報告書の分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FinCENによる現金取引報告書の調査・分析</li> <li>IRS等による調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融情報分析院による現金取引報告書の分析及び法執行機関への情報提供</li> <li>金融情報分析院はカジノ事業者の監督・検査</li> <li>SPO等による捜査</li> </ul>
4.内部統制及びその他	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ規制機構によるカジノ事業者の内部統制の承認</li> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRS等による調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融情報分析院はカジノ事業者の監督・検査</li> <li>SPO等による捜査</li> </ul>



### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ② マネー・ローンダリング対策(カジノ事業者における対策)

凡例:

基本的な考え方等に記載のない事項

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1.賭け金が一定額以上の個人に対する本人確認の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認及び顧客からの入手情報の記録</li> <li>➢口座を開設する場合 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の本人確認を実施</li> <li>➢1万USD(約100万円)以上の現金取引を行う場合、本人確認の実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の本人確認を実施</li> <li>➢口座を開設する場合 等</li> </ul>
2.疑わしい行動等の規制当局に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合、疑わしい取引の情報及び判断した理由を記載した疑わしい取引報告書を疑わしい取引報告局に提出</li> <li>➢犯罪から得た資金に関する取引</li> <li>➢犯罪に使用、もしくは使用を意図した資金であると疑われる、合理的な理由が存在する取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5,000USD(約51万円)以上の以下取引・行為について、疑わしい取引報告書を金融犯罪取締ネットワークへ提出</li> <li>➢違法行為によって得た資金に関する取引、違法行為によって資金や資産を隠蔽しようとする取引 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合、疑わしい取引報告書を金融情報分析院長へ報告</li> <li>➢現金取引に関連して授受した財産が違法財産と疑われる合理的な根拠がある場合 等</li> </ul>
3.現金取引の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回あたり1万SGD(約76万円)以上の現金取引または取引合計金額が1日あたり1万SGD(約76万円)以上の現金取引について、現金取引報告書を疑わしい取引報告局へ提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1万USD(約100万円)以上の現金取引について、顧客の身元確認及び現金取引報告書を金融犯罪取締ネットワークへ提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日あたり取引合計金額が2,000万KRW(180万円)以上の現金取引があった場合、その事実を30日以内に金融情報分析院に報告</li> </ul>
4.内部統制及びその他	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネー・ローンダリング対策のためのフレームワークの整備・運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネー・ローンダリング対策プログラムの整備・運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネー・ローンダリング行為及びテロ資金供与行為を防止するための内部統制整備・運用</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

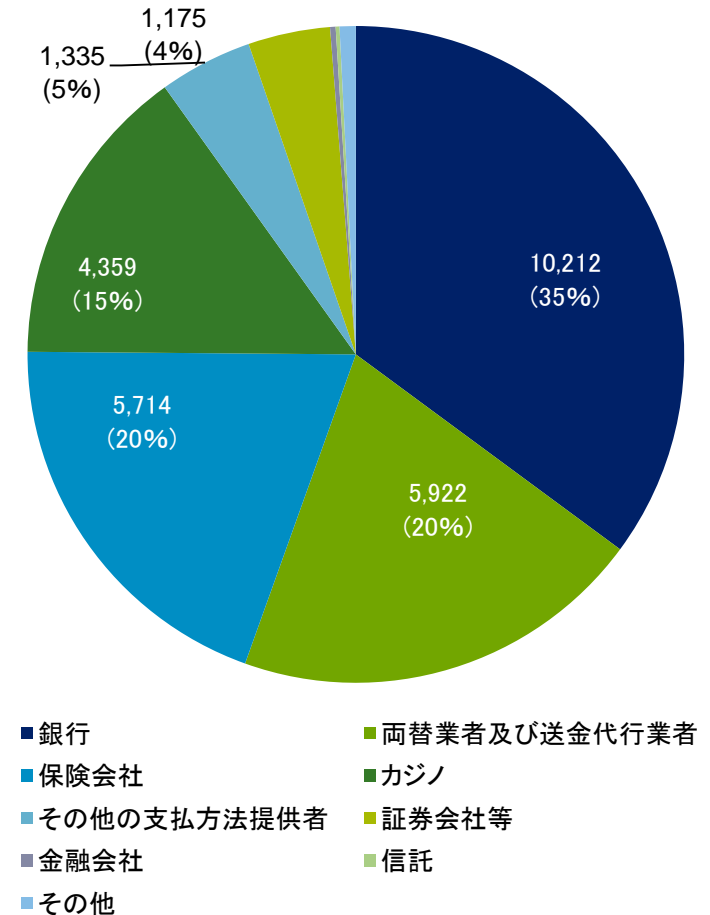
### 効果・実態

各国・地域のマネー・ローンダリング対策は、FATFの勧告に基づき、関連法規制や指針が定められており、カジノ事業者は、擬似金融機関として他の金融機関と同様、マネー・ローンダリング対策規制への準拠が求められている。

右図のとおり、シンガポールにおける2014年度の疑わしい取引報告件数は29,082件であり、このうちカジノ施設の占める割合は、全体の15%(4,359件)である。

※FATF: マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会(以下「FATF」という。)は、マネー・ローンダリング対策の政府間機関。麻薬犯罪に関する資金洗浄防止を目的とした金融制度の構築(FATF勧告と呼ばれる、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準の策定と公表)等が主な活動である。

【図表】2014年のシンガポールの疑わしい取引件数



出所:シンガポール警察通商局アニュアルレポート

### **(3) 課題と対策**

#### **ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査**

#### **③地域風俗環境の悪化対策**

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ③地域風俗環境の悪化対策(国・州における対策)

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1.施設内外の監視・警備	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視</li> </ul> ※ カジノ施設外の監視・警備については確認できなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによる監督</li> </ul> ※カジノ施設外の監視・警備については確認できなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によるカジノの監督</li> </ul> ※カジノ施設外の監視・警備については確認できなかった
2.警察との連携、協力	-	-	-

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ③地域風俗環境の悪化対策(カジノ事業者における対策)

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1.施設内外の監視・警備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ規制機構が求める要件を全て満たす監視システムの導入及び維持・運営</li> </ul> <p>※カジノ施設外の監視・警備については確認できなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GGR規模別(カテゴリーA～Dの4分類)に定められた監視システムの導入及び維持・運営</li> </ul> <p>※カジノ施設外の監視・警備については確認できなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施設の入場区画、両替及び出納、テーブルゲーム等における監視カメラの設置及び録画保管</li> </ul> <p>※自主的な取組として、顧客保護やカジノ施設の秩序維持のため、出入り禁止と判断される者を排除</p>
2.警察との連携、協力	-	-	<p>※自主的な取組として、金融監督院、警察署等と共同で、周辺の違法行為のモニタリング及び摘発を実施</p>

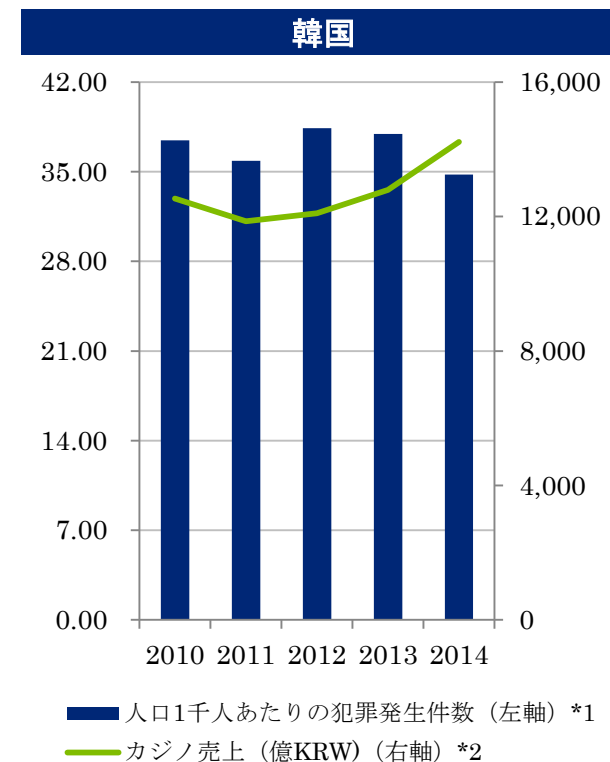
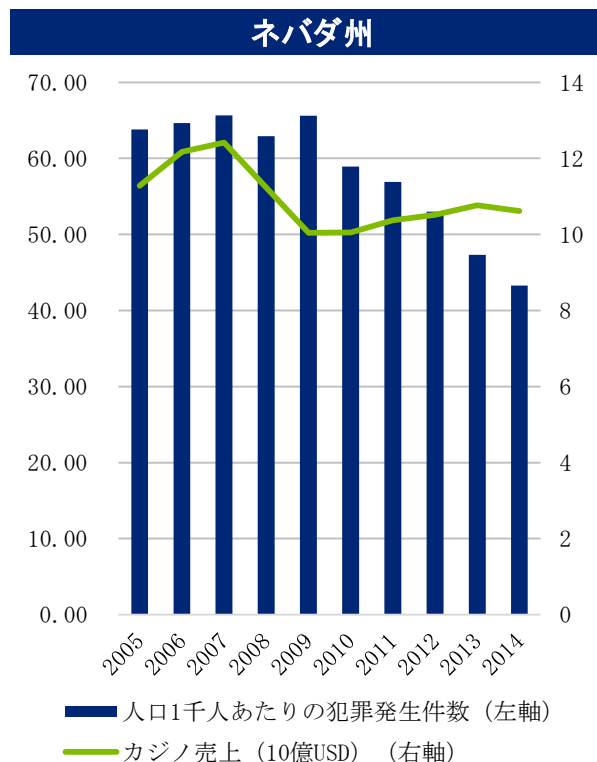
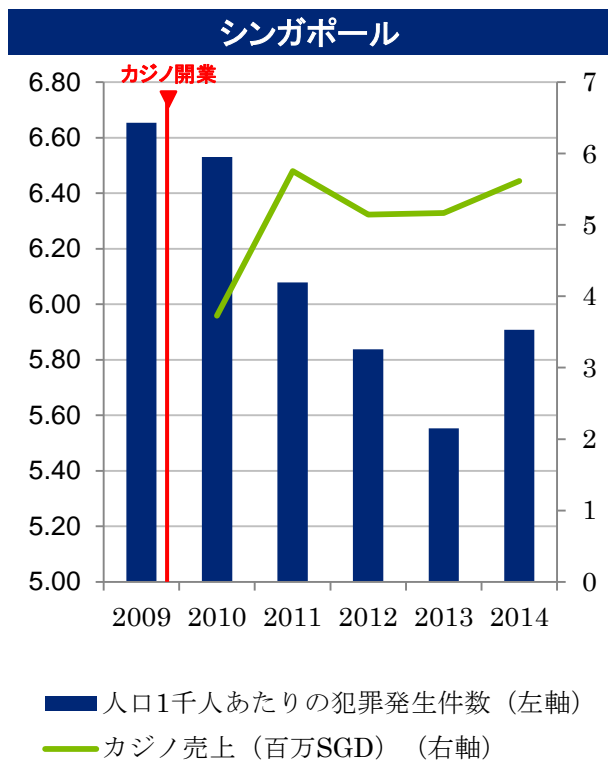
### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ③地域風俗環境の悪化対策効果・実態

各国・地域における地域風俗環境悪化を計る指標の一つとして、地域の犯罪・逮捕件数に着目した。

2010年にIR(カジノ)を2施設開業したシンガポールについて、IR開業前後の犯罪件数を比較すると、大きな変化が生じていないことがわかる。



\*1 韓国江原道の人口1千人あたりの犯罪発生件数

\*2 韓国で唯一内国民が利用できるカジノ(カンウォンランド)の売上高

### **(3) 課題と対策**

#### **ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査**

#### **④ 青少年への悪影響対策**

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

#### ④ 青少年への悪影響対策(国・州における対策)

凡例:

基本的考え方等に記載のない事項

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1. 青少年による入場禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによる監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によるカジノの監督</li> </ul>
2. 入場者全員の本人確認			
3. 依存症問題対応の機関を創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会による中学生から大学生を対象にしたギャンブルのリスク教育(各学校からの要請に基づき実施)</li> <li>問題ギャンブル全国協議会によるスクールカウンセラーに対するギャンブル依存症予防の知識や生徒への指導方法に関する研修プログラムの提供</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル問題管理センター(KCGP)はギャンブル依存症の予防宣伝</li> </ul>
4. カジノ広告規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによる監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によるカジノの広告・宣伝行為の審査</li> </ul>



### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

#### ④ 青少年への悪影響対策(カジノ事業者における対策)

凡例:

基本的考え方等に記載のない事項

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1. 青少年による入場禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者のカジノ施設への入場を禁止</li> <li>発見した場合は査察官への報告</li> </ul>	<p>-</p> <p>※21歳未満の者がカジノ施設でカジノをすること及びカジノ施設内を徘徊することを禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者のカジノ施設への入場を禁止</li> </ul>
2. 入場者全員の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者のカジノ施設への入場を防止する措置として、従業員は未成年と疑わしき者に対し、年齢・氏名・住所の確認を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ事業者は21歳未満の者のカジノ関与を阻止するための措置を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ事業者による顧客の身分証の確認</li> </ul>
3. 依存症問題対応の機関を創設	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ事業者はギャンブル依存症対策専門機関としてカンウォンランド依存症管理センター(KLACC)を運営</li> </ul>
4. カジノ広告規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノに関する国内向けのカジノ広告・宣伝の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品位・尊厳・誠実性を損ない、人に不快感を与える広告活動等の禁止、虚偽または重大な誤解を招くような広告の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によって許可されていないカジノの広告・宣伝行為の禁止</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ④ 青少年への悪影響対策の効果・実態

各国・地域ともに未成年者<sup>\*1</sup>のカジノ行為を法令で禁止しており、このうちシンガポールと韓国では、未成年者のカジノ施設への入場そのものを法令で禁止している。カジノ導入が青少年の健全育成に悪影響を与えたことを示す事例・定量データについては、各国・地域では確認できなかった。ただし、シンガポール、ネバダ州においては青少年のカジノ関与に係る以下の報告がなされている。

#### ● シンガポール

シンガポールでは、未成年者によるカジノ施設への入場を防止できなかったカジノ事業者は、カジノ規制機構から処分(罰金)が課せられる。また、シンガポールにおけるカジノ施設に入場した青少年に対しても罰金処分が課せられている。

下図表のとおり、シンガポールでは過去に8件、未成年者によるカジノ施設への入場に係る事例(カジノ管理法133違反)が報告されており、いずれもカジノ規制機構より事業者に罰金が課せられている。

対象年	件数	罰金総額
2010年	0件	N/A
2011年	0件	N/A
2012年	3件	125,000SGD(約960万円)
2013年	2件	100,000SGD(約760万円)
2014年	3件	55,000SGD(約420万円)
2015年	0件	N/A

#### ● ネバダ州

ネバダ州では21歳未満のカジノ行為は禁止されているが、カジノ施設への入場は可能でありNPO法人であるネバダ州問題ギャンブル協議会(NCPG)の調査によると青少年(adolescent)の67%がギャンブルを行ったことがあるという調査結果が確認できた。

\*1 ネバダ州では21歳未満の者

### **(3) 課題と対策**

#### **ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査**

##### **⑤ギャンブル依存症対策**

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ⑤ギャンブル依存症対策(国・州における対策)

凡例: 基本的考え方等に記載のない事項

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
1. 公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会による公営賭博分野を含めた調査の実施及び実態把握のための調査報告の公表</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によるカジノ・公営賭博分野を含めた調査の実施及び実態の把握目的のための調査報告の公表</li> </ul>
2. 調査研究の推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>※依存症管理サービス機構はギャンブル依存症の効果的な治療方法の発見に資する調査を実施</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル問題管理センターによるカジノを含む7つの賭博(競馬等)からの依存症予防治療負担金徴収</li> </ul>
3. 依存症問題対応のための専門機関の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会家族振興省の諮問機関に当たる、問題ギャンブル全国協議会の設置</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル問題管理センターによる治療・リハビリ等のサービス提供</li> </ul>
4. 中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会によるギャンブルの社会的セーフガード(入場制限等)の開発</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によるギャンブル依存症に係る教育プログラムの開発</li> </ul>
5. 治療やカウンセリング体制構築支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会によるギャンブル依存症に関連する各種プログラムの支援及び実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉省・問題ギャンブル諮問委員会によるギャンブル依存症の予防・治療補助金配分</li> <li>アルコール・薬物・ギャンブルカウンセラー審査管ボードのカウンセラー資格の許認可を担当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル問題管理センターによるギャンブル依存症に係る専門家の育成</li> </ul>
6. 内国人への入場制限(入場料、排除プログラム、成人等)の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の排除及び入場回数制限の実施、排除者リストの作成・管理</li> <li>カジノ事業者から排除者通知の受領</li> <li>カジノ事業者への排除者リストの配布</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会によるカジノの監督</li> </ul>
7. カジノ広告規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察官によるカジノ事業者の法令遵守の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネバダ・ゲーミング・コントロール・ボードによる監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>射幸産業統合監督委員会はカジノ事業者の法令遵守状況を監督・指導</li> </ul>
8. 治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャンギ総合病院等による治療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、ネバダ大学等による治療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル問題管理センター(KCGP)はギャンブル依存症者に対して治療を実施している。</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ⑤ギャンブル依存症対策(カジノ事業者における対策)

凡例: 基本的考え方等に記載のない事項

対策概要	諸外国における懸念事項・課題対策		
	シンガポール	ネバダ州	韓国
2.調査研究の推奨	-	-	・依存症予防治療負担金のギャンブル問題管理センターへの納付
3.依存症問題対応のための専門機関の創設	-	-	・カンウォンランド依存症管理センターの設置・運営
4.中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定	-	-	・カンウォンランド依存症管理センターの運営及び当該センターにおいて治療プログラム等の提供
5.治療やカウンセリング体制構築支援	-	・MGMリゾート・インターナショナル等、一部のカジノ事業者はネバダ州における問題ギャンブルに係る認知向上、教育推進、治療品質向上を目的とするネバダ州問題ギャンブル協議会へ毎年寄付	-
6.内国人への入場制限(入場料、排除プログラム、成人等)の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場料:シンガポールの内国人及び永住者よりカジノ施設への入場料を徴収</li> <li>・排除プログラム:自己排除、家族排除、強制排除</li> <li>・入場回数制限:自己、家族、強制</li> <li>・成人:未成年者をカジノ施設への入場を禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場料:一般的にカジノ事業者は徴収していない</li> <li>・排除プログラム:MGMは自己排除</li> <li>・入場回数制限:確認できなかった</li> <li>・成人:21歳未満の者がカジノをすること及びカジノ施設内を徘徊することを禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場料:内国人から入場料を徴収</li> <li>・排除プログラム:配偶者・親族</li> <li>・入場回数制限:地域住民等への日数制限</li> <li>・成人:未成年者の入場禁止</li> </ul>
7.カジノ広告規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノに関する国内向けのカジノ広告・宣伝の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品位・尊厳・誠実性を損ない、人に不快感を与える広告活動等の禁止、虚偽または重大な誤解を招くような広告の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・射幸産業統合監督委員会によって許可されていないカジノの広告・宣伝行為の禁止</li> </ul>
8.治療	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・※KLACCIによるギャンブル依存症の予防活動の実施、治療プログラムの提供</li> </ul>

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### ⑤ギャンブル依存症対策の効果・実態

シンガポール、ネバダ州、韓国はそれぞれ異なる調査基準(DSM-IV、SOGS、CPGI)でギャンブル依存症の有病率を調査しており、単純に比較することは難しいが、いずれの国・地域でも国・カジノ事業者によってギャンブル依存症対策が実施されており、各国・地域とも有病率が減少していることがうかがえる。なお、シンガポール及び韓国では、行政がギャンブル依存症対策について積極的に実施していることに対して、ネバダ州では、民間が主体となり、ギャンブル依存症対策が実施されているという違いがある。

	調査基準	サンプル数	有病率																														
シンガポール	• DSM-IV (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, fourth edition)	2005年:2,004人 2008年:2,300人 2011年:3,315人 2014年:3,000人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005</th> <th>2008</th> <th>2011</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病的ギャンブル</td> <td>1.5-2.8%</td> <td>0.7-1.6%</td> <td>1.0-1.7%</td> <td>0.03-0.4%</td> </tr> <tr> <td>問題ギャンブル</td> <td>1.4-2.6%</td> <td>1.1-2.2%</td> <td>0.9-1.6%</td> <td>0.3-0.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3.3-5.0%</td> <td>2.1-3.5%</td> <td>2.0-3.1%</td> <td>0.4-1.0%</td> </tr> </tbody> </table>		2005	2008	2011	2014	病的ギャンブル	1.5-2.8%	0.7-1.6%	1.0-1.7%	0.03-0.4%	問題ギャンブル	1.4-2.6%	1.1-2.2%	0.9-1.6%	0.3-0.8%	合計	3.3-5.0%	2.1-3.5%	2.0-3.1%	0.4-1.0%										
	2005	2008	2011	2014																													
病的ギャンブル	1.5-2.8%	0.7-1.6%	1.0-1.7%	0.03-0.4%																													
問題ギャンブル	1.4-2.6%	1.1-2.2%	0.9-1.6%	0.3-0.8%																													
合計	3.3-5.0%	2.1-3.5%	2.0-3.1%	0.4-1.0%																													
ネバダ州	• SOGS (South Oaks Gambling Screen)	2002年:733人 2009年:非公表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2002</th> <th>2009</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全人口 (万人)</td> <td>217</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>問題ギャンブル人口 (人)</td> <td>32,700-53,500</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>問題ギャンブル依存症率</td> <td>1.5-2.5%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>病的ギャンブル人口 (人)</td> <td>40,100-63,900</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td>病的ギャンブル依存症率</td> <td>1.9-3.0%</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table>		2002	2009	全人口 (万人)	217	264	問題ギャンブル人口 (人)	32,700-53,500	39,000	問題ギャンブル依存症率	1.5-2.5%	1.5%	病的ギャンブル人口 (人)	40,100-63,900	19,500	病的ギャンブル依存症率	1.9-3.0%	0.7%												
	2002	2009																															
全人口 (万人)	217	264																															
問題ギャンブル人口 (人)	32,700-53,500	39,000																															
問題ギャンブル依存症率	1.5-2.5%	1.5%																															
病的ギャンブル人口 (人)	40,100-63,900	19,500																															
病的ギャンブル依存症率	1.9-3.0%	0.7%																															
韓国	• CPGI (Canadian Problem Gambling Index)	2008年:1,000人 2010年:1,000人 2012年:3,100人 2014年:20,000人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> <th>2010</th> <th>2012</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問題性</td> <td>2.3%</td> <td>1.7%</td> <td>1.3%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>中位危険</td> <td>7.2%</td> <td>4.4%</td> <td>5.9%</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>低リスク</td> <td>13.1%</td> <td>6.8%</td> <td>9.6%</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>非問題性</td> <td>77.4%</td> <td>87.1%</td> <td>83.2%</td> <td>86.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		2008	2010	2012	2014	問題性	2.3%	1.7%	1.3%	1.5%	中位危険	7.2%	4.4%	5.9%	3.9%	低リスク	13.1%	6.8%	9.6%	8.4%	非問題性	77.4%	87.1%	83.2%	86.2%	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	2008	2010	2012	2014																													
問題性	2.3%	1.7%	1.3%	1.5%																													
中位危険	7.2%	4.4%	5.9%	3.9%																													
低リスク	13.1%	6.8%	9.6%	8.4%																													
非問題性	77.4%	87.1%	83.2%	86.2%																													
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																													

出所:各種公表資料をもとに作成

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### IR整備法案に記載されている懸念事項以外で諸外国において発生している事象(1/2)

本調査を通じ、基本的な考え方に明示されている社会的懸念事項以外にもいくつか懸念となり得る事象が諸外国において、以下のとおり確認された。

---

#### ラスベガスの事例

##### • 環境破壊 (Pollution)

▶ラスベガスで行われる花火イベントはオゾン汚染 (ozone pollution) 破壊の原因と推測されている。

(原文) *Officials are warning of possible smoke and ozone pollution in the air ahead of Las Vegas' many fireworks shows set to light up the sky over the holiday weekend.*

##### • 交通渋滞 (Road Congestion)

▶観光客増大に起因する、タクシー渋滞がラスベガスで課題となっている。

(原文) *Las Vegas has rooms, convention space and airport seats to spare, but surface road congestion is its Achilles' heel, he said.*

##### • 歩行者の死亡 (Pedestrian Deaths)

▶歩行者の死亡が車事故の中で多い州として全米で9位になっている。

(原文) *The metro area ranked ninth in the nation last year for percentage of traffic fatalities that were pedestrians (20.2%).*

##### • 水不足・渇水 (Water shortage/issues)

▶ネバダ州の多くは砂漠地帯になるが、ラスベガスは2004年、2005年、2008年、2009年と4回に水不足の危機に陥った

(原文) *Much of the Southwest was in a drought from 2000 to 2004, at which point concerns over the water shortage dominated the rankings for a few years.*

出所: Las Vegas Sun「Officials warn of smoke, ozone pollution from fireworks」、Las Vegas Review Journal「5 worst problems faced by Las Vegas」、SKIFT「Las Vegas Is Struggling to Deal With Tourist Traffic Issues」

### (3) 課題と対策

## ウ 諸外国の懸念事項・課題対策事例調査

### IR整備法案に記載されている懸念事項以外で諸外国において発生している事象(2/2)

#### ・人口過剰(Growth/overpopulation)

- 1987年にはラスベガスが位置するクラーク郡の人口は約60万人(616,650人)だったのが、1997年には約100万人(1,173,090人)に上昇。  
(原文) *The official population of Clark County in 1997 was 1,173,090. That number represented a near-doubling in population over the course of a decade: In 1987, only 616,650 people called the county home.*

#### シンガポールの事例

#### ・テロの標的(Terrorism)

- シンガポールのマリーナベイ・サンズはインドネシアのテロ組織の標的になった。  
(原文) *Terrorist groups are active all around us in South-east Asia. In Indonesia, the arrests of Gigih Rahmat Dewa and his group in Batam caught our attention. They were planning to attack Singapore, to fire a rocket to hit Marina Bay Sands (MBS) from Batam.*

出所: Las Vegas Review Journal「5 worst problems faced by Las Vegas」、The Straits Times「Standing together to face down challenges」



### **(3) 課題と対策**

#### **エ 諸外国の事例を大阪で採用した場合の有効性と課題**

### (3) 課題と対策

## エ 諸外国の事例を大阪で採用した場合の有効性と課題

#### 有効性

事例調査の対象とした、シンガポール、ネバダ州及び韓国におけるカジノ規制について、規制の対象や範囲等に差は見られるものの、大きく分けて前述の5つの懸念事項・課題対策(①反社会的組織の関与対策、②マネー・ローンダリング対策、③地域風俗環境の悪化対策、④青少年への悪影響対策、⑤ギャンブル依存症対策)に整理することができることから、諸外国におけるカジノ規制は一定程度、我が国においても有効であるものと考えられる。

#### 課題

各国におけるカジノ規制は、国及び事業者による取組が主であり、地方公共団体が主体的に行う取組は確認されなかった。一方で、IR議連が発表している、基本的考え方には、「地方公共団体は、IR設置後、カジノが社会に与えるマイナスの影響やリスクを最少限に抑制するよう取組んでいくこと」や「カジノ管理委員会は都道府県警察と協力の下、違法行為の摘発等を担うこと」、「都道府県警察との連携、協力により、施設内外の地域の環境悪化を防止し、秩序を維持すること。」が明記されており、諸外国と異なり、一定程度、地方公共団体の関与が想定される。

この点、現状の公営競技を前提とする懸念事項・課題対策だけでは不十分と考えられ、IR導入に際しては、追加措置を講ずる必要が生じることが想定される。

### **(3) 課題と対策**

**才 今後実施が想定される対策**

### (3) 課題と対策

## オ 今後実施が想定される対策

#### IR導入にあたり必要となる懸念事項・課題対策

前章までにおいて、IR立地による懸念事項・課題及び現状の我が国における当該懸念事項・課題対策の実態並びに諸外国における懸念事項・課題対策(カジノ規制の内容)等を整理した。

上記を踏まえ、大阪にIRが導入された場合に必要となる懸念事項・課題対策を今後整理することとする。なお、懸念事項・課題対策を整理するにあたっては、前章までの内容に加え、IR議連発表の基本的考え方に記載されている「社会的関心事への対応」(下図表参照)を参考に、主な利害関係者(国、地方公共団体、民間事業者)別に「今後実施が想定される対策」を整理することとする。

凡例:  IR法規制等に基づく取組

懸念事項・課題	懸念事項・課題対策	
	対策項目	対策概要
暴力団組織の介入や犯罪の温床になること	<b>A</b> 反社会的組織の関与対策	1.個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求 2.施行に係わる規則等も厳格にその履行と遵守・監視 3.入場者全員に対する本人確認の実施 4.暴力団組織等に関係する者の入場禁止 等
マネー・ローンダリング	<b>B</b> マネー・ローンダリング対策	1.賭け金が一定額以上の個人に対する本人確認の実施 2.疑わしい行動等の規制当局に対する報告 等
地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れ	<b>C</b> 地域風俗環境の悪化対策	1.施設内外の監視・警備 2.警察との連携、協力 等
青少年への悪影響	<b>D</b> 青少年への悪影響対策	1.入場者全員の本人確認 2.青少年による入場禁止 等
賭博依存症患者の増大	<b>E</b> ギャンブル依存症対策	1.公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握 2.依存症問題対応のための専門機関の創設 3.中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定 4.調査研究の推奨 5.治療やカウンセリング体制構築支援 6.内国人への入場制限(入場料、排除プログラム、成人等)の設定 7.ギャンブル依存症対策等社会的セーフティーネット構築のため、カジノ収益の一部を納付 等

### (3) 課題と対策

## 才 今後実施が想定される対策

#### ① 反社会的組織の関与対策

国		<ul style="list-style-type: none"><li>➤ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 個人・法人の清廉潔癖性と遵法性調査(審査・免許交付)</li><li>➤ 施行に係わる法令等の履行・遵守状況に係る監督</li><li>➤ 暴力団組織等に関係する者の入場禁止(排除命令)</li></ul></li></ul>
地方公共団体	大阪府・市	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 事業者選定時に反社会的組織(暴力団等)が選定されないための措置(公募・選定)</li></ul></li><li>• 他法令等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 不当な行為・影響の防止・排除(公募・選定)</li></ul></li></ul>
民間事業者		<ul style="list-style-type: none"><li>➤ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 個人・法人の清廉潔癖性と遵法性調査(免許申請)</li><li>➤ 入場者全員の本人確認の実施</li><li>➤ 暴力団組織等に関係する者の入場禁止</li><li>➤ 施行に係わる法令等の履行及び遵守(法令遵守)</li></ul></li></ul>

### (3) 課題と対策 オ 今後実施が想定される対策

#### ② マネー・ローンダリング対策

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ IR法規制等に基づく取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 疑わしい取引の調査・分析(疑わしい取引報告書等の提出)</li> <li>➢ 施行に係わる法令等の履行・遵守状況に係る監督(検査、監視、マネー・ローンダリング事犯の捜査等)</li> </ul> </li> <li>• 諸外国における取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マネー・ローンダリング対策に係る内部統制の承認</li> </ul> </li> </ul>
地方公共団体 大阪府・市	N/A
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ IR法規制等に基づく取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本人確認・記録・保管(本人確認)</li> <li>➢ 疑わしい取引の報告・保管(疑わしい取引報告書等の提出)</li> </ul> </li> <li>• 諸外国における取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現金取引の報告(疑わしい取引報告書等の提出)</li> <li>➢ マネー・ローンダリング対策に係る内部統制の整備・運用</li> </ul> </li> </ul>

# (3) 課題と対策

## 才 今後実施が想定される対策

### ③地域風俗環境の悪化対策

国	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ IR施設内外の監視・巡回</li><li>➢ 警察との連携、協力</li><li>➢ 施行に係わる法令等の履行・遵守状況に係る監督(サーベランス(警備)の承認)</li></ul></li></ul>
地方公共団体	大阪府・市 <ul style="list-style-type: none"><li>◎ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ IR施設内外の監視・巡回</li><li>➢ 警察との連携、協力</li><li>• 他法令等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 風俗環境保全に係る条例の制定</li></ul></li></ul></li></ul>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ IR施設内の監視・巡回</li><li>• 自主的な取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ IR周辺における違法行為のモニタリング</li><li>➢ 事業者の規定による入場制限</li></ul></li></ul></li></ul>

### (3) 課題と対策

## オ 今後実施が想定される対策

#### ④ 青少年への悪影響対策

国		<ul style="list-style-type: none"><li>○ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 施行に係わる法令等の履行・遵守状況に係る<b>監督</b></li><li>➢ 依存症問題対応のための<b>専門機関創設</b></li></ul></li><li>• 諸外国法令での取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ <b>カジノ広告規制</b></li></ul></li><li>• 他法令等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ギャンブル<b>依存症教育の指針策定等</b></li></ul></li></ul>
地方公共団体	大阪府・市	<ul style="list-style-type: none"><li>• 他法令等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ギャンブル依存症<b>教育指導・助言等</b></li><li>➢ ギャンブル依存症<b>教育の実施</b></li><li>➢ <b>啓発用パンフレットの配布</b></li><li>➢ ギャンブルの広告・宣伝に係る<b>条例の制定</b></li></ul></li></ul>
民間事業者		<ul style="list-style-type: none"><li>○ IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 青少年による<b>入場禁止</b></li><li>➢ 入場者全員の<b>本人確認</b></li><li>➢ <b>カジノ広告規制</b></li></ul></li></ul>



### (3) 課題と対策 オ 今後実施が想定される対策

#### ⑤ギャンブル依存症対策

国	<ul style="list-style-type: none"><li>● IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 公営賭博分野を含めた<b>調査実施及び実態把握</b></li><li>➢ <b>調査研究の推奨</b></li><li>➢ 中長期的な対応策や短期的<b>対処プログラムの策定</b></li><li>➢ 治療やカウンセリング<b>体制構築</b>支援</li><li>➢ <b>入場料設定</b></li><li>➢ 施行に係わる法令等の履行・遵守状況に係る<b>監督</b> 等</li></ul></li></ul>
地方公共団体	大阪府・市 <ul style="list-style-type: none"><li>● IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ <b>入場料設定</b></li><li>● 他法令等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 依存症治療<b>拠点機関の指定</b></li><li>➢ 依存症の<b>治療・回復支援事業</b>の実施</li><li>➢ 保健所等にて、精神保健福祉に関する<b>窓口相談</b>を実施</li><li>➢ 依存症支援にかかるネットワークの<b>設立(連携)</b> 等</li></ul></li></ul></li></ul>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● IR法規制等に基づく取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 日本人(内国人)に対して<b>入場規制</b>を適用</li><li>➢ <b>入場料徴収</b>、国・地方公共団体へ納付(<b>入場料納付</b>)</li><li>● 自主的な取組<ul style="list-style-type: none"><li>➢ <b>依存症対策の組織設立</b></li></ul></li></ul></li></ul>

### **(3) 課題と対策**

**キ 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響**

### (3) 課題と対策

#### (キ) 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響

##### はじめに

大阪府内には、ボートレース住之江(競艇)及び岸和田競輪場(競輪)の2つの公営競技場がある。両施設は、IR立地予定の夢洲から半径約30km圏内に位置しており、IRの商圈と重なる。

そこで、本章では、カジノ開業による既存の公営競技(競艇・競輪)の業績への影響について、調査・分析を行う。

ボートレース住之江(夢洲から約15Km)、  
岸和田競輪(夢洲から約30Km)



\*1 競艇: モーターボート競走法、競輪: 自転車競技法

出所: 国土交通省国土地理院地図をもとに作成

### (3) 課題と対策

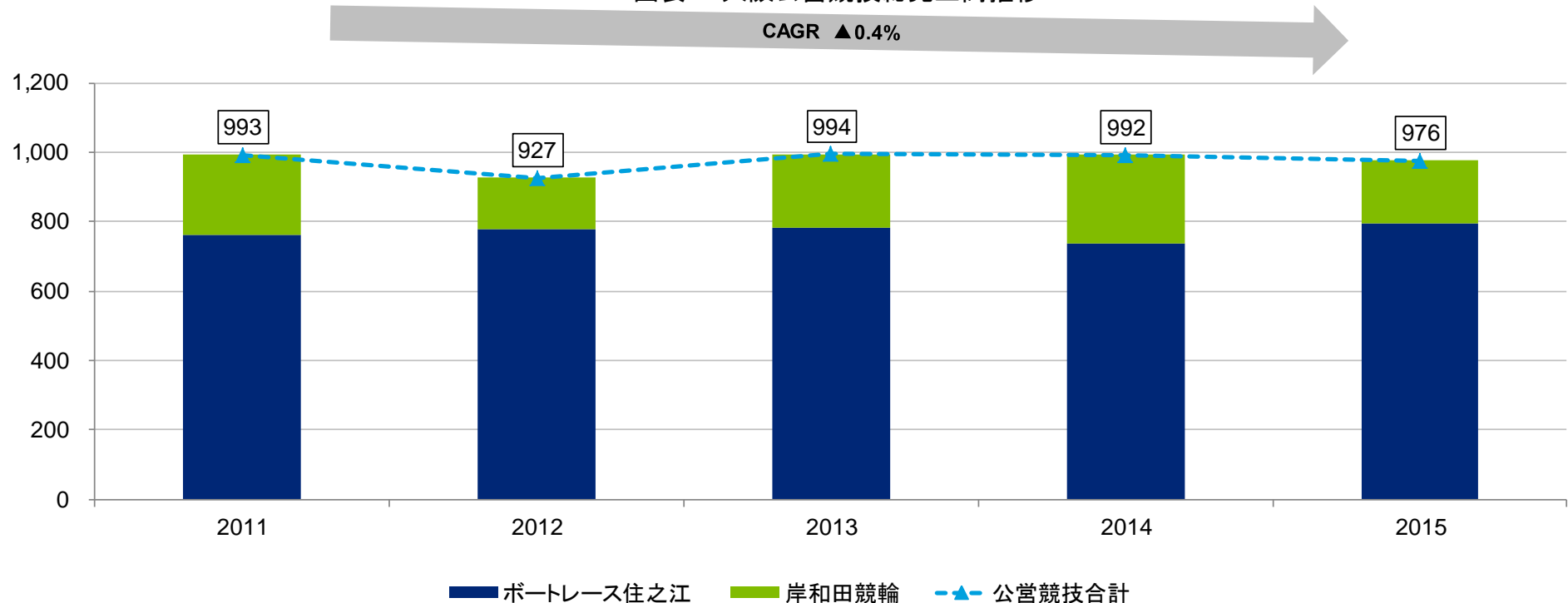
#### (キ) 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響

##### 大阪公営競技総売上高推移

直近5年間(2011年度～2015年度)における総売上高の推移をみると、2015年度の総売上高は976億円であり、2011年度より年平均成長率(CAGR)▲(マイナス)0.4%、900億円台で推移している。

直近5年間における平均総売上高は976億円であり、この5年間において著増減は見受けられない。

図表 大阪公営競技総売上高推移



出所:各種公表情報をもとに作成

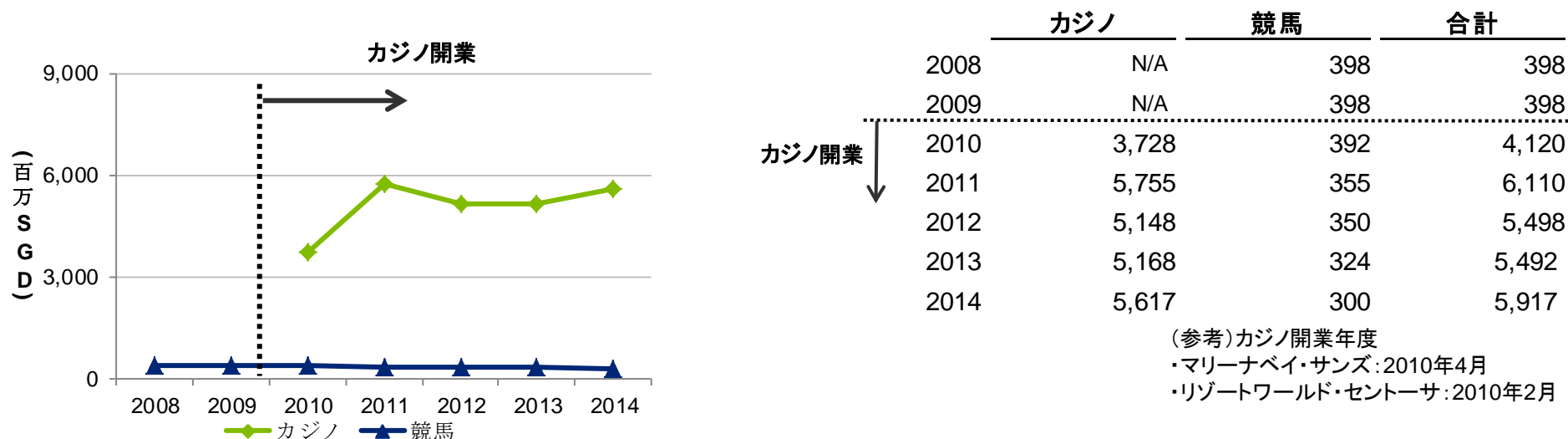
### (3) 課題と対策

#### (キ) 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響

##### シンガポールにおける事例

シンガポールにおけるカジノ開業前後(2009年度と2010年度との間)における競馬売上高を比較すると、カジノ開業前(2009年度)の競馬売上高は398百万SGD(約300億円)であるのに対し、カジノ開業後(2010年度)の競馬売上高は392百万SGD(約300億円)であり、前期比1.5%減と著増減はみられないことからカジノ開業それ自体が競馬の業績に影響を及ぼした事実は確認されなかった。

図表 シンガポールにおけるIR開業前後のカジノ・競馬売上高推移



出所:各種公表情報をもとに作成

### (3) 課題と対策

#### (キ) 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響

##### 既存の公営競技(競艇・競輪)への影響

大阪における公営競技(ボートレース住之江及び岸和田競輪)の直近5年間の総売上高推移をみると、著増減はみられず、年平均成長率マイナス0.4%でもって微減するに留まっている。

シンガポールにおいては、カジノ開業前後(2009年度及び2010年度)における競馬売上高に著増減はみられず、カジノ開業それ自体が競馬の業績へ影響を及ぼした事は確認されなかった。

##### (参考)海外におけるカジノとその他の賭博

諸外国におけるカジノ以外の賭博との共存事例

- アメリカネバダ州ではカジノ施設内でカジノ以外にも競馬、スポーツ賭博が提供されている。
- オーストラリアニューサウスウェールズ州ではカジノ施設内でカジノ以外にも競馬、スポーツ賭博、麻雀、ビンゴ等の賭博が提供されている。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

はじめに	P. 80
調査の全体像	P. 82
全体Summary	P. 85
ア 世界のMICE分析	P. 87
イ 日本・大阪市内のMICE分析	P. 96
ウ 大阪MICEの目標	P. 103
エ MICE別の需要	P. 107
オ 具体的な施策等の検討	P. 116
カ ベイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討	P. 131

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 はじめに

本調査では、観光庁の定義\*に則り、M・I・C・Ex・Evを以下のとおり使用する。

- M: Meeting(企業等の会議)
- I: Incentive Travel(企業等の行う報奨・研修旅行)
- C: Convention(国際機関・団体、学会等が行う国際会議)
- Ex: Exhibition(展示会・見本市)
- Ev: Event(イベント)



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 はじめに

### はじめに

- 大阪府には産業機関・学術機関が集積しており、観光資源も豊富である。また、大阪府立国際会議場、インテックス大阪などの大規模なMICE施設を擁しており、これまでに多くのMICEの開催実績がある。
- しかし、MICEビジネスの競争環境は厳しく、国内外の競合都市は、MICE誘致のための戦略の策定と戦略を実行するための各種施策（外部との連携・プロモーションの強化など）の設定、既存のMICE施設の機能強化に向けた拡張など様々な取組を行い、都市としての競争力を高めているところである。
- よって、大阪府は現状に甘受することなく、課題を特定し、他都市との差別化に向けた施策等を検討した上でそれらを実行することで都市としての競争力を高めていき、MICEを通じた「ビジネス・イノベーションの機会の創造」「地域への経済効果」「都市の競争力向上」を目指すことが望まれる。

## **(4) MICE施設の需要調査・整備検討 調査の全体像**

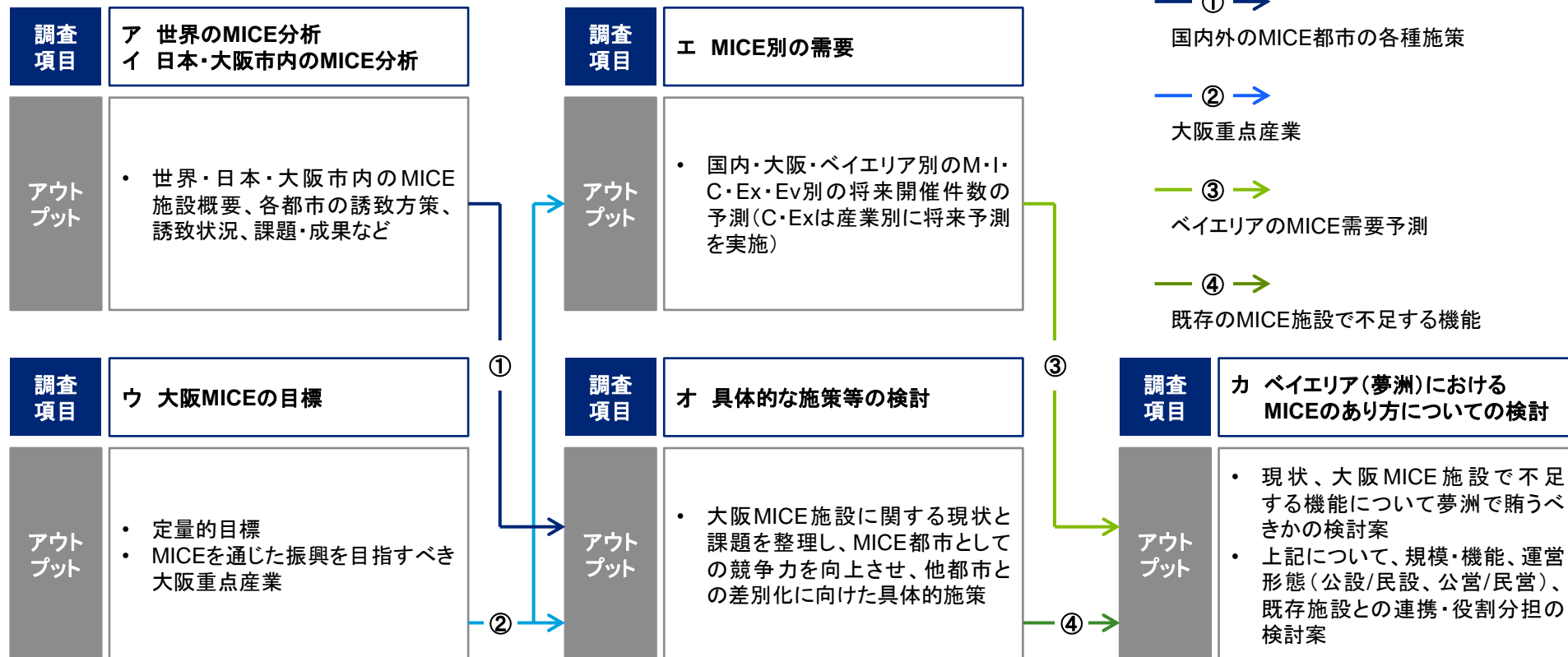
# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 調査の全体像

## 調査の全体像 1/2

- 本章では、世界・日本・大阪市内のMICE分析を行った上で、大阪MICE施設の需要を調査し、その結果を踏まえた大阪MICE施設の整備検討を行う。調査・分析は以下の観点から行う。
  - ア 世界のMICE分析
    - ・ 世界のMICE施設概要、各都市の誘致方策、誘致状況、課題・成果などを調査する。
  - イ 日本・大阪市内のMICE分析
    - ・ 日本・大阪市内のMICE施設概要、各都市の誘致方策、誘致状況、課題・成果などを調査する。
  - ウ 大阪MICEの目標
    - ・ 経済効果のみならず、産業育成の観点もMICEの目標として組み入れる。具体的には、大阪府・大阪市にて設定された上位の戦略（「大阪の成長戦略(2015年2月版)」）にて重要と設定されている産業が、MICEを通じて振興されることを大阪MICEの目標と設定する。
  - エ MICE別の需要
    - ・ 国内・大阪・ベイエリア別かつ、MICE別の需要を予測（大阪のCとExは産業別に需要を予測）する。
  - オ 具体的な施策等の検討
    - ・ MICEの知見者へのインタビュー（政府外郭団体、地方自治体、コンベンションビューロー、MICE施設、PCO、DMCの担当者）等を通じて、大阪MICEの課題と認識された事項を解決するための施策を検討する。
    - ・ 大阪で最も収容人数が多い会議場である「大阪府立国際会議場」と大阪で最も展示面積が大きい「インテックス大阪」をベンチマーク都市として設定した東京の主要MICE施設、シンガポールの主要MICE施設と、「主催者が会議場・展示場選択で重視する条件」をベースとして比較。比較結果から大阪のMICE施設の課題を把握し、それらを解決するための施策を検討する。
  - カ ベイエリア（夢洲）におけるMICEのあり方についての検討
    - ・ オについて不足する機能をベイエリアにて賄うことを検討する。その際、整備・運営形態等についても検討を行う。

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 調査の全体像

## 調査の全体像 2/2



## **(4) MICE施設の需要調査・整備検討 全体Summary**

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 全体Summary

### 全体Summary

- 世界のMICE市場は拡大傾向にあり、国内外のMICE開催件数は増加傾向にある。この状況の中、国内外のMICE誘致に積極的に取り組んでいる都市は、MICE誘致のための戦略策定と、戦略を実行するための各種施策の設定、既存のMICE施設の機能強化に向けた施設拡張など、様々な取組を行い、都市としての競争力を高めている。
- 大阪は、大阪観光局を中心として、これまでMICE誘致に取り組んできた。アクセスの良さと最先端の機能を強みとした会議場である梅田のコングレコンベンションセンター、大型の国際会議が開催可能な中之島の大阪府立国際会議場、国内第3位の展示面積であり大型の展示会が開催可能なベイエリアのインテックス大阪などのMICE施設を擁している。これまでに多くのMICE開催実績があり、開催件数は増加傾向にあるなど、一定の成功が認められる。
- しかし、MICE知見者より、「近隣都市と連携できていない」「大阪内のMICE施設間で連携できていない」「マーケティング戦略が不十分である」「大阪の重点産業に係るMICEの誘致が不十分である」など、大阪MICEの課題がいくつか指摘されている。
- さらに、主催者が会議場・展示場選択で重視する様々な条件を、大阪のベンチマーク都市として設定した東京・シンガポールと比較すると、不利な状況となっているのが現状である。規模・機能・サービスなど、様々な観点から大阪MICE施設の課題が浮かび上がっている。また、シンガポールのマリーナベイ・サンズ・サンズ・エキスポ&コンベンションセンターのようなMICE施設のみならず、宿泊施設、飲食店、リゾート等が一体となったオールインワン型のMICE施設が世界的なトレンドとなっているが、大阪を含む国内のMICE施設はいずれもオールインワン型ではない。
- 上記の大阪MICE施設の課題は既存のMICE施設だけでは解決できないため、新展示場・新会議場を検討する必要性が生じている。新展示場・新会議場は、展示面積を確保でき、IRによる集客が見込めるベイエリアへの設立を検討したい。
- 新展示場・新会議場は、IRの集客効果も利用し、国内外から大阪に人を誘致するインフラ的な役割を担い、MICEの周辺産業(飲食・宿泊・土産など)にも良い影響を及ぼすことが期待される。
- ベイエリアの新展示場・新会議場は、先述の機能・サービスを盛り込んだ世界最先端のMICE施設とする。また、展示場・会議場の機能強化のみならず、宿泊施設、飲食店、リゾート等が一体となった国内初のオールインワン型MICE施設をベイエリアで実現させ、国内他都市との差別化を図ることで、大阪MICEの競争力を高めることが、新展示場・新会議場の役割として期待される。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 ア 世界のMICE分析

海外MICE調査対象施設 P. 88

---

海外都市・MICE施設 P. 89

---

海外都市の国際会議の誘致件数 P. 91

---

海外都市(MICE戦略) P. 93

---

海外都市(誘致施策) P. 94

---

海外MICE施設 P. 95

---

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## ア 世界のMICE分析

凡例

民設民営
公設民営
公設公営
その他
選定基準

### 海外MICE調査対象施設

Marina Bay Sands Pte Ltd(マリーナベイ・サンズ)が保有するSands Expo and Convention Centre(サンズ・エキスポ&コンベンションセンター)の規模(総展示場面積30,000㎡以上または最大会議場収容人数8,000人以上)を基準とし、調査対象都市ごとに当該施設規模以上のMICE施設を調査対象とした。調査対象施設は以下のとおりである。

国	都市	施設名	収容人数(人)	展示面積(㎡)
韓国	ソウル	• Coex	7,000	35,287
		• KINTEX*1,3	1,600	108,483
シンガポール	シンガポール	• Marina Bay Sands Sands Expo & Convention Centre (マリーナベイ・サンズ サンズ・エキスポ&コンベンションセンター)	8,000	30,000
		• Singapore Expo & MAX Atria (シンガポール・エキスポ&MAXアトリア)	8,000	100,000
		• Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre (サンテック・シンガポール・コンベンション&エキシビションセンター)	12,000	23,970
中国	マカオ*2	• The Venetian Macao Cotai Expo (ザ・ベネチアン・マカオ コタイ・エキスポ)	7,450	74,682
	香港*2	• Asia World Expo (アジアワールド・エキスポ)*4	13,500	70,000
オーストラリア	シドニー	• International Convention Center Sydney (インターナショナルコンベンションセンター・シドニー)	8,000	35,000
	メルボルン	• Melbourne Convention and Exhibition Centre (メルボルン・コンベンション・アンド・エキシビションセンター)	5,540	30,000
アメリカ	ラスベガス	• Las Vegas Convention Center (ラスベガス・コンベンションセンター)	2,000	180,290
		• The Venetian and The Palazzo Sands Expo & Convention Center (ザ・ベネチアン アンド ザ・パラッツォ サンズ・エキスポ&コンベンションセンター)	8,500	96,210
		• Mandalay Bay Convention Center (マンダレイベイ・コンベンションセンター)	12,000	96,901

\*1 ソウル特別市近郊の京畿道高陽市に所在する。

\*2 中華人民共和国の特別行政区である。

\*3 運営主体: KINTEX Inc.、施設所有者: 不明。

\*4 運営主体: アジアワールドエキスポ・マネジメント、施設所有者: 政府・民間の共同出資



# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## ア 世界のMICE分析

### 海外都市・MICE施設 (1/2)

都市	調査内容
ソウル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2018年度までに世界3大コンベンション都市の座に就く               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2014年度時点で、既に国際会議開催件数における世界ランキング*1第5位に位置しており、最大収容人数7,000人の有力会議施設(Coex)が所在する。またソウル近郊の高陽市には、総展示面積10万㎡超の有力展示施設(KINTEX)が所在する。</li> <li>➢ 今後、さらなる展示・会議施設の拡充、加えて韓流コンテンツ等の活用によるソウルらしいイベントの育成やMICE参加者向けの観光商品の拡大等を通じたアフターコンベンションの充実化によりMICE誘致を図り、2018年度までに世界3大コンベンション都市の座に就くことを目指している。</li> </ul> </li> </ul>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MICEリーディング都市(“MICEのシンガポール”)の座を維持               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大規模かつ機能性に優れ、かつ、エンターテイメント施設を備えたサンズ・エキスポ&amp;コンベンションセンター(マリーナベイ・サンズ)及び国際空港から車で5分と交通アクセス面に優れ、かつ、総展示面積10万㎡を誇るシンガポール・エキスポ&amp;MAXアトリア等の有力MICE施設が所在する。</li> <li>➢ 2014年度の国際会議開催件数における世界ランキング*1は第1位であり、今後も同ポジションを維持するべく、Wi-Fi利用域の拡大や体験型イベント等を通じたMICE参加者の満足度の維持・向上及びMICE人材の開発や呼込等を通じたMICE関連企業の強化・育成等により、MICEリーディング都市(“MICEのシンガポール”)としての座を維持していく。</li> </ul> </li> </ul>
マカオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際会議開催件数世界ランキング*1圏外であるものの、アクセス面に優れた利便性の高い有力なMICE施設が所在               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2014年度の国際会議開催件数における世界ランキング*1圏外であり、ラスベガスを除く他の調査対象海外都市に比べ、国際会議開催件数面では劣るものの、国際空港から車で5分と交通アクセス面に優れ、かつ、最大収容人数7,000人超の会議施設及び総展示面積7万㎡超の展示施設を有する有力なMICE施設(ザ・ベネチアン・マカオ コタイ・エキスポ)が所在する。</li> </ul> </li> </ul>

\*1「日本政府観光局(JNTO)2014年国際会議統計」

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## ア 世界のMICE分析

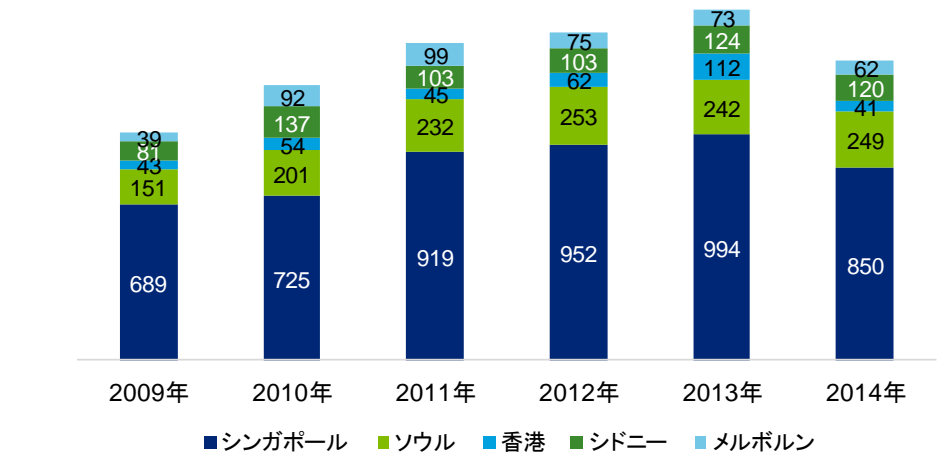
### 海外都市・MICE施設 (2/2)

都市	調査内容
香港	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アクセス面に優れた利便性の高い有力なMICE施設を有しており、国際PCO協会等と連携し、MICE誘致を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2014年度の国際会議開催件数における世界ランキング*1は第46位であり、ラスベガス、マカオを除く他の調査対象海外都市に比べ、国際会議開催件数面では劣るものの、国際空港から車で5分と交通アクセス面に優れ、最大収容人数13,500人の会議施設及び総展示面積7万㎡の展示施設を有する有力なMICE施設(アジアワールド・エキスポ)が所在する。</li> <li>➢ 国際PCO協会や米国団体役員協会等とパートナーシップを形成、各組織の会員に対するプロモーション活動を通して、MICE誘致を実施している。</li> </ul> </li> </ul>
シドニー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インフラ整備及びマーケティング対象の選択と集中を図り、MICE誘致を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2014年度の国際会議開催件数における世界ランキング*1は第16位であり、他の調査対象海外都市の中では、シンガポール、ソウルに次ぐ順位となっている。</li> <li>➢ 大規模なコンサート・国際会議・展示会等を誘致するため、シドニー・コンベンションエキシビジョンセンターの再開発(2013年閉鎖、2016年12月にインターナショナルコンベンションエキシビジョンセンター・シドニーとして開業予定)及びマーケティングの対象国や対象顧客層を絞り、中国などの高い消費力を有する顧客を中心にMICE誘致を実施している。</li> </ul> </li> </ul>
メルボルン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去5年間のCAGRは▲7.59%、滞在日数増加に寄与する国際的なMICE(特にCとI)誘致に注力           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2014年度の国際会議開催件数は62件であり、過去5年間の年平均成長率(CAGR)は▲7.59%とマイナス成長している。</li> <li>➢ 今後は、滞在型日数増加に寄与する、国際的なMICE誘致、特にカンファレンスとインセンティブに注力する。</li> </ul> </li> </ul>
ラスベガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アクセス面に優れた利便性の高い有力なMICE施設を有し、アメリカ国内及びカナダ、メキシコを中心にMICE誘致を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2014年度の国際会議開催件数における世界ランキング*1圏外であり、他の調査対象海外都市の中で最も国際会議開催件数が少ないものの、国際空港から車で10分と交通アクセス面に優れ、総展示面積18万㎡超の展示施設を有する有力なMICE施設(ラスベガス・コンベンションセンター)が所在する。</li> <li>➢ アメリカ国内及びカナダ、メキシコを主たるターゲットとし、MICE誘致を実施している。</li> </ul> </li> </ul>

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## ア 世界のMICE分析

### 海外都市の国際会議の誘致件数 (1/2)



	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
シンガポール	689	725	919	952	994	850
ソウル	151	201	232	253	242	249
香港	43	54	45	62	112	41
シドニー	81	137	103	103	124	120
メルボルン	39	92	99	75	73	62
合計	1,003	1,209	1,398	1,445	1,545	1,322

【参考】	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
東京	134	190	153	225	228	228
大阪	20	32	31	31	23	39

※マカオ及びラスベガスはJNTO「国際会議統計」にて開示されていない。

(参考)2014年ICCA統計  
マカオ:23件  
ラスベガス:14件

- 国際会議開催件数については、シンガポールが調査対象地域の中で最も多い。その他の都市における国際会議開催件数は全て300件以下である。
- シンガポールは、2007年から都市別国際会議開催件数の順位で8年連続1位を維持しつづけている。また、2位のソウルにおける国際会議開催件数との間で、約600件の開催件数の差が生じている。
- 2010年、シンガポールで2つのIR施設(「リゾート・ワールド・セントーサ」「マリーナ・ベイ・サンズ」)が開業した。IR誘致に伴い、開業後の2010年から2011年にかけてC開催件数は194件増加し(725件⇒919件)、過去10年で最大の伸び幅となった。
- 左記5都市の国際会議開催件数合計は2009年(1,003件)から2013年(1,545件)にかけて、増加傾向にあったが、2014年における国際会議開催件数は、1,322件まで減少している(2013年比▲223件)。

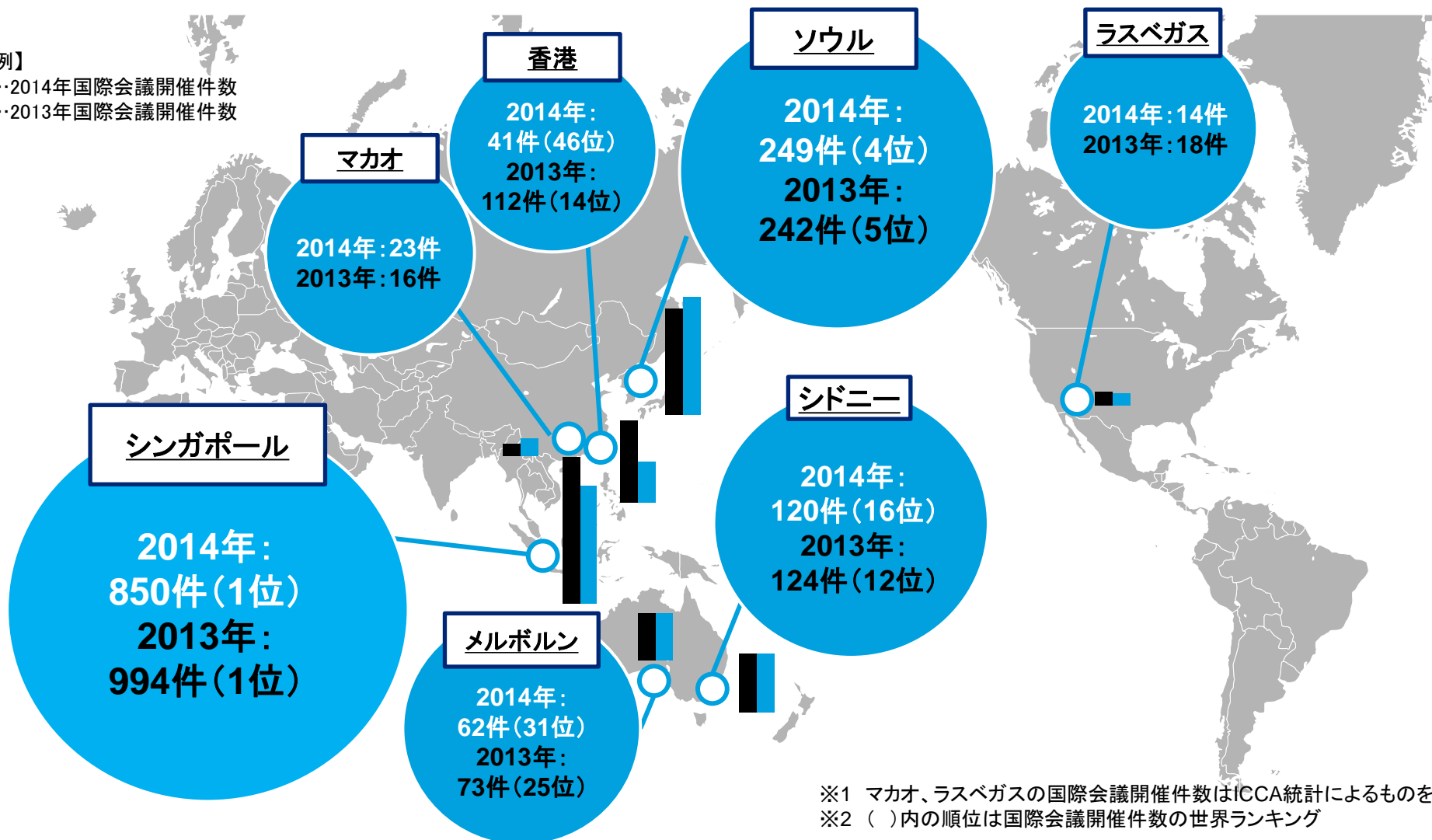
出所:「日本政府観光局(JNTO)2014年国際会議統計」、「ICCA ICCA Statistics Report 2014」をもとに作成

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 ア 世界のMICE分析

## 海外都市の国際会議の誘致件数 (2/2)

【凡例】

■...2014年国際会議開催件数  
■...2013年国際会議開催件数



※1 マカオ、ラスベガスの国際会議開催件数はICCA統計によるものを記載

※2 ( )内の順位は国際会議開催件数の世界ランキング

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### ア 世界のMICE分析

#### 海外都市(MICE戦略)

項目	調査内容
ターゲットとするイベント (M・I・C・E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソウルとシドニーではC・Eを、メルボルンではC・Iを主たるターゲットとしていることが確認された。</li> <li>■ その他の海外都市については、ターゲットとするイベントがM・I・C・Eのいずれかであるか確認することはできなかった。</li> </ul>
ターゲットとする催事規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソウル、マカオ、シドニー、メルボルンにおいては、「大規模」な催事や「国際的」な催事をターゲットとしていることが確認された。</li> <li>■ その他の海外都市においては、ターゲットとする催事規模について、確認することはできなかった。</li> </ul>
重点分野(学術)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソウルを除き、学術の重点分野を設定しているか否かを確認することはできなかった。</li> <li>■ ソウルでは、ソウルらしいMICEを育成する観点から、韓流関連学会を重点分野として設定。</li> </ul>
重点分野(産業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソウルでは韓流関連産業を、シンガポールではデザイン、教育、ヘルスケア、バイオメディカル等の産業分野を、マカオではクリエイティブ産業を、メルボルンでは知識集約型産業を重点分野として設定しており、海外都市ごとに重点分野は異なる。</li> <li>■ その他の海外都市においては、産業の重点分野を設定しているか否かを確認することはできなかった。</li> </ul>
観光資源活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各都市とも、観光施策の一環としてMICE誘致を行っているため、観光資源の活用とMICE戦略との関係性は強い。</li> </ul>

※MICE戦略を掲げている国は韓国のみである。ただし、シンガポールでは、MICEロードマップを策定している。その他、ラスベガス以外は観光アクションプラン等を策定しており、その中でMICEに関する記述がなされている。ラスベガスについては、報告書形式ではMICE関連の記述は確認できなかった。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### ア 世界のMICE分析

#### 海外都市(誘致施策)

大項目	小項目	調査内容
ソフト施策	連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多くの海外都市は、民間企業、大学、研究所等とのパートナーシップ等を形成し、プロモーション活動を強化している。</li> </ul>
	開催支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開催支援としては、ユニークベニューの活用やWi-Fi環境の整備、MICE参加者を対象とした観光案内等が挙げられる。また、シドニーでは安全で活気溢れるナイトタイムエコノミーを推進しており、アフターコンベンション充実に寄与している。</li> </ul>
	助成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各国・地域はMICE催事の誘致・開催支援として助成金制度を用意している。(ただし、香港、ラスベガスは確認できなかった。)</li> </ul>
	マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソウルでは、MICE関連情報データベースを構築し、MICE産業関連機関間で情報共有を図っている。</li> <li>■ マカオやシドニーでは、観光消費額の高い顧客層にマーケティング対象を絞っている。</li> </ul>
ハード施策	施設拡張・新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソウル、メルボルン及びラスベガスにおけるMICE施設について、拡張の計画がある。なお、ビクトリア州政府は2015～2016年度に施設拡張のため205百万AUDの予算を確保した。</li> </ul>
	施設機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ シドニーやメルボルンでは、既存交通インフラや宿泊施設の高稼働に伴う機会損失を課題として挙げており、誘致方策の中でインフラ整備等の解決策(民間事業者による宿泊施設投資を推進・支援する環境整備等)を提示している。</li> </ul>

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## ア 世界のMICE分析

### 海外MICE施設

項目	調査内容
施設所有者・運営主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 調査対象施設全12施設中、民設民営の施設が7施設、公設民営が2施設、公設公営が1施設、その他が2施設<sup>*1</sup></li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 調査対象施設全12施設中最大の会議キャパシティを有しているのはアジアワールド・エキスポ(香港)であり、13,500人を収容することができる。</li> <li>■ 調査対象施設全12施設中最大の展示キャパシティを有しているのは、ラスベガス・コンベンションセンター(ラスベガス)で、180,290㎡である。同施設は米国家電協会が主催する国際家電ショーCES(Consumer Electronics Show)を代表的な催事として主催しており、2015年には49の催事を主催している。</li> <li>■ 施設キャパシティ面をみると、会議施設又は展示施設のいずれかに注力する傾向があるが、アジアワールド・エキスポ(香港)、インターナショナルコンベンションセンター・シドニー(オーストラリア)、ザ・ベネチアン アンド ザ・パラッツォサンズ・エキスポ&amp;コンベンションセンター及びマンダレイベイ・コンベンションセンター(ともにラスベガス)の4施設については、会議施設及び展示施設ともにマリーナベイ・サンズ サンズ・エキスポ&amp;コンベンションセンター(シンガポール)の最大会議場収容人数8,000人、総展示面積30,000㎡を上回る。</li> </ul>
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MICE施設の有する機能の1つに会議場・展示場のスペース分割があるが、この点、マリーナベイ・サンズ・エキスポ&amp;コンベンションセンター(シンガポール)のボールルームは最大16分割して利用することが可能であり、催事規模等に合わせた柔軟な対応が可能である。</li> <li>■ KINTEX(韓国)及びマリーナベイ・サンズ・エキスポ&amp;コンベンションセンター(シンガポール)では最大8カ国語を同時通訳する設備を完備しており、UIA基準の国際会議(5カ国以上の参加国)も難なく開催できる。</li> </ul>
拡張計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海外のMICE施設は施設の拡張を計画を策定しており、展示場面積の拡張等既存のMICE資源を強化している。</li> </ul> <p>※1 ビクトリア州政府はメルボルン・コンベンションアンドエキシビションセンター拡張のため205百万AUDの予算を確保している。</p> <p>※2 ニューサウスウェールズ州政府は民間企業であるダーリング・ハーバー・ライブ(Darling Harbor Live)と共同出資で1,500百万AUDを開発のために投資を予定している。</p>

\*1 KINTEX(施設所有者:不明、運営主体:民間企業)及びアジアワールド・エキスポ(施設所有者:民間企業、運営主体:官民共同出資)

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 イ 国内・大阪市内のMICE分析

国内都市・MICE施設	P. 97
国内都市の国際会議の誘致件数	P. 99
国内都市(MICE戦略)	P. 100
国内都市(誘致施策)	P. 101
国内MICE施設	P. 102



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### イ 日本・大阪市内のMICE分析

#### 国内都市・MICE施設(1/2)

都市名	調査内容
東京都 (23区)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 国際会議誘致実績の更なる向上にむけた体制の強化、各種施策を実行<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主なMICE施設の稼働率: 東京国際フォーラム69.8%(2015年)、東京国際展示場74.0%(2013年)</li><li>➢ 立地の強みや顧客ニーズに即したMICE施設の機能を活かして、多数の国際会議の誘致に成功しているが、現状には満足せず、2024年頃までに世界TOP3を目指す。誘致・開催に伴う様々な機関や他都市との連携、東京が有するポテンシャルの活用、グローバル対応の3点を強化することで、更なる誘致を狙っている。</li></ul></li></ul>
横浜市	<ul style="list-style-type: none"><li>■ ターゲットを明確にした誘致に成功するものの、稼働率が高く機会損失が発生<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主なMICE施設の稼働率: 横浜国際平和会議場(展示ホール)79.0%(2014年)</li><li>➢ 国際会議、医学系会議など、ターゲットを明確にしており、それらの分野は(株)横浜国際平和会議場において開催件数が国内トップとなるなど誘致に成功している。しかし、稼働率が79%と高く機会損失が発生。また、一部の顧客のニーズに対応できない案件も存在しているため、(株)横浜国際平和会議場では大規模修繕・新規施設の整備を実行している。</li></ul></li></ul>
千葉市	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「千葉らしさ」を創出する各種施策を通じた誘致で、他の都市への遅れの挽回を目指す<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主なMICE施設の稼働率: 幕張メッセ42.5%(2013年)</li><li>➢ 日本有数のMICE施設である幕張メッセを有しながらも、東京都と横浜市との差別化が図られず、国際会議開催件数は毎年減少傾向にある。現状を打開するため、会議・報奨旅行に関して細かな数値目標を掲げ、「千葉らしさ」を創出するための各種施策を通じて、スポーツ系会議等を中心としたイベントの誘致を目指している。</li></ul></li></ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 都市の強みをアピールした誘致に成功するが、MICE施設のキャパシティ不足に伴う失注が生じている<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主なMICE施設の稼働率: 国立京都国際会館(イベントホール)42.9%(2014年)</li><li>➢ 京都の持つ強み(歴史的・文化的資源、大学の集積など)をベースとしたMICE戦略や誘致施策を前面に出している。それらが功を奏し、国際会議開催件数の増加率は高いが、それにMICE施設のキャパシティが追いつかず失注するケースもあり、京都国際会館では、2018年までにニューホールの大規模な工事を進めている。</li></ul></li></ul>

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

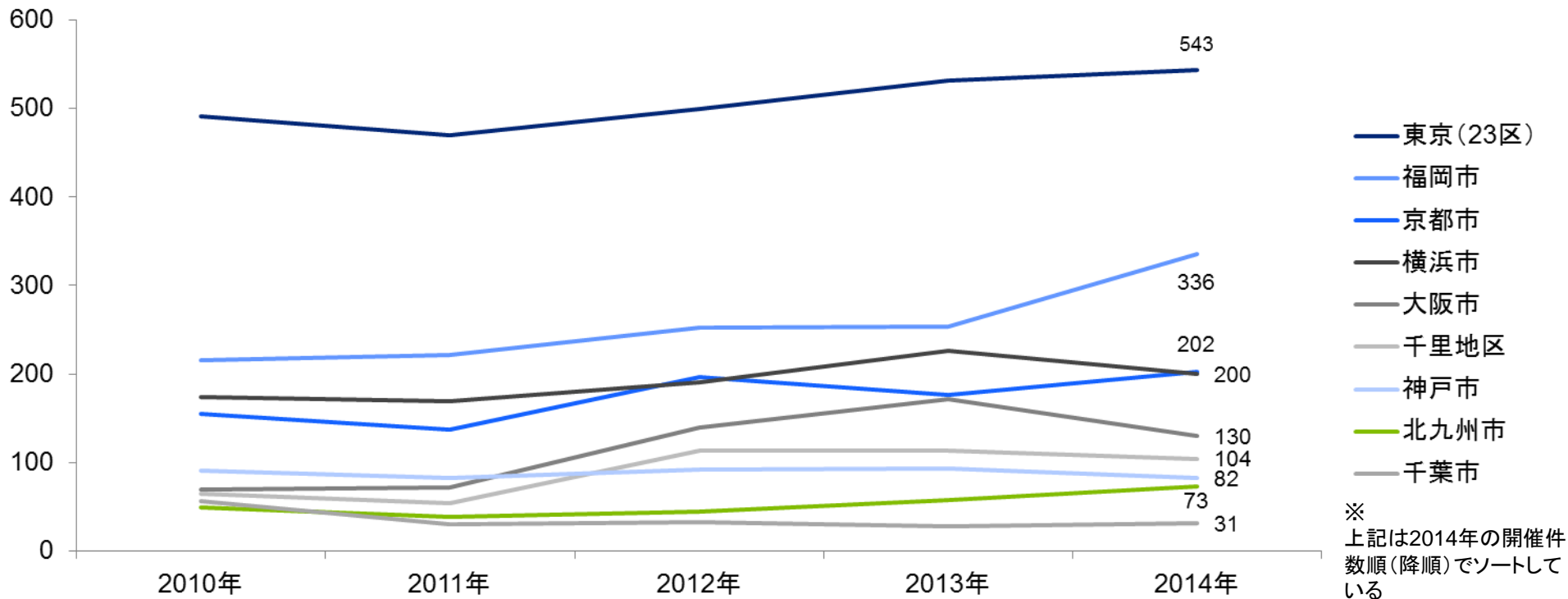
### イ 日本・大阪市内のMICE分析

#### 国内都市・MICE施設(2/2)

都市名	調査内容
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医学系会議の開催実績は優れているが、MICE施設の老朽化に伴い誘致に関しては課題が残る               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主なMICE施設の稼働率:神戸市コンベンションセンター(会議場全館)37.0%(2014年)</li> <li>➢ 神戸市の強みであり、経済効果も高い医療分野をメインターゲットにしており、医学系会議の開催実績は優れている。しかし、MICE施設の老朽化が進んでおり、一部の機能が顧客のニーズに即しておらずに失注するケースもあり、結果的に稼働率も他の主要な国内他都市と比較すると低い。</li> </ul> </li> </ul>
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 明確なターゲット設定と都市の強みのアピールを通じ誘致に成功するが、稼働率が高く機会損失が発生               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主なMICE施設の稼働率:マリンメッセ福岡86.6%(2015年)</li> <li>➢ 経済効果の大きい大規模会議をターゲットとし、国内で最もアジアに近い大都市であるなどの福岡市の強みを活かした誘致を行っている。誘致は成功しており、国際会議の開催件数の増加率は主要都市内で最も高く、MICE施設の稼働率も86%と非常に高い。しかしながら、稼働率が高いため機会損失が発生している。</li> </ul> </li> </ul>
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ M・I・C・E全てを重視した全方位な戦略と、MICE誘致に向けた体制強化を通じ、国際会議の誘致に成功               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主なMICE施設の稼働率:西日本総合展示場(新館)84.1%(2015年)</li> <li>➢ M・I・C・Eの全てを重視し、それぞれで異なる目標・目的を設定している。近隣に非常に強力な福岡市がある中、各機関との連携や多面的な助成の実施、開催支援など、MICE誘致のための体制を強化した結果、国際会議の開催件数は増加傾向にある。</li> </ul> </li> </ul>

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 イ 日本・大阪市内のMICE分析

## 国内都市の国際会議の誘致件数



- 国内の主要都市は、千葉市を除いて国際会議の誘致件数を年々増加させている。
- 多くの自治体では、国際会議の誘致件数を数値目標に掲げながら誘致を成功させているが、経済波及効果(横浜市)、ICCA統計基準(京都市・福岡市)などのユニークな指標を数値目標に掲げている自治体も存在する。
  - ユニークな指標を数値目標に掲げるのは、経済効果を最大まで高めたい(横浜市)、観光資源を有効活用したい(京都市)、アジアからのアクセスを最大限活用したい(福岡市)など、自治体の特性が背景にある。

出所: 日本政府観光局(JNTO) 国際会議統計

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## イ 日本・大阪市内のMICE分析

### 国内都市のMICE戦略

大項目	調査内容
ターゲットとするイベント (M・I・C・E)、及び催事規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全ての自治体においてM・I・Cに注力している。Eについては横浜市、福岡市、北九州市が注力する姿勢を示している。</li> <li>■ 催事規模については、経済合理性の観点から全ての自治体で大規模案件の獲得を目指している。</li> </ul>
重点分野(学術)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「医学」を学術の重点分野としている自治体が多い(東京都23区、横浜市、神戸市、福岡市、北九州市)</li> <li>■ 医学に加え、東京都23区では「理工学」、福岡市では「エネルギー」、北九州市では「工学」「環境」を重点分野に挙げている。</li> </ul>
重点分野(産業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産業に関しては、自治体ごとに重点分野は特に重なっておらず、それぞれの自治体の特性に合わせた産業が重点分野として選択されている。            例) 東京都23区:「情報通信」、「金融」            横浜市:「バイオ」「IT関連」            神戸市:「医療」            福岡市:「食」「自動車関連」</li> </ul>
重点分野(文化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文化に関しては、MICE戦略として直接明言しているのは京都市のみである。</li> </ul>
観光資源活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全ての自治体で「観光資源活用」を活用したアフターコンベンションやユニークベニューを掲げた戦略となっている。</li> <li>■ 特に、京都市と福岡市は観光資源を活かしたMICE戦略となっている。</li> </ul>

※いずれの自治体も「ターゲットとするイベント」「重点分野(少なくとも、学術か産業のいずれか)」はMICE戦略の категорияとして掲げている。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### イ 日本・大阪市内のMICE分析

#### 国内都市の誘致施策

大項目	中項目	調査内容
ソフト施策	連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多くの自治体は、独力で誘致を推進するのではなく、その地域の民間企業、大学、研究所などとの連携を試みている。</li> <li>■ 特に、東京都23区に関しては、国内他都市との連携に積極的である。(国際会議等の開催において、主催者に対して参加者が東京都23区は異なる魅力を有する国内他都市を訪れるプログラムを提案する取組を行なっていることが背景にある)</li> </ul>
	開催支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開催支援としてはアフターコンベンション、ユニークベニューが一般的。行政が周辺施設(水族館・ドーム)や各管理者(道路・公園・文化施設)等と連携するなどのサポートを行なう形で、多くの自治体で実施されている。</li> </ul>
	助成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助成支援としては、金銭的支援が一般的であり、多くの自治体で実施されている。</li> </ul>
	マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海外調査、競合調査、データ分析・プロモーション等、マーケティングの高度化を試みている自治体は複数存在する。</li> <li>■ 一方、自治体に蓄積されているマーケティング知見だけでは満足な誘致には至らないという危機意識を持っている自治体も多く、民間、海外との連携を検討している(横浜市、千葉市、京都市)</li> </ul>
ハード施策	施設拡張・新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 稼働率が高く顧客からの注文を断ることで生じる機会損失が発生している施設を有する自治体では、MICE施設の拡張・新設を計画・実施している。(横浜市等)</li> </ul>
	施設機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MICE施設の機能が顧客ニーズに即していない(スペース分割の限界等)では、機能を強化するための工事も計画・実施している。(京都国際会館、神戸コンベンションセンター等)</li> </ul>

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### イ 日本・大阪市内のMICE分析

#### 国内施設

大項目	調査内容
施設所有者・運営主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指定管理者制度が採用されているケースが多く見受けられる。 例) 札幌コンベンションセンター、幕張メッセ、名古屋国際会議場、神戸国際会議場</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都心で収容人数5,000人を超える大規模な展示場・会議室を有するMICE施設は開催可能なイベントが幅広いため、稼働率が高い傾向にある(東京国際フォーラム:69.8%、東京国際展示場:74%、横浜国際平和会議場:79%)</li> </ul>
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MICE施設の基本的な機能(スペース分割、同時通訳設備、ケータリングサービス、インターネット環境、ビジネスセンター)は殆どのMICE施設に存在する。</li> <li>■ スペース分割のバリエーション(何分割に対応可能か)と同時通訳の対応言語数(何ヶ国語対応可能か)は差別化のポイントになっている。</li> </ul>
主要施設の稼働率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立地・キャパシティ・機能が揃って充実している施設は誘致に成功しており、その結果MICE施設の稼働率が高くなっている。</li> <li>■ 一方、そのために顧客からの注文を断ることで生じる機会損失が発生しているケースも散見される。(マリンメッセ福岡、横浜国際平和会議場等)</li> </ul>
事業収益・コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今回の調査対象のMICE施設は全て黒字である。ただし、事業収益に補助金が含まれている可能性もあり、補助金なしでは赤字経営となるMICE施設も存在する可能性がある。</li> </ul>
拡張計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 稼働率が高く機会損失が生じているMICE施設(横浜国際平和会議場等)、キャパシティや機能の面で顧客のニーズに応えられていないMICE施設(京都国際会館等)は拡張の工事が計画・実行中である場合が多い。</li> </ul>

## **(4) MICE施設の需要調査・整備検討 ウ 大阪MICEの目標**

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 ウ 大阪MICEの目標

### 大阪MICEの目標(定量)

- 大阪MICEの定量目標の項目として、M・I・C・Ex・Ev別の開催件数、来場者数、経済波及効果、国際ランキングなどが選択肢として挙げられる。

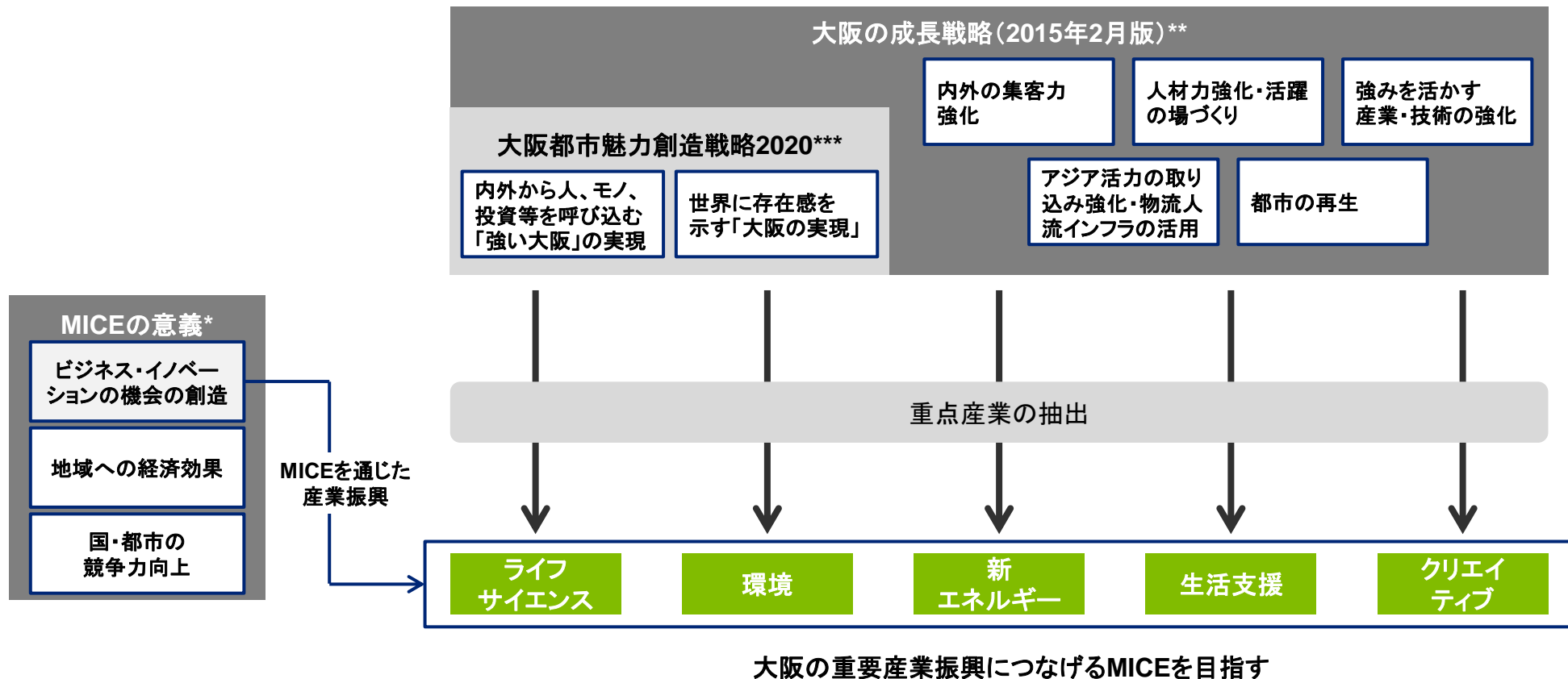
定量目標(案)	
開催件数 (M・I・C・Ex・Ev別)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2024年 M開催件数</li><li>■ 2024年 I開催件数</li><li>■ 2024年 C開催件数</li><li>■ 2024年 Ex開催件数</li><li>■ 2024年 Ev開催件数</li></ul>
来場者数 (M・I・C・Ex・Ev別)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2024年 M来場者数合計</li><li>■ 2024年 I来場者数合計</li><li>■ 2024年 C来場者数合計</li><li>■ 2024年 Ex来場者数合計</li><li>■ 2024年 Ev来場者数合計</li></ul>
経済波及効果 (M・I・C・Ex・Ev別)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2024年 MIに係る経済波及効果</li><li>■ 2024年 IIに係る経済波及効果</li><li>■ 2024年 Cに係る経済波及効果</li><li>■ 2024年 Exに係る経済波及効果</li><li>■ 2024年 Evに係る経済波及効果</li></ul>
国際ランキング	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2024年 ICCA(国際会議協会)基準の世界ランキング</li><li>■ 2024年 UIA(国際団体連合)基準の世界ランキング</li></ul>



# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 ウ 大阪MICEの目標

## 大阪MICEの目標(産業振興 1/2)

- 観光庁はMICEの意義の一つとして「ビジネス・イノベーションの機会の創造」を挙げており、大阪としてはMICEを通じた産業振興を行っていく。
- 大阪府・大阪市にて設定された戦略(「大阪の成長戦略(2015年2月版)」)では、「ライフサイエンス」「環境」「新エネルギー」「生活支援」「クリエイティブ」の5つの産業が抽出されたため、本調査では産業振興をするべき重要産業と設定した。



出所 \*:MICEの開催・誘致の推進(観光庁)、\*\*:大阪の成長戦略(2015年2月版)(大阪府・大阪市)、\*\*\*:大阪都市魅力創造戦略2020(大阪府・大阪市)

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 ウ 大阪MICEの目標

## 大阪MICEの目標(産業振興 2/2)

・ 大阪の重点産業(ライフサイエンス・環境・新エネルギー・生活支援・クリエイティブ)の具体例は、総務省・JETROの定義を用いて以下のとおり設定した。

### 大阪の重点産業

	総務省定義*1(Cにて使用)	JETRO定義*2(Exにて使用)
ライフサイエンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品製造業</li> <li>医療用機械器具・医療用品製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、製薬・製剤、薬学</li> <li>医療・病院用機器、医療技術</li> <li>歯科用・眼科用機器・用品</li> <li>ヘルスケア、保健産業、保健用品 etc</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理業</li> <li>産業廃棄物処理業</li> <li>その他の廃棄物処理業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境、廃棄物処理、リサイクル</li> </ul>
新エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池製造業</li> <li>自動車・同附属品製造業(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱業、エネルギー</li> <li>自動車(部品・製造関連機器含む)(※)</li> </ul>
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス用・娯楽用機械器具製造業</li> <li>老人福祉・介護事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・介護・リハビリ用機器・用具</li> </ul>
クリエイティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具製造業</li> <li>玩具・運動用具製造業</li> <li>音声情報制作業</li> <li>デザイン業 etc</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具・インテリア用品</li> <li>玩具、遊戯用具、ゲーム用品</li> <li>音楽</li> <li>デザイン etc</li> </ul>

(※)電気自動車関連のみ

出所: \*1:「日本標準産業分類(総務省)」、\*2:「世界の見本市・展示会情報(JETRO)」

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 エ MICE別の需要

---

Mの需要予測	P. 108
--------	--------

---

Iの需要予測	P. 109
--------	--------

---

Cの需要予測	P. 110
--------	--------

---

Exの需要予測	P. 112
---------	--------

---

Evの需要予測	P. 114
---------	--------

---

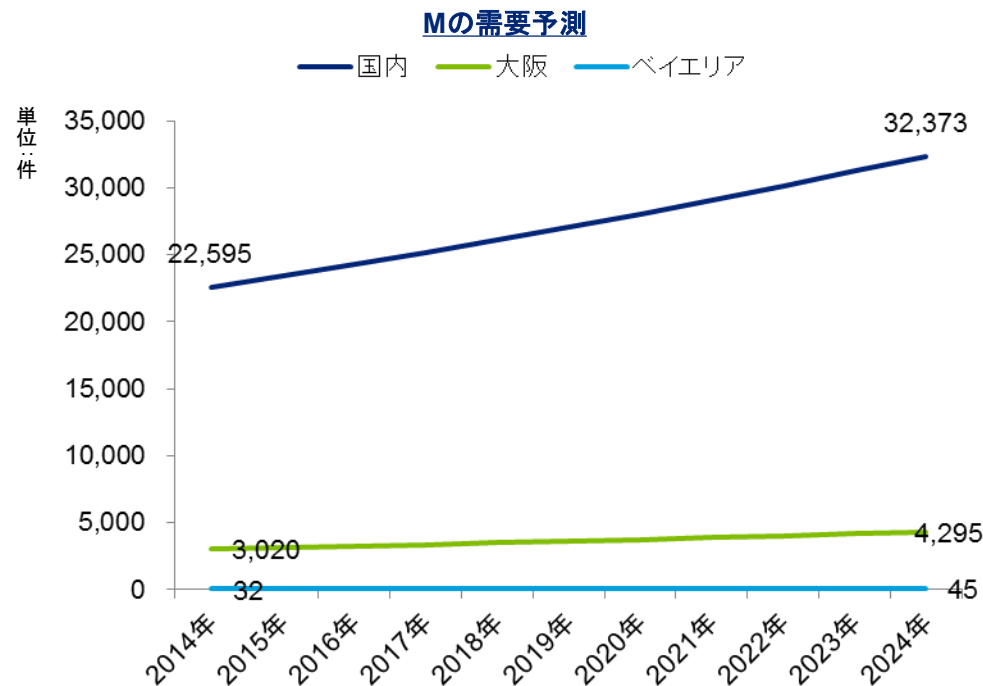
- 本調査のM・I・C・Ex・Ev別の需要予測は、過去数年間(約5年間)の実績値と、数年間の年平均成長率をベースに行う。

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 エ MICE別の需要

## Mの需要予測

国内開催件数		大阪開催件数		バイエリア開催件数		
M	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方
	32,373件	$3,711 \times 8.724 \div 32,373$	4,295件	$32,373 \times 13.27\% \div 4,295$	45件	$4,295 \times 1.05\% \div 45$
	【参考】日本国内C開催件数 2024年国内C開催件数予測値:3,711件 2004~2009年国内C:M実績の平均値:1:8.724 日本イベント産業振興協会「平成21年国内イベント市場規模推計結果報告書」		【参考】国内・大阪府の東証一部上場企業数 2024年国内M開催件数予測値:32,373件 2024年国内における大阪府の東証一部上場企業の比率推計値:13.27%		【参考】大阪M開催件数予測値 2024年大阪M開催件数予測値:4,295件 2014年大阪府内におけるバイエリアでのC開催件数比率:1.05% JNTO「国際会議統計」	

- 国内・大阪・バイエリアでM開催件数は増加傾向にあると推計される。
- 大阪の開催件数は、2024年には4,295件と、2014年の約1.42倍 ( $\div 3,020$ ) に成長すると推定される。
- 需要増加に伴い、将来的に、大阪府立国際会議場、コングレコンベンションセンターなど既存のMICE施設だけでは受け入れが難しくなることも想定される。

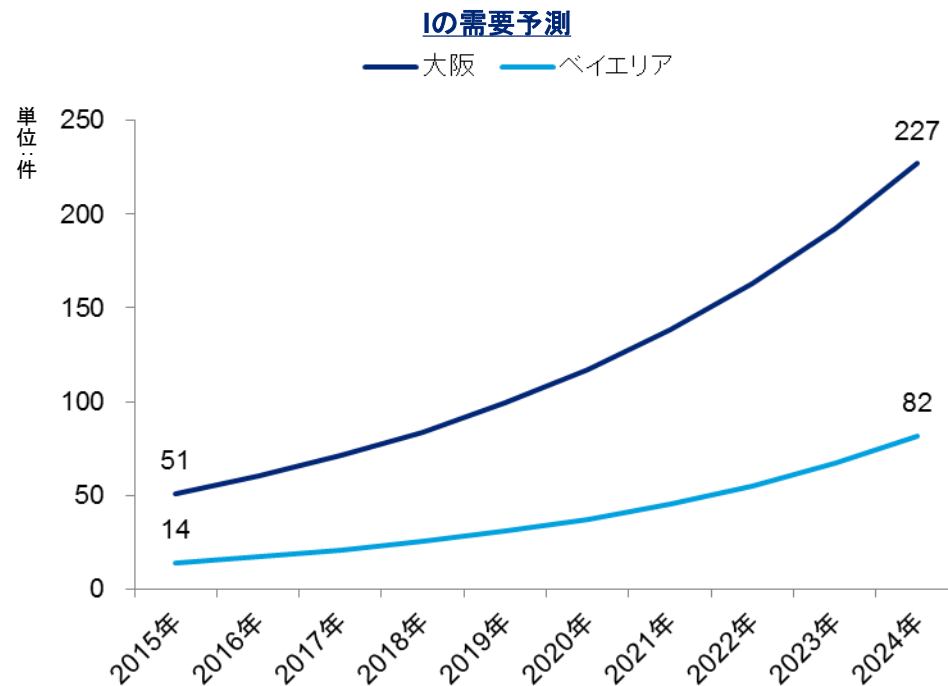


# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 エ MICE別の需要

## Iの需要予測

大阪開催件数		バイエリア開催件数	
2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方
227件	$51 \times (118.06\%)^9 \div 227$	82件	$14 \times (121.67\%)^9 \div 82$
【参考】大阪府内I開催件数 2015年大阪I誘致実績:51件 2020年大阪I誘致件数予測値:117件 2012~2020年大阪I実績の年平均成長率予測値:18.06% 大阪観光局「事業報告」		【参考】大阪府内I開催件数 2015年バイエリアI誘致実績:14件 2020年大阪I誘致件数予測値:37件 2015~2020年大阪I実績の年平均成長率予測値:21.67% 大阪観光局「事業報告」	

- 大阪のIは、2024年には227件と2015年比の約4.45倍(≒227÷51)になる見込みである。
- 需要増加にあたって、ホテル・鉄道・飛行機など、周辺施設の受け入れ状況を整備し直す必要があると考えられる。
- 特に大阪の主要ホテルは、現時点でも年間稼働率が80%を越えており、このペースでIが増加し続けると、旅行者の受入が難しくなり、機会損失につながる懸念がある。



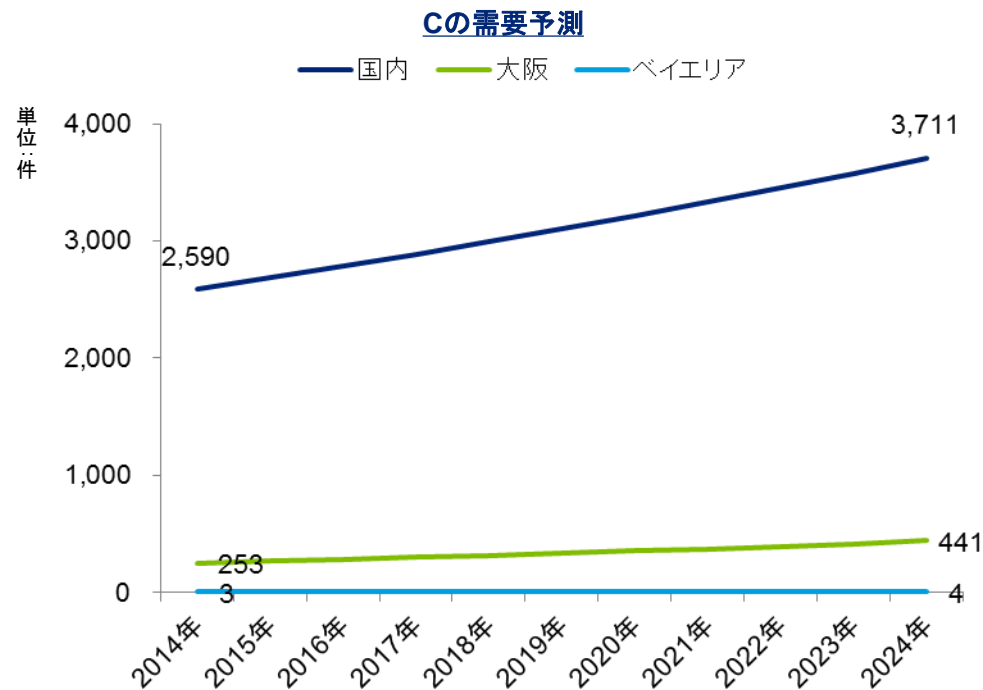
# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## エ MICE別の需要

### Cの需要予測

	国内開催件数		大阪開催件数		バイエリア開催件数	
C	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方
		3,711件	$2,590 \times (103.66\%)^{10} \div 3,711$	441件	$253 \times (105.71\%)^{10} \div 441$	4件
	【参考】日本国内C開催件数 2014年国内C開催実績:2,590件 2020年国内C開催件数予測値:3,214件 2009~2020年国内C実績の年平均成長率予測値:3.66% JNTO「国際会議統計」		【参考】日本国内C開催件数 2014年大阪C開催実績:253件 2020年大阪C開催件数予測値:353件 2009~2020年大阪C実績の年平均成長率予測値:5.71% JNTO「国際会議統計」		【参考】バイエリア内C開催件数 2024年大阪C開催件数予測値:441件 2014年大阪府内におけるバイエリアでのC開催件数比率: 1.05% JNTO「国際会議統計」	

- 国内・大阪・バイエリアでC開催件数は増加傾向にあると推計される。
- 大阪でのC開催件数は2024年には441件と、2014年比の約1.74倍(≒ $441 \div 253$ )になる見込みである。需要増加に伴う失注等の機会損失を発生させないための施策が必要であると考えられる。
- バイエリアにはコンベンション専用のMICE施設が存在しないため、Cの開催件数は数件のまま、殆ど増加しない見通しである。



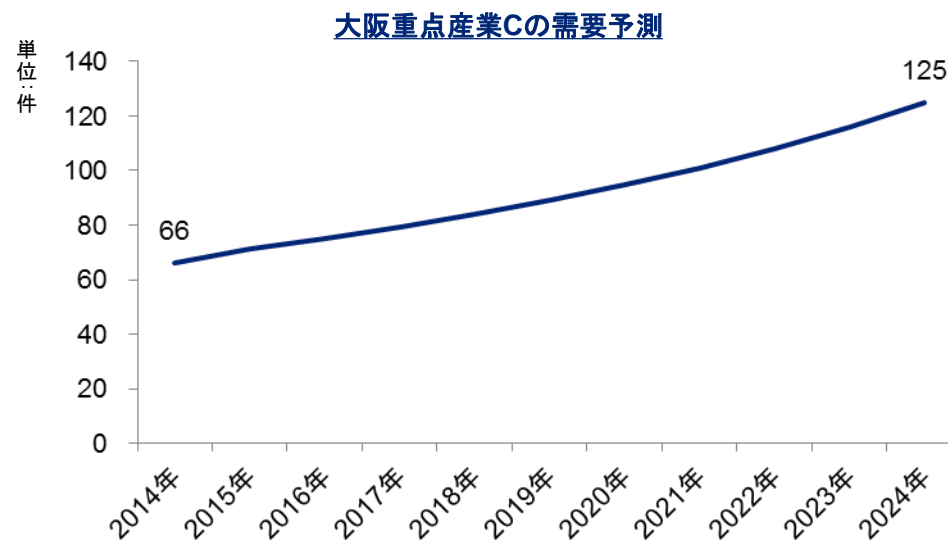
# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## エ MICE別の需要

### 大阪重点産業Cの需要予測

	2024年推計値	考え方	
ライフサイエンス	92件	$60 \times (104.40\%)^{10} \div 92$	【参考】大阪C(ライフサイエンス分野)開催件数 2014年同開催実績:60件、2020年同開催件数予測値:78件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:4.40% JNTO「国際会議統計」
環境	0件	$2 \times (88.23\%)^{10} = 0$	【参考】大阪C(環境分野)開催件数 2014年同開催実績:2件、2020年同開催件数予測値:1件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:-11.77% JNTO「国際会議統計」
新エネルギー	13件	$1 \times (122.03\%)^{11} \div 13$	【参考】大阪C(新エネルギー分野)開催件数 2013年同開催実績:1件、2020年同開催件数予測値:6件、2011年~2020年同年平均成長率予測値:22.03% JNTO「国際会議統計」
生活支援	0件	$0 \times (0.0\%)^{10} = 0$	【参考】大阪C(生活支援分野)開催件数 2014年同開催実績:0件、2020年同開催件数予測値:0件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:0.00% JNTO「国際会議統計」
クリエイティブ	19件	$4 \times (116.65\%)^{10} \div 19$	【参考】大阪C(クリエイティブ分野)開催件数 2014年同開催実績:4件、2020年同開催件数予測値:10件、2011年~2020年同年平均成長率予測値:16.65% JNTO「国際会議統計」
合計	125件	$92+0+13+0+19 \div 125$	各分野の2024年推計値の総和

- 大阪の重点分野(ライフサイエンス・環境・新エネルギー・生活支援・クリエイティブ)に関するCは増加傾向にあると推計され、MICEは大阪の産業振興に資すると考えられる。
- 特に、新エネルギー分野のCは増加率が高い傾向にあると推計される。

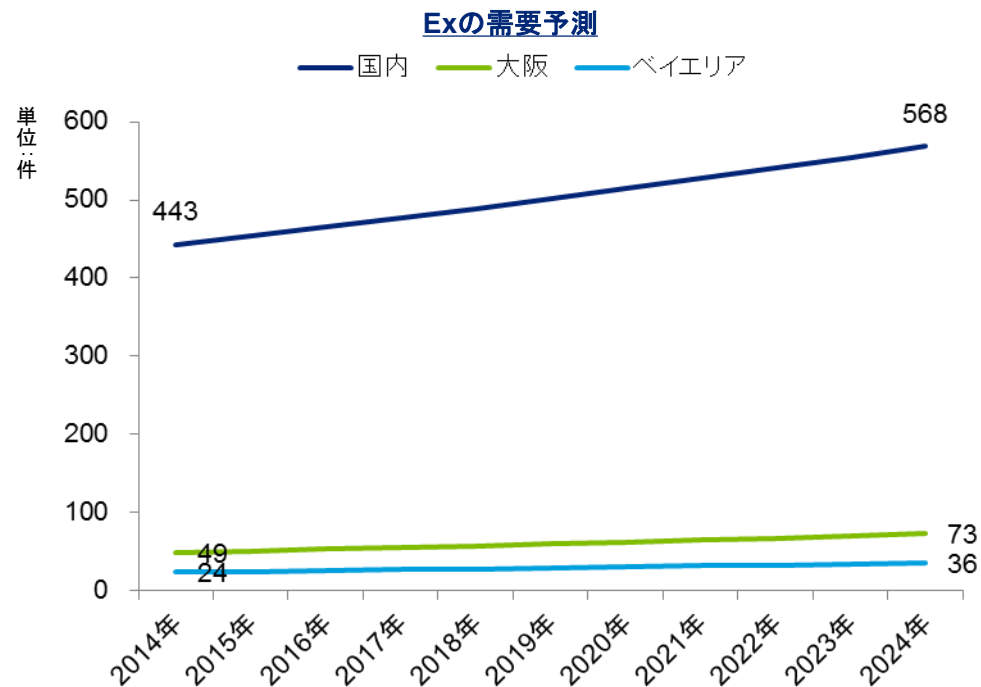


# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 Ⅰ MICE別の需要

## Exの需要予測

	国内開催件数		大阪開催件数		バイエリア開催件数	
Ex	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方
		568件	$443 \times (102.52\%)^{10} \div 568$	73件	$49 \times (104.05\%)^{10} \div 73$	36件
	【参考】日本国内Ex開催件数 2014年の国内Ex開催実績: 443件 2020年の国内Ex開催件数予測値: 514件 2010~2020年国内Ex実績の年平均成長率予測値: 2.52% JETRO「世界の見本市・展示会情報」		【参考】大阪Ex開催件数 2014年の大阪Ex開催実績: 49件 2020年の大阪Ex開催件数予測値: 62件 2010~2020年国内Ex実績の年平均成長率予測値: 4.05% JETRO「世界の見本市・展示会情報」		【参考】バイエリアEx開催件数 2024年の大阪Ex開催件数予測値: 73件 2014年大阪府内バイエリアでのEx開催件数比率: 48.98% JETRO「世界の見本市・展示会情報」	

- 国内・大阪・バイエリアでEx開催件数は増加傾向にあると推計される。
- バイエリアには、日本で3番目に展示面積が大きいインテックス大阪が立地しているにも関わらず、国内Exの10%程度のExしか開催できていないのが現状である。
- 世界の展示場では、展示面積100,000-200,000㎡の巨大Exが毎年数十件開催されている(JETRO調査「世界の見本市・展示会情報」では、2013年60件、2014年47件)。ただし、国内の展示場では規模の問題から、そのような巨大Exは開催できていない。





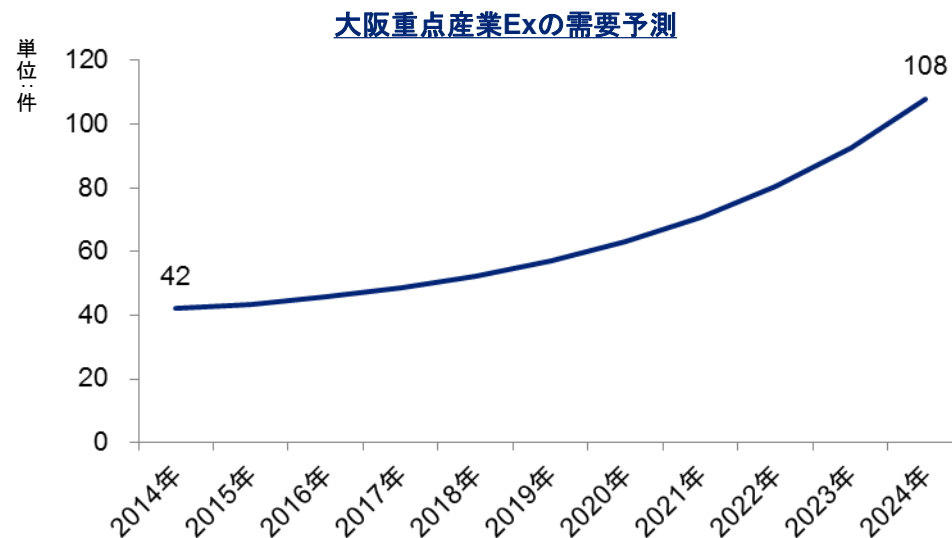
# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## エ MICE別の需要

### 大阪重点産業Exの需要予測

	2024年推計値	考え方	
ライフサイエンス	1件	$2 \times (93.30\%)^{10} \div 1$	【参考】大阪Ex(ライフサイエンス分野)開催件数 2014年同開催実績:2件、2020年同開催予測値:1件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:-6.70% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
環境	30件	$7 \times (115.79\%)^{10} \div 30$	【参考】大阪Ex(環境分野)開催件数 2014年同開催実績:7件、2020年同開催予測値:17件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:15.79% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
新エネルギー	52件	$4 \times (129.15\%)^{10} \div 52$	【参考】大阪Ex(新エネルギー分野)開催件数 2014年同開催実績:4件、2020年同開催予測値:19件、2011年~2020年同年平均成長率予測値:29.15% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
生活支援	0件	$2 \times (83.60\%)^{10} \div 0$	【参考】大阪Ex(生活支援分野)開催件数 2014年同開催実績:2件、2020年同開催予測値:1件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:-16.40% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
クリエイティブ	25件	$27 \times (99.07\%)^{10} \div 25$	【参考】大阪Ex(クリエイティブ分野)開催件数 2014年同開催実績:27件、2020年同開催予測値:26件、2010年~2020年同年平均成長率予測値:-0.93% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
合計	108件	$1+30+52+0+25 \div 108$	各分野の2024年推計値の総和

- 大阪の重点分野(ライフサイエンス・環境・新エネルギー・生活支援・クリエイティブ)に関するExは増加傾向にあると推計され、MICEは大阪の産業振興に資すると考えられる。
- 特に、新エネルギー分野のExは増加率が高い傾向にあると推計される。



※ 複数の分野(環境と新エネルギー等)がテーマであるExはダブルカウントしている。

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

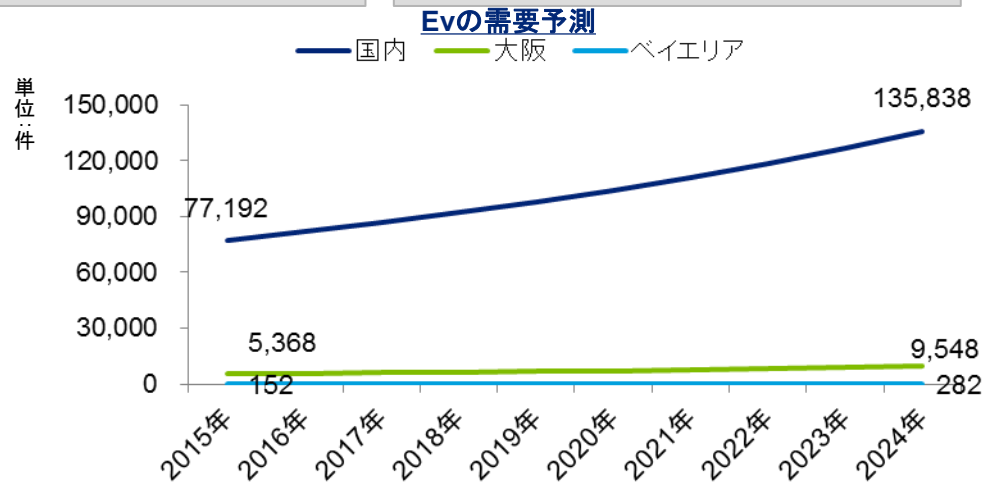
## エ MICE別の需要

### Evの需要予測

国内開催件数		大阪開催件数		ベイエリア開催件数	
2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方	2024年推計値	考え方
135,838件	$31,485 \times (100.83\%)^9 + 23,453 \times (108.44\%)^9 + 22,253 \times (110.18\%)^9 + 0 \div 135,838$	9,548件	$135,838 \times 7.03\% \div 9,548$	282件	$152 \times (107.11\%)^9 \div 282$
<b>【参考】日本国内Ev開催件数</b> 2015年の国内Ev開催実績予測値：文化イベント31,485件、スポーツイベント23,453件、フェスティバル22,253件、博覧会0件、合計77,192件 2020年の国内Ex開催件数予測値：文化イベント32,820件、スポーツイベント35,175件、フェスティバル36,137件、博覧会0件、合計104,133件 2012～2020年国内Ex実績の年平均成長率予測値：文化イベント0.83%、スポーツイベント8.44%、フェスティバル10.18%、博覧会-49.29% 日本イベント産業振興協会「平成21年、27年 国内イベント市場規模推計結果報告書」		<b>【参考】国内の全人口・大阪府の人口</b> 2024年国内Ev開催件数予測値：135,838件 2024年国内における大阪府の人口比率：7.03% 総務省統計局「平成27年国勢調査」		<b>【参考】ベイエリアEv開催件数</b> 2015年大阪府内ベイエリアでのEv開催実績：152件 2020年大阪府内ベイエリアでのEv開催開催予測値：214件 2013～2020年大阪府内ベイエリアでのEv実績の年平均成長率予測値：7.11% インテックス大阪ホームページ・アジア太平洋トレードセンターからの入手資料	

Ev

- 国内・大阪・ベイエリアでEv開催件数は増加傾向にあると推計される。



# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

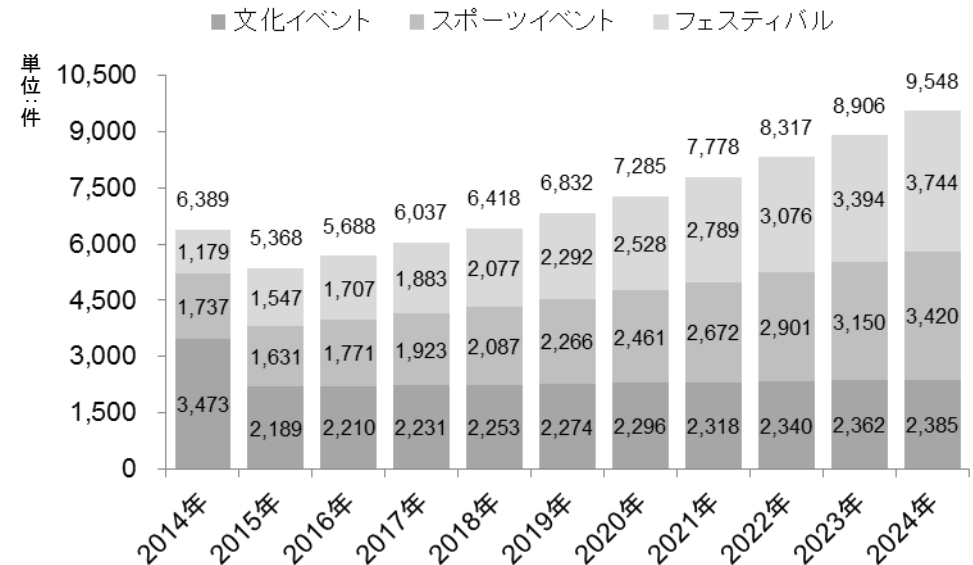
## エ MICE別の需要

### Evの需要予測(カテゴリー別)

	2024年推計値	考え方	
文化イベント	2,385件	$2,189 \times (100.83\%)^9 \doteq 2,385$	【参考】大阪Ev(文化イベント)開催件数 2015年同開催予測値:2,189件、2020同年開催予測値:2,296件、2012年~2020年同年平均成長率予測値:0.83% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
スポーツイベント	3,420件	$1,631 \times (108.44\%)^9 \doteq 3,420$	【参考】大阪Ev(スポーツイベント)開催件数 2015年同開催予測値:1,631件、2020同年開催予測値:2,461件、2012年~2020年同年平均成長率予測値:8.44% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
フェスティバル	3,744件	$1,547 \times (110.18\%)^9 \doteq 3,744$	【参考】大阪Ev(フェスティバル)開催件数 2015年同開催予測値:1,547件、2020同年開催予測値:2,528件、2012年~2020年同年平均成長率予測値:10.18% JETRO「世界の見本市・展示会情報」
合計	9,548件	$2,385+3,420+3,744 \doteq 9,548$	各分野の2024年推計値の総和

- Evにおいて、主に屋内で実施されるのは文化イベントである。
- 文化イベントは増加傾向にはあるが、年平均成長率は0.83%と、スポーツイベント(同8.44%)・フェスティバル(同10.18%)と比較すると低い。

### Evの需要予測(カテゴリー別)



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

Summary	P. 117
大阪MICEの課題と具体的な施策	P. 119
大阪MICE施設の課題と具体的な施策	P. 126

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### Summary 1/2

- 具体的な施策等を検討するにあたって、以下の2つのアプローチをとる。
  - 【アプローチ①】MICEの知見者へのインタビュー
    - ・ 政府外郭団体、地方自治体、コンベンションビューロー、MICE施設、PCO、DMCの担当者等へのインタビューをベースとして大阪MICEの課題と認識された事項を解決するための施策を検討する。
  - 【アプローチ②】ベンチマーク都市とのMICE施設の比較検討
    - ・ 大阪で最も収容人数が多い会議場である大阪府立国際会議場と、大阪で最も展示面積が大きいインテックス大阪と、ベンチマークとして設定した国内の主要展示場・会議場とを「主催者が会議場・展示場選択で重視する条件」をベースとして比較し、大阪のMICE施設の課題を把握し、それらを解決するための施策を検討する。
- アプローチ①の結果、大阪MICEに係る課題が3点抽出された。それらを解決するため、以下の施策も選択肢として検討可能と思慮する。
  - 課題①：近隣都市との役割分担・連携が不十分である
    - ⇒ 施策①：関西全域のMICE誘致の競争力向上に向けて、関西広域での連携組織を設立する
  - 課題②：大阪既存MICE施設との役割分担・連携が不十分である
    - ⇒ 施策②：大阪のDMOである大阪観光局が主体となり、大阪MICEプレイヤー（自治体、大阪観光局、MICE施設、IRオペレーターなど）で連携体制を構築する
  - 課題③：他都市との差別化が不十分である
    - ⇒ 施策③-1：MICE誘致に向けたマーケティング戦略を策定し、実行する
    - ⇒ 施策③-2：国内競合都市のようにCの開催件数のみでなく、大阪ではM・I・Ex・Evの開催に関しても、具体的な数値目標を設定する

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### Summary 2/2

- アプローチ②の結果、「インテックス大阪」をMICE誘致にあたって主催者が重視する条件で国内の主要展示場と比較すると、必ずしも優位ではないことが判明した。また、施設の老朽化、展示場として必要な機能(無柱の展示場・可動壁など)が不足しているといった課題も存在する。
- アプローチ②の結果、「大阪府立国際会議場」をMICE誘致にあたって主催者が重視する条件で国内の主要会議場と比較すると、必ずしも優位ではないことが判明した。また、年間約2,800件の予約に係る問い合わせのうち、予約が重なることを理由とした失注が年間約400件発生しており、機会損失につながっている等の課題も存在する。
- さらに、世界のMICE施設では「オールインワン型MICE施設」「隣接する会議場・展示場でMICEを一体的に運用する連携」がトレンドになっているが、大阪の既存のMICE施設ではこれらの実現は難しい。世界のトレンドに対応するため、会議場・展示場の新設も検討の余地があると考えられる。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

- ・ MICE知見者へのインタビュー等の結果、以下が大阪MICEの課題として抽出された。これらの課題を解決するための施策を検討する必要があると思慮する。

### 大阪MICEの課題一覧

	大阪MICEの課題	課題提示者
近隣都市との 役割分担・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 近隣都市との役割分担・連携が不十分           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 近隣都市の自治体・民間企業・学術機関などとの役割分担・連携が不十分であるため、関西全域で産業を振興する、観光資源を活用するなど、関西全域でのMICE誘致の競争力を高める機会に乏しい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府</li> <li>・ 大阪観光局</li> </ul>
大阪既存MICE施設間との 役割分担・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大阪既存MICE施設間との役割分担・連携が不十分           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大阪既存MICE施設間での役割分担・連携が不十分であるため、本来は大阪府内のMICE施設で開催できる案件が他都道府県に流れている恐れがある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府</li> <li>・ 大阪府立国際会議場</li> <li>・ インテックス大阪</li> </ul>
他都市との差別化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MICE誘致に係るマーケティング戦略が不在           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ MICE誘致に係るマーケティング戦略の策定・実行が不十分であるため、大阪のMICEの開催件数が伸び悩んでいる。</li> </ul> </li> <li>■ M・I・C・Ex・Ev別の目標が未設定           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ MICEを誘致するにあたっての定量目標を設定できておらず、大阪MICEの現状や課題、成果などを客観的な指標で把握できていない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府</li> <li>・ 大阪観光局</li> </ul>

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

### 大阪MICEの課題解決に向けた施策

#### 大阪MICEの課題解決に向けた施策

##### 近隣都市との 役割分担・連携

- 関西全域のMICE誘致の競争力向上に向けて、関西広域での連携組織を設立することを検討する。
  - 自治体との連携(実現可能性:高)
  - 学術機関・民間企業との連携(実現可能性:中)
  - 出資者との連携(実現可能性:低)

##### 大阪既存MICE施設間との 役割分担・連携

- 大阪のDMOである大阪観光局が主体となり、大阪MICEプレイヤーで連携体制を構築し、大阪MICEの開催件数を増加させるため、以下のような提携を行うことを検討する。
  - 大阪MICEの企画、マーケティング活動の協働、案件の共有、共同開催

##### 他都市との差別化

- 大阪のMICE件数を増加させるため、大阪MICEのマーケティング戦略を「Product」「Price」「Place」「Promotion」の観点から策定することを検討する。
  - 「Product」: 産業・学術以外の観点で、大阪が他都市と差別化できる要素をMICEに付与
  - 「Price」: 開催費のフレキシブルな料金体系の設定
  - 「Place」: 他都市との差別化が可能なテーマを検討し、そのテーマに即する大阪のエリアを成長戦略拠点特区として選択
  - 「Promotion」: M・I・C・Ex・Ev別のプロモーションの実行
- Cの開催件数のみでなく、大阪ではM・I・Ex・Evの開催に関しても、具体的な数値目標を設定することを検討する。
  - M・Evの基準の設定
  - M・I・C・Ex・Evの開催の定量目標の設定
  - 大阪重点産業に係るM・C・Ex・Ev開催の定量目標の設定



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

### 近隣都市との役割分担・連携施策

#### 課題

- 近隣都市の自治体・民間企業・学術機関などとの役割分担・連携が不十分であるため、関西全域で産業を振興する、観光資源を活用するなど、MICE誘致の競争力を高める機会に乏しい。

#### 施策

- 関西全域のMICE誘致の競争力向上に向けて、関西広域での連携組織を設立することを検討する。
  - 自治体との連携(実現可能性:高)
    - ・ 他の自治体(神戸市、京都市など)と観光資源を共同で活用することで、大阪でI・C・Ex・Evを誘致するにあたっての優位性を高める(例:大阪で実施されるCのアフターコンベンションの訪問先を大阪府内に限定せず、神戸市や京都市などの近隣都市の観光地も選択肢に加える)。
  - 学術機関・民間企業との連携(実現可能性:中)
    - ・ 学術機関・民間企業(関西全域のMICEが活性化することで恩恵がある企業を中心)のメンバーそれぞれが出向元組織のレバレッジを活用し、事業者の発掘(例:ビジネスパートナーの開拓)、参画者間の協働(例:大阪重点産業に係る企業間の共同開発)などを通じて、産業振興・観光事業の促進につなげていくことを目指すことを検討する。
  - 出資者との連携(実現可能性:低)
    - ・ 公的資金を用いるだけでなく、出資者(地方銀行・信用金庫・関西に本社がある企業など)の投資を元にしたプロジェクト(例:出資者からの資金提供を通じた、大阪重点産業に係る民間企業の研究開発の促進)の実行⇒成功によるリターンの獲得⇒リターンを元にした新たなプロジェクトの実行⇒成功という好循環を生み出し、関西全域の利潤の獲得を目指すことを検討する。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

#### 大阪既存MICE施設との役割分担・連携施策

#### 課題

- 大阪既存MICE施設間での役割分担・連携が不十分であるため、本来は大阪府内のMICE施設で開催できる案件が他都道府県に流れている恐れがある。

#### 施策

- DMOが主体となり、大阪MICEプレイヤー（自治体、大阪観光局、MICE施設）で連携体制を構築し、大阪MICEの開催件数を増加させるため、以下のような提携を行うことを検討する（知見者へのヒアリングを基に作成）。
  - 大阪MICEプレイヤー間の情報・ノウハウの共有と、それを活用した企画立案
    - ・ 各MICEプレイヤーが内部でクローズしてきたMICE誘致に向けた情報・ノウハウ（例：各学術分野・産業分野の動向、ソリューションセールスの手法、MICE専門人材の育成方法）をオープンにし、大阪MICEプレイヤー間で共有し、大阪全体にMICE知見を蓄積させる。蓄積された知見を元に、大阪で開催すべきMICEの企画を行うことを検討する（例：主催者のニーズに即したMICE機能の特定、大阪の優位性が高く他都市との競争が厳しい分野関連のMICEの立案）。
  - 大阪MICEのマーケティング活動の協働
    - ・ 各MICEプレイヤーで、大阪にMICEを誘致するためのマーケティング活動（例：大阪重点産業に係るMICEの市場調査、ブランディング、MICE主催者へのプロモーション（広告・宣伝・広報・集客）など）を協働することを検討する。
  - 大阪MICEの案件の共有
    - ・ 受託できない案件（規模・機能などの条件面の不一致）が発生し、その案件が大阪の別のMICE施設で受け入れられる場合は紹介し、他都道府県に案件を逃さないようにする。紹介元・紹介先の双方にメリットがあるように、紹介先から紹介元へMICE開催に係る売上の一部を支払うことなどを検討する。
  - 大阪MICEの共同開催
    - ・ 機能・規模などが異なる施設がMICEを共同で開催し、互いの施設の強みを活かし合い、受託可能な案件を増やすことを検討する（例：会議場と展示場の共同開催）。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

#### MICE誘致に係るマーケティング戦略に関する施策 1/2

##### 課題

- マーケティング戦略の策定・実行が不十分であるため、大阪のMICEの開催件数が伸び悩んでいる。

##### 施策

- 大阪のMICE件数を増加させるため、大阪MICEのマーケティング戦略を「Product」「Price」「Place」「Promotion」の観点から策定することを検討する(知見者へのヒアリングを基に作成)。
  - 「Product」: 産業・学術以外の観点で、大阪が他都市と差別化できる要素をMICEに付与
    - 大阪は産業・学術において、他都市よりも圧倒的に優位にある分野が存在しない(強いて言えば、再生医療は学術機関も集積しており、大阪の優位性は高い)ため、それらの優位性を敢えて強調せず、大阪が他都市と差別化できる要素(食事・文化など)を訴求したMICEとすることを検討する。
  - 「Price」: 開催費のフレキシブルな料金体系の設定
    - 大阪のMICE施設の開催費の料金体系は多くの場合一律であるが、シンガポール等、世界の都市では案件の内容・規模・開催期間などによってフレキシブルに料金体系を設定することが主流である。大阪のMICE施設もそれに倣い、重要性の高いMICE開催に関しては、開催費を下げる等の対応も一つの選択肢と考えられる。
  - 「Place」: 他都市との差別化が可能なテーマを検討し、そのテーマに即する大阪のエリアにおいてMICEを誘致、成長戦略のテーマとすることも検討
    - 他都市との差別化が可能なエッジの利いたテーマ(例: クリエイティブ(ゲーム、アニメ等))を検討する。そのテーマと親和性が高いと考えられる大阪のエリアにおいてMICEを誘致し、成長戦略のテーマとすることも検討する。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

#### MICE誘致に係るマーケティング戦略に関する施策 2/2

##### 課題

- マーケティング戦略の策定・実行が不十分であるため、大阪のMICEの開催件数が伸び悩んでいる。

##### 施策

- 大阪のMICE件数を増加させるため、大阪MICEのマーケティング戦略を「Product」「Price」「Place」「Promotion」の観点から策定することを検討する(知見者へのヒアリングを基に作成)。
  - 「Promotion」: M・I・C・Ex・Ev別のプロモーションの実行(I・C・Ex・Evを重視)
    - M開催は企業の所在地からの距離によってほぼ決定され、プロモーションを通じた誘致は効果が非常に薄いため、M誘致に向けたプロモーションは注力しないことを検討する。
    - I開催は海外の旅行代理店に働きかければ誘致に直結する。また、大阪のIは東京のIと比肩するほど強みとなっているため、Iの誘致に向けたプロモーションは積極的に行うことを検討する。
    - C開催は大学等の学術機関に働きかければ誘致に直結する。また、Cは大型医学会議を中心に経済波及効果が高い。従って、C誘致に向けたプロモーションは積極的に行うことを検討する。
    - Ex・Evは民間企業への提案次第で新規のEx・Exを生み出すことが可能であり、案件獲得のコストパフォーマンスが高い傾向にある。従って、Ex・Evの誘致に向けたプロモーションは積極的に行うことを検討する。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICEの課題と具体的な施策

#### 他都市との差別化に向けた具体的な施策(M・I・C・Ex・Ev別の目標の設定)

#### 課題

- MICEを誘致するにあたっての定量目標を設定できておらず、大阪MICEの現状や課題、成果などを客観的な指標で把握できていない。

#### 施策

- 国内競合都市のようにCの開催件数のみでなく、大阪ではM・I・Ex・Evの開催に関しても、具体的な数値目標を設定することを検討する(知見者へのヒアリングを基に作成)。
  - M・Evの基準の設定
    - Mの明確な基準が存在しないため、「会議参加者数」「会議開催地」「会議主催者」などの観点から基準を設定することを検討する。
    - Evの明確な基準が存在しないため、「カテゴリー(スポーツイベント、フェスティバル、販促イベント、興行イベントなど)」「イベント開催地」「イベント参加者数」などの観点から基準を設定することを検討する。
  - M・I・C・Ex・Evの開催の定量目標の設定
    - M・I・C・Ex・Evの全てに関して、定量目標(開催件数、開催に係る売上、開催に係る経済波及効果などがベース)を設定し、モニタリングを実施することを検討する。
  - 大阪重点産業に係るM・C・Ex・Ev開催の定量目標の設定
    - MICEがどの程度産業振興に貢献したかを定量的に評価できるようにするため、M・C・Ex・Evを産業と結びつけ、大阪の重点産業(ライフサイエンス、環境、新エネルギー、生活支援、クリエイティブ)に係るM・C・Ex・Evについても、個別に具体的な数値目標を設定し、モニタリングを実施することを検討する。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 オ 具体的な施策等の検討

### 大阪MICE施設の課題と具体的な施策(ベンチマークMICE施設の設定)

- 国内ベンチマーク都市に立地する以下の主要MICE施設と、大阪の主要MICE施設(大阪府立国際会議場・インテックス大阪)を「主催者が会議場・展示場選択で重視する条件(詳細は次スライド)」で比較した上で、大阪府立国際会議場・インテックス大阪の現状と課題を把握する。

### 国内ベンチマーク施設

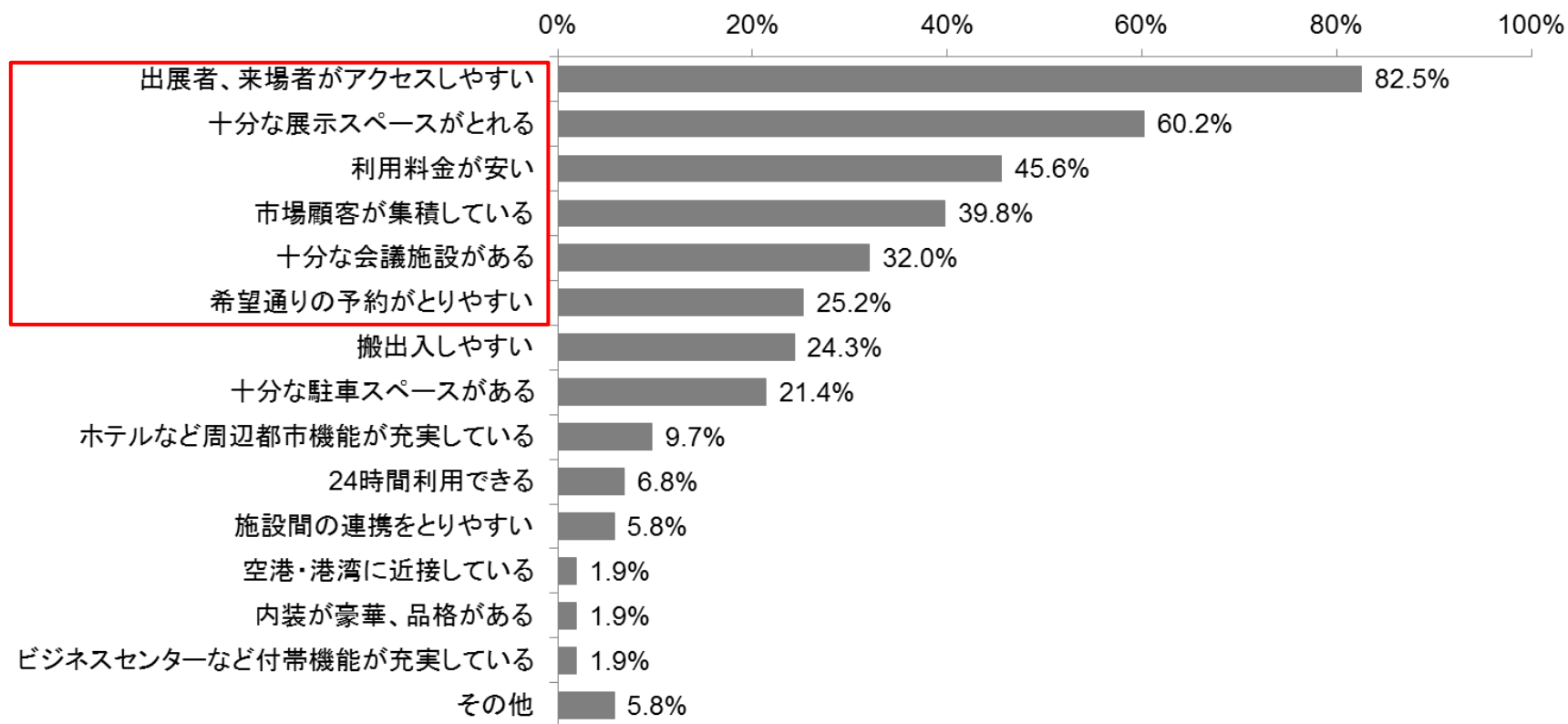
	エリア	ベンチマークMICE施設
展示場	東京都	・ 東京国際展示場
	千葉市	・ 幕張メッセ
	神戸市	・ 神戸国際展示場
	福岡市	・ マリンメッセ福岡
	北九州市	・ 西日本総合展示場
会議場	東京都	・ 東京国際フォーラム
	横浜市	・ 横浜国際平和会議場
	京都市	・ 国立京都国際会館
	神戸市	・ 神戸国際会議場
	福岡市	・ 福岡国際会議場

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICE施設の課題と具体的な施策(調査項目の選定)

- 大阪の主要MICE施設(大阪府立国際会議場・インテックス大阪)と、国内ベンチマーク施設を、「主催者が会議場・展示場選択で重視する条件(主催者の25%以上が重要と回答した項目)」をベースとして比較し、大阪のMICE施設の現状と課題を把握する。

### 主催者が会議場・展示場選択で重視する条件(主催者のニーズ)



出所:「官民連携による展示場の整備・運營業務における展示会、見本市主催者へのアンケート結果(国土交通省)」

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 オ 具体的な施策等の検討

### 大阪MICE施設の課題と具体的な施策(インテックス大阪の現状と課題)

- ・ インテックス大阪と、国内ベンチマーク都市の主要展示場とを比較した結果、インテックス大阪は「主催者が展示場選択で重視する条件」において、必ずしも優位ではない。また、施設の老朽化、展示場として必要な機能が不足している(無柱の展示場・可動壁など)といった課題も存在する。

#### インテックス大阪の 現状と課題

- インテックス大阪と、国内ベンチマーク都市の主要展示場とを「主催者が展示場選択で重視する条件」で比較した結果は以下のとおりである。
  - 海外からのアクセスの良さ\*1: 3位/6施設
  - 展示スペースの広さ: 3位/6施設
  - 利用料金の安さ\*2: 6位/6施設
  - 市場顧客の集積(そのエリアの上場企業数): 2位/6施設
  - 会議施設数: 1位/6施設
  - 予約の取りやすさ\*3: 1位/6施設
- 上記のとおり、**国内他都市の展示場と比較すると、インテックス大阪は必ずしも条件面で優位ではない。**
- また、上記に加えて、以下の課題も存在する(知見者へのヒアリングを基に作成)。
  - **1985年の開業から30年以上が経過しており、施設が老朽化している。**
  - 現在の会議施設は300人収容が最大であり、会議施設が不足している(上記の国内ベンチマーク都市の主要展示場との比較では「会議施設数」は6施設中1位となっているが、1位である現状においても課題を残している)。
  - 3号館・5号館以外の展示場内に柱がある(一般には無柱の施設の方が好ましい)。
  - 可動壁による展示面積の変更ができない。

\*1 海外から開催都市の最寄の空港への就航数。多いほど上位に設定している。

\*2 各施設の最も展示面積が大きい展示会場で、土日祝日に1㎡/1時間利用するのに必要な金額。少ないほど上位に設定している。

\*3 稼働率が低いほど「予約が取りやすい」と定義し、上位に設定している(ただし、稼働率の低さ自体は良いことではない)。



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 才 具体的な施策等の検討

### 大阪MICE施設の課題と具体的な施策(大阪府立国際会議場の現状と課題)

- 大阪府立国際会議場と、国内ベンチマーク都市の主要会議場とを比較した結果、大阪府立国際会議場は「主催者が会議場選択で重視する条件」において、必ずしも優位ではない。また、予約が重なることを理由とした失注が年間400件程度発生し、機会損失につながっている等の課題も存在する。

#### 大阪府立国際会議場の 現状と課題

- 大阪府立国際会議場と、国内ベンチマーク都市の主要会議場とを「主催者が会議場選択で重視する条件」で比較した結果は以下のとおりである。
  - 海外からのアクセスの良さ\*1: 3位/6施設
  - 展示スペースの広さ: 5位/6施設
  - 利用料金の安さ\*2: 3位/6施設
  - 市場顧客の集積(そのエリアの上場企業数): 2位/6施設
  - 会議場の最大収容人数: 4位/6施設
  - 予約の取りやすさ\*3: 6位/6施設
- 上記のとおり、**国内他都市の会議場と比較すると、大阪府立国際会議場は必ずしも条件面で優位ではない。**
- また、上記に加えて、以下の課題も存在する(知見者へのヒアリングを基に作成)。
  - 現施設規模のキャパシティを超える大規模催事(特に展示スペース)に対応できていない。
  - 稼働率は限界に近く(上記の国内ベンチマーク都市の会議場の中で、大阪府立国際会議場は最も稼働率が高い)、予約が重なることを理由に、年間の問い合わせ約2,800件中、400件程度の失注が発生し、機会損失となっている。

\*1 海外から開催都市の最寄の空港への就航数。多いほど上位に設定している。

\*2 各施設の最も収容人数が大きい会議場で、土日祝日に1人/1時間利用するのに必要な金額。少ないほど上位に設定している。

\*3 稼働率が低いほど「予約が取りやすい」と定義し、上位に設定している(ただし、稼働率の低さ自体は良いことではない)。

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 オ 具体的な施策等の検討

## 大阪MICE施設の課題と具体的な施策(インテックス大阪・大阪府立国際会議場と世界のMICE施設トレンドの比較)

・ 世界のMICE施設では「オールインワン型MICE施設」「隣接する会議場・展示場でMICEを一体的に運用する連携」がトレンドになっているが、大阪の既存のMICE施設ではこれらの実現は難しい。世界のトレンドに即応するため、会議場・展示場の新設も検討の余地があると考えられる。

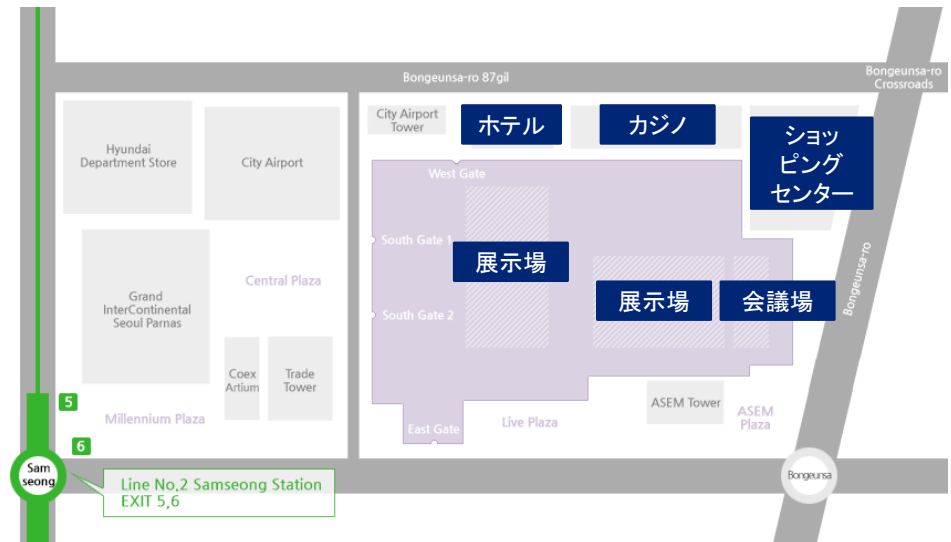
- 前頁・前々頁にて記載した課題に加え、大阪のMICE施設では「オールインワン型MICE施設(ホテル、飲食・物販、リゾート等、MICE開催に必要な各種施設が一体的に周囲に立地しているMICE施設)」「隣接する会議場・展示場でMICEを一体的に運用する連携」が実現出来ていないことも課題としてあげられる(知見者へのヒアリングを基に作成)。
- 「オールインワン型MICE施設」「隣接する会議場・展示場でMICEを一体的に運用する連携」は世界のトレンドであり、大阪は世界のトレンドから遅れていると考えられる。
- 大阪MICEがこれらを実現させるには、既存のMICE施設では難しいことが想定される。世界のトレンドに対応するため、また現状のインテックス大阪・大阪府立国際会議場の解決可能な課題を解決するためにも「会議場・展示場の新設」は検討の余地があると考えられる。

### 「オールインワン型MICE施設」「会議場・展示場隣接」の事例① マリーナベイ・サンズ・サンズ(シンガポール)



出所: マリーナベイ・サンズ・サンズ、Coexウェブサイト

### 「オールインワン型MICE施設」「会議場・展示場隣接」の事例② Coex(ソウル)



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 カ バイエリア(夢洲)における MICEのあり方についての検討

バイエリア(夢洲)の新展示場・会議場設立に向けた検討	P. 132
機能・サービス	P. 133
規模	P. 134
整備・運営形態	P. 136
バイエリア(夢洲)の役割と、 他エリア(梅田・中之島)との連携	P. 138

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### カ バイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

#### バイエリア(夢洲)の新展示場・会議場設立に向けた検討

- 調査オの結果、大阪のMICE施設には「オールインワン型MICE施設ではない」「会議場・展示場が隣接しておらず、MICEを一体的に運用・連携できていない」という課題が判明した。この課題は**既存のMICE施設では解決が困難であると考えられるため、展示場・会議場の新設を検討する必要があると考えられる。**
- 以下2点の理由により、**新展示場・会議場は、バイエリア(夢洲)への設立が望ましいと思慮する。**
  - 敷地面積を確保できるため
  - IRによる集客が見込めるため
- 新展示場・会議場設立の際には、以下のあり方について検討する必要があると考えられる。
  - 機能・サービス
  - 規模
  - 整備・運営形態／担う役割
  - 大阪MICEの目標の実現に向けて、バイエリア(夢洲)の役割と、他エリア(梅田・中之島)との連携

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

# カ バイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

### 機能・サービス

#### 新展示場

#### 新会議場

■ 主催者・MICE関連施設(宿泊施設、会議場施設、展示場施設)・参加者のニーズを満たすべく、バイエリア(夢洲)の新展示場・新会議場とその周辺には、以下の機能・サービスを盛り込むことが望ましいと思慮する。(知見者へのヒアリングを基に作成)

#### ➤ 新展示場・新会議場に求められる機能

- 全館Wi-Fi
- 分割可能な会議室
- 複数のエレベーター
- コンビニエンスストア
- 両替所・ATM
- 無柱の施設
- (コンクリートではなく)絨毯敷が敷かれた床
- 裏動線・VIP動線
- 搬入搬出経路

#### ➤ 新展示場・新会議場に求められるサービス

- フレキシブルな料金設定
- 世界中の食習慣に即応したケータリングサービス
- 宿泊施設の量(室数)・質(多様性)の担保
- 24時間体制の設営

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討 カ ベイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

規模 1/2

### 新展示場

- 新展示場の規模の上限は、大阪の目的に応じて「200,000㎡」「120,000㎡」「30,000~50,000㎡」が選択肢として想定される(知見者へのヒアリングを基に作成)
  - 【案①:200,000㎡】これまで日本が「展示場の規模」を理由に開催出来なかった世界第一級の巨大Ex(「Consumer Electronics Show」「Paperworld Frankfurt」「Mobile World Congress」レベル)の開催を狙う場合、新展示場の規模は200,000㎡程度が必要であると思慮する。ただし、従来の延長線上での営業活動が必要となると共に、稼働率よりも行政目的(産業育成、経済波及)を重視したKPI管理が必要となる。
  - 【案②:120,000㎡】東京で実施されたExを大阪で横展開でき、かつ機能面での充実を図ることによりアジアを代表するMICEを目指す場合、新展示場の規模は東京ビッグサイト(拡張後)と同規模の120,000㎡程度が必要であると思慮する。
  - 【案③:30,000~50,000㎡】現状通り、中小規模のExを中心に開催し、規模以外の面(機能・サービス等)で差別化する場合、新展示場の規模はマリーナベイ・サンズ・サンズ・エキスポ&コンベンションセンター等と同程度の30,000~50,000㎡程度が必要であると思慮する(この場合、MICEの規模ではなく質で世界第一級を目指すこととなる)。

### 新会議場

- 新展示場の規模に即して新会議場の規模を検討する必要があり、新会議場の最大収容人数の上限は「12,000人」「5,000人」「2,500人」が選択肢として想定される。
  - 【案①:12,000人】新展示場の規模の上限が200,000㎡である場合は、Cでも世界第一級の案件を狙うため、新会議場の最大収容人数は12,000人程度(本調査のベンチマーク都市・シンガポールの会議場で最大級の収容人数。Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre・Mandalay Bay Convention Centerの2施設と同程度)が必要であると思慮する。
  - 【案②:5,000人】新展示場の規模が120,000㎡である場合は、新会議場の規模は東京国際フォーラムと同規模の5,000人程度が必要であると思慮する。
  - 【案③:2,500人】新展示場の規模が30,000~50,000㎡である場合は、新会議場の規模は、大阪府立国際会議場と同程度の2,500人程度が必要であると思慮する。

(※)案②案③の場合は、規模の面では世界第一級の実現が難しいため、誘致するMICEの質や経済波及等の規模以外の面での差別化が必要であると思われる。

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討 カ バイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

## 規模 2/2 大阪で開催の可能性のある世界有数の展示会(一例)

### Consumer Electronics Show

#### ■ コンシューマ・エレクトロニクス分野で世界最大の展示会

- 開催地:ラスベガス
- 来場者数(2015年実績):170,000人(うち海外から45,000人)
- 出展社数(2015年実績):3,600社
- 約50年に渡り世界中の企業リーダーと先駆的なアイデアを持つ人々が集まり、次世代の革新技術が市場に導入される可能性を見極めるためのグローバルな舞台として機能してきた。



### Paperworld Frankfurt

#### ■ オフィスサプライ&ステーショナリー分野で世界最大の展示会

- 開催地:フランクフルト
- 来場者数(2015年実績):42,152人(うち海外から27,820人)
- 出展社数(2015年実績):1,641社(うち海外から1,352社)
- 紙、文房具、オフィスサプライ、筆記用具を取り扱う。有名メーカーの多様なプロダクトを求めて、ドイツ内外から多くの人々が来場する。バイヤー・卸売・小売にとって、アイデア創造の場になっている。



### Mobile World Congress

#### ■ 世界最大規模の携帯通信関連の展示会

- 開催地:バルセロナ
- 来場者数(2015年実績):94,000人
- 出展社数(2015年実績):2,199社
- モバイルに関する展示会と、世界中の携帯電話メーカー、端末製造メーカー、テクノロジープロバイダー、販売会社、コンテンツ会社の上層部が出席する会議が複合されたイベントである。



■ 巨大展示場(展示面積200,000㎡程度)を新設すれば、世界有数の展示会開催を通じ、大阪の産業振興・集客力向上に貢献する可能性があると考えられる。

# (4) MICE施設の需要調査・整備検討

## カ ベイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

### 整備・運営形態 1/2 (官民連携手法のパターン)

民の役割

官の役割

	コンセッション	PFI (サービス購入型ほか)	DBO (Design Build Operate)	指定管理者制度
民間の 業務領域 (想定例)	<p>収益施設整備(※ケースによる)</p> <p>施設維持管理</p> <p>収益施設整備運営</p> <p>施設の改築更新</p> <p>資金調達</p> <p>利用料收受</p> <p>マーケ、経営戦略</p> <p>人材確保・育成</p> <p>施設の所有</p>	<p>収益施設整備</p> <p>施設維持管理</p> <p>収益施設整備運営</p> <p>施設の改築更新</p> <p>資金調達</p> <p>利用料收受(指定管理者など)</p> <p>マーケ、経営戦略</p> <p>人材確保・育成</p> <p>施設の所有</p>	<p>収益施設整備</p> <p>施設維持管理</p> <p>収益施設整備運営</p> <p>施設の改築更新</p> <p>資金調達</p> <p>利用料收受(指定管理者など)</p> <p>マーケ、経営戦略</p> <p>人材確保・育成</p> <p>施設の所有</p>	<p>収益施設整備</p> <p>施設維持管理</p> <p>収益施設整備運営</p> <p>施設の改築更新</p> <p>資金調達</p> <p>利用料收受</p> <p>マーケ、経営戦略</p> <p>人材確保・育成</p> <p>施設の所有</p>
民間ノウ ハウの活 用余地	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の位置づけを維持しながら、長期にわたる経営全般について、民間事業者のノウハウの活用が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達を民間に担わせるため、財政負担の平準化が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・施工・運営を一体で民間事業者に行わせることで、運営コストの削減を期待した施設の整備・運営が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用料が充当されることから、運営にあたって、コスト削減のみならず、収益向上についても民間事業者のノウハウが期待できる。</li> </ul>
本事業へ の適用 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業部分の運営方法や、連携方策によっては、コンセッション方式の導入ではなく、他の事業手法が望ましい可能性もある。(PFI方式、サービス購入型、DBO方式など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営については、IR事業部分との連携を前提として、施設整備を効率的に進めることなどでの適用が考えられる。 ※施設整備ののちに、IR事業部分の運営者に運営を委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施の手続きが簡素、スケジュールも短期ですむ可能性が高く、PFI手法よりもメリットが大きい可能性がある。 ※施設整備ののちに、IR事業部分の運営者に運営を委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業手法としての可能性はあるが、事業期間が短期であることや、事業の運営度が比較的低い可能性が高いことから、民間事業者の参画意欲が低くなる可能性があり得る。</li> </ul>

- 民間に任せる業務範囲の違いにより、以下に示すような官民連携手法の活用が想定される。
- 本事業の特性を踏まえると、民設民営となるIR域内との連携方策を踏まえたメリット・デメリットの精査が重要となる。



## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### カ ベイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

#### 整備・運営形態 2/2 (官民連携手法のパターンごとのメリット・デメリット)

	コンセッション	PFI (サービス購入型ほか)	DBO (Design Build Operate)	指定管理者制度
適用イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【整備】</b> 民設(IR事業者)         </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【整備】</b> 公設(官民連携手法は活用)         </div> </div> <p>施設の整備手法としては、PFI手法やDB手法、ほかにIR域内のMICE施設との一括発注などの手段も考えられ、施設計画・規模などによっても最適な手段が異なると考えられる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【運営】</b> 民営(IR事業者) ※ただし詳細スキームは不明         </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【運営】</b> 民間(手法は未決定)         </div> </div> <p>施設運営について、IR事業者との一体的運営を前提とすると、公募は成立しづらい可能性が高い。(IR域内のMICE施設が、国内事業者に委託されるなどであれば、一括公募なども考えられる) コンセッション方式だけでなく、PFI(BTO)、指定管理者制度なども選択肢となりえるが、包括的な運営委託などでも同様の効果を期待できる可能性もある。</p>			
メリット・デメリット	<b>【メリット】</b> ・民間ノウハウの活用領域は最も大きい。 <b>【デメリット】</b> ・導入に向けた負担(コスト、期間など)も勘案すると、他の手法で類似の効果が得られる可能性もある。	<b>【メリット】</b> ・民間資金を活用して、財政負担の平準化を図ることが可能となる。(施設整備) <b>【デメリット】</b> ・導入に向けた負担(コスト、期間など)が大きい。	<b>【メリット】</b> ・PFI手法にのっとることなく進められるため、導入が簡便となる。 <b>【デメリット】</b> ・財政負担を行政の既存手法に頼る必要がある。(※カジノによる収益の充当は想定していない)	<b>【メリット】</b> ・導入事例も多く、非常に簡易に導入を行うことが可能となる。 <b>【デメリット】</b> ・民間の創意工夫の領域は制度上小さいものとなる。
スケジュール(目安)	・公募準備～事業者決定までおよそ、2年程度(もしくはそれ以上)	・公募準備～事業者決定までおよそ、2年程度(もしくはそれ以上)	・公募準備～事業者決定までおよそ、1年半～2年	・公募準備～事業者決定までおよそ、半年から1年
適用事例	・みなとみらい21中央地区20街区MICE事業(運営) [横浜市]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとみらい21中央地区20街区MICE事業(施設整備) [横浜市]</li> <li>・交流拠点施設整備[長崎市]</li> </ul>	・大型MICE(国際的イベント)施設整備運営事業 [沖縄県]	-

■ 想定される官民連携手法ごとのメリット・デメリット等を整理すると上記のとおりとなる。

## (4) MICE施設の需要調査・整備検討

### カ バイエリア(夢洲)におけるMICEのあり方についての検討

バイエリア(夢洲)の役割と、他エリア(梅田・中之島)との連携(知見者へのヒアリングを基に作成)

夢洲の 役割	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 国内最先端のオールインワン型のMICE施設として大阪MICEの競争力を高め、C・Ex・Evを中心に誘致する<ul style="list-style-type: none"><li>➢ バイエリアの新展示場・新会議場は、先述の機能・サービスを盛り込んだ国内最先端のMICE施設とする。また、展示場・会議場の機能のみならず、国内初のオールインワン型MICE施設をバイエリアで実現させ、国内他都市との差別化を図ることで、大阪MICEの競争力を高めることが新展示場・新会議場の役割として期待される。</li><li>➢ C・Ex・Evの誘致が期待される。どのようなC・Ex・Evを狙うかは、新展示場・新会議場の規模によって異なる。</li></ul></li></ul>
梅田の 役割	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 大阪の中心地に位置する好立地を活かし、企業系のMを中心に誘致する<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 梅田には企業の本社・支社が集積しており、企業からのアクセスに優れているため、梅田に立地するコングレコンベンションセンターは、企業系のMを開催するのに最も適したMICE施設であり、その誘致が役割として期待される。</li><li>➢ 今後は、うめきた2期に開設される施設と、大阪駅周辺の施設(国際水準のホテル、アフターコンベンションに適した飲食・物販施設など)との相互連携を通じ、現状で開催されているよりも大きな規模のM・Cの開催が期待される。</li></ul></li></ul>
中之島の 役割	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 会議場としてのステータスを活かし、ライフサイエンス等のCを中心に誘致する<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 大阪府立国際会議場は、公立施設として、公平公正な利用が確保されており、これまでの十数年に及ぶ開催実績と併せ、信頼感とともに一定のステータスを有している。</li><li>➢ また、大阪府立国際会議場は大阪大学医学部を中心とした医学系学術会議の誘致を重点的に行ってきた結果、大学の医学部関係者とのリレーションを有しているため、大阪重点産業の一つであるライフサイエンスのC誘致に関して強みを有している。今後もそれらの強みを活用し、ライフサイエンスを中心としたCの誘致が期待される。</li></ul></li></ul>
MICE施設間の 連携	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 会議場・展示場が一体となった案件の誘致<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 近隣の会議場・展示場が連携し、互いの施設の強みを活かし合い、受託可能な案件を増やすことが望まれる。</li></ul></li><li>■ 大阪全体のMICE開催件数増加に向けた、展示場間・会議場間の協働<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 大阪内のMICE施設間で連携し、大阪MICEの企画・マーケティング活動の協働、MICE案件の共有等が望まれる。</li></ul></li></ul>

## (5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性

ア 日本国内における競合他地域との比較 P.140

---

イ 想定される国の区域指定基準への合致性 P.143

---

**(5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性**  
**ア 日本国内における競合他地域との比較**

# (5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性

## ア 日本国内における競合他地域との比較

### 国内における主要競合候補地との比較(1/2)

本章では、IR導入を進めている主要な競合他地域との比較を、他団体の公表情報及び各種報道等をもとに行い、夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性を検討した。

①イニシャルコスト、②開発拡張可能性、③近隣の市場性、④周辺観光資源、⑤交通アクセス、⑥雇用供給可能性の5つの観点より大阪及び夢洲地区の特定複合観光施設区域としての候補地・候補圏域としての優位性について国内における主要な候補地である長崎県(佐世保市)、北海道(苫小牧市)、東京都(江東区)、神奈川県(横浜市)と比較し、夢洲の特定複合観光施設区域の候補地としての特性を抽出した。

#### ■ 夢洲の候補地としての特性

- ① イニシャルコスト: 用地の取得費用(1㎡当たり地価)は15万円であり、本調査では北海道、長崎県に次ぐ低い取得費用である。
- ② 開発拡張可能性: 夢洲地区は広大な用地であり、北海道に次ぐ敷地面積を有する地区である。そのため、IRの拡張、または複数IRの設置の可能性を有する。  
(参考: マリーナベイ・サンズの敷地面積は約16haである。)
- ③ 近隣の市場性: 夢洲の80km圏内成人人口は約1,800万人であり、東京都・神奈川県に次ぐ統合型リゾートの市場性を有する。
- ④ 周辺観光資源: 京都市、奈良市、芦屋市、神戸市、姫路市と区域以外の国際観光文化都市及び国際観光会議都市が集中しており、首都圏都市(東京都、神奈川県)に次ぐ観光資源が豊富である。
- ⑤ 交通アクセス: 夢洲は大阪国際空港、関西国際空港と2つの国際空港から1時間以内であり、市街地(梅田、天王寺)からも30分以内。
- ⑥ 雇用供給可能性: 夢洲から80km圏内の生産労働人口は約140万人と東京都、神奈川県に次ぐ規模を有しており、IR施設での雇用者の供給及びIR施設立地により創出される間接的な雇用への対応は他の候補地同様に可能だと考えられる。  
(参考: マリーナベイ・サンズのIR雇用者数: 直接雇用者数9,400名、間接雇用者数3,000名)

出所: Marina Bay Sands「Fun Facts」、Las Vegas Sands Japan ホームページ

# (5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性

## A 日本国内における競合他地域との比較

### 国内における主要競合候補地との比較(2/2)

比較項目			大阪府 (大阪市)	長崎県 (佐世保市)	北海道 (苫小牧市)	東京都 (江東区)	神奈川県 (横浜市)
①イニシャルコスト	用地取得費用	1㎡当たり地価	150,000円 <sup>*1</sup>	約4,000—570,000円 <sup>*2</sup>	約1,000—63,000円 <sup>*2</sup>	約227,000—1,410,000円 <sup>*2</sup>	約520,000—2,500,000円 <sup>*2</sup>
		基準地	夢洲	佐世保市	苫小牧市	江東区	横浜市中区
②開発拡張可能性	候補地域予定敷地面積 <sup>*3</sup>		約190ha	20ha	・新千歳空港隣接地域1,000ha ・苫東区域100ha	60ha	13ha (最大47ha)
③近隣の市場性	候補地80km圏内成人人口 <sup>*4,5</sup>		約18,000,000人	約7,000,000人	約5,000,000人	約39,000,000人	約35,000,000人
④周辺観光資源	主な観光資源(80km) <sup>*6</sup>		京都市、奈良市、芦屋市、 神戸市、姫路市	長崎市、福岡市、熊本市	札幌市	横浜市、箱根町、さいたま市、 つくば市・土浦市、浦安市、 成田市、千葉市、木更津市	熱海市、伊東市、さいたま市、 つくば市・土浦市、浦安市、 成田市、千葉市、木更津市、 富士吉田市
⑤交通アクセス	候補地80km圏内にある国際空港 <sup>*7</sup>		・大阪国際空港 ・関西国際空港	なし	なし	・東京国際空港 ・成田国際空港	・東京国際空港 ・成田国際空港
	主要な空港からの所要時間		・大阪国際空港: 車で約30分 <sup>*8</sup> ・関西国際空港: 車で約50分 <sup>*3</sup>	長崎空港: 車又は船で約50分 <sup>*3</sup>	新千歳空港: 車で約10-20分 <sup>*3</sup>	・東京国際空港: 車又は電車等で約20-30分 <sup>*3</sup> ・成田国際空港: 車又は電車で約90分 <sup>*3</sup>	・東京国際空港: 車で約15分 <sup>*3</sup> ・成田国際空港: 車で約100分 <sup>*8</sup>
	市街地からの所要時間 <sup>*3</sup>		・梅田: 車で約25分 ・天王寺: 車で約30分	長崎市街: 車で約90分	・新千歳空港隣接地域・苫東区 域共通 ・札幌中心街: 車で約60分 ・苫小牧市街・港: 車で約30分	・品川: 電車で約20分 ・渋谷: 電車で約25分	・横浜: 電車で約10分 ・渋谷: 電車で約40分 ・東京: 電車で約50分
⑥雇用供給可能性	候補地80km圏内生産労働人口 <sup>*4,5</sup>		約14,000,000人	約6,000,000人	約3,000,000人	約31,000,000人	約28,000,000人

\*1 大阪市「夢洲における国際観光拠点形成に向けたアイデア募集要項 求める提案」

\*2 地価公示・都道府県地価調査(平成27年～平成28年)

\*3 各団体公表資料をもとに作成、現代ビジネス「候補地はお台場だけじゃない!「統合型リゾート推進法」成立確実で思惑入り乱れる「東京カジノ事情」(伊藤 博敏)|現代ビジネス|講談社」

\*4 政府統計(地図で見る統計)をもとに作成

\*5 平成22年国勢調査

\*6 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律及び同法律施行令上の「国際観光文化都市」又は国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)上の「国際観光会議都市」に該当する都市(ただし、候補地を含む都市は除く)

\*7 空港法第4条の「国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港」に該当する空港

\*8 Google map使用

**(5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性**  
**イ 想定される国の区域指定基準への合致性**

## (5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性 イ 想定される国の区域指定基準への合致性

### 想定される区域認定プロセス

IR推進法第2条第2項において、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。」と規定されており、IR区域は、地方公共団体による申請及び国による認定の2段階のプロセスを経て決定されることが想定されている。

区域数については、IR議連が公表した基本的考え方によれば、「実施法制定後の最初の認定区域は2,3箇所程度」と明記されており、また、IR推進法第8条において、「地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、地方公共団体より申請を受けた区域構想のうち、優れた区域構想と認められる区域のみが認定を受けることになると想定される。

したがって、区域の認定プロセスは、主として区域構想の優位性を評価するプロセスと捉えることができる。

なお、その際の評価指標については、法案通過前の現時点においては具体化されていないが、IR推進の目的(IR推進法第1条)及び基本理念(IR推進法第3条)との合致性が主たる評価軸になるものと考察される。

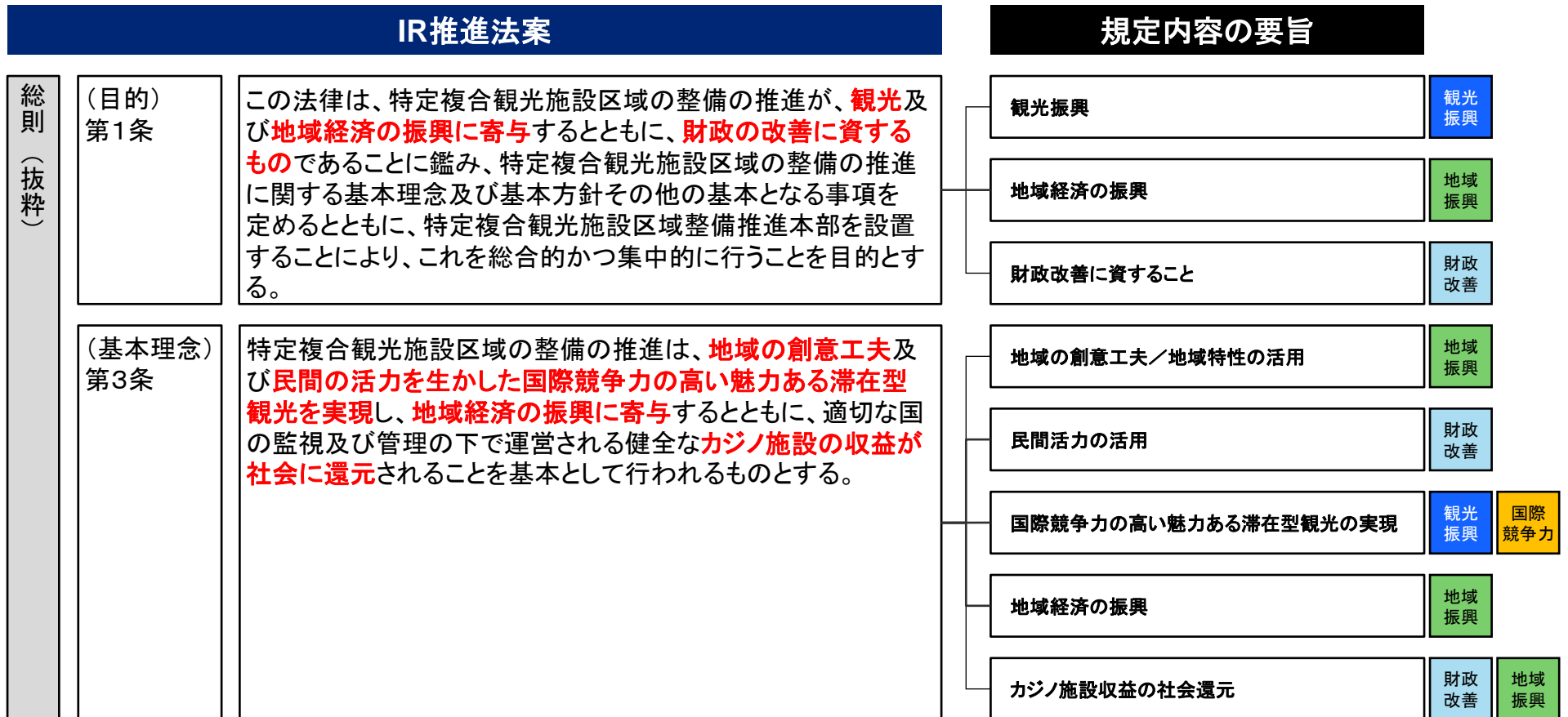
以上より、本章では、IR推進の目的及び基本理念の規定内容の整理を行い、その後、大阪におけるIRとそれら規定内容との合致性を検討することとする。



# (5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性 イ 想定される国の区域指定基準への合致性

## IR推進の目的及び基本理念の整理

IR推進法に規定されているIR推進の目的及び基本理念の規定内容を整理すると、「観光振興」「地域振興」「財政改善」「国際競争力」の4要素に分解され、これらが区域構想の優位性を評価する際の評価基準の基礎になるものと考えられる。



# (5) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性 イ 想定される国の区域指定基準への合致性

## 大阪IRと区域評価基準との合致性

先に示したIR推進目的及び基本理念の4要素は、それぞれ独立したものではなく、相互に関連する関係にある。そのため、国が区域構想の優位性を評価する際は、これら要素それぞれを満たしているか総合的に評価・判断されることになるものと推察される。

この点、これまでの調査を踏まえ、現状の大阪府の検討状況を当該4要素別に整理すると以下のとおりになる。



上記のとおり、当該4要素を満たすことから、大阪IRはIR推進目的及び基本理念に沿った区域構想であることが考察される。一方で、本結果はあくまでも現時点における考察に過ぎず、今後、国としてIRの検討が進み、評価基準が具体化される中で適宜、再整理・検討が必要になると考える。